

平成30年第1回大多喜町議会定例会

## 12月会議会議録

平成30年 12月4日 開会

平成30年 12月5日 散会

大多喜町議会

## 平成30年第1回大多喜町議会定例会12月会議会議録目次

### 第1号（12月4日）

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定による出席説明者	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	1
開議の宣告	3
行政報告	3
諸般の報告	4
会議録署名議員の指名	7
一般質問	7
麻生剛君	7
渡辺善男君	24
山田久子君	39
根本年生君	53
野中眞弓君	73
散会の宣告	88

### 第2号（12月5日）

出席議員	89
欠席議員	89
地方自治法第121条の規定による出席説明者	89
本会議に職務のため出席した者の職氏名	89
議事日程	89
開議の宣告	91
議事日程の報告	91
一般質問	91
吉野僖一君	91

志 関 武良夫 君	105
報告第10号の上程、説明	112
諮問第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	113
議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決	115
議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決	116
議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決	118
議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決	136
議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決	139
議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決	140
議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決	143
休会について	148
散会の宣告	148
署名議員	149

第1回大多喜町議会定例会12月会議

( 第 1 号 )

平成30年第1回大多喜町議会定例会12月会議会議録

平成30年12月4日(火)

午前10時00分 開議

出席議員(12名)

1番	野中眞弓君	2番	志関武良夫君
3番	渡辺善男君	4番	根本年生君
5番	吉野僖一君	6番	麻生剛君
7番	渡邊泰宣君	8番	麻生勇君
9番	吉野一男君	10番	末吉昭男君
11番	山田久子君	12番	野村賢一君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	鈴木朋美君
教育長	宇野輝夫君	総務課長	西郡栄一君
企画課長	米本和弘君	財政課長	君塚恭夫君
税務住民課長	和泉陽一君	健康福祉課長	長野国裕君
建設課長	吉野正展君	産業振興課長	西川栄一君
環境水道課長	山岸勝君	特別養護老人ホーム所長	秋山賢次君
会計室長	吉野敏洋君	教育課長	古茶義明君
生涯学習課長	宮原幸男君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	麻生克美	書記	山川貴子
------	------	----	------

議事日程(第1号)

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

---

### ◎開議の宣告

○議長（野村賢一君） 皆さん、改めておはようございます。

本日は、平成 30 年第 1 回議会定例会 12 月会議を招集しましたところ、議員各位を初め、町長及び執行部職員の皆様にはご出席をいただきまして、まことにご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は 12 名全員です。したがって、会議は成立しました。

本日は休会の日ですが、議事の都合により、平成 30 年第 1 回大多喜町議会定例会を再開いたします。

なお、傍聴の方が、たくさんの方がお見えになっています。ありがとうございます。じっくり議員の奮闘ぶりを見ていただければ幸いです。よろしく願います。

これより 12 月会議を開きます。

(午前 10 時 00 分)

---

### ◎行政報告

○議長（野村賢一君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（飯島勝美君） おはようございます。

平成 30 年第 1 回議会定例会 12 月の会議に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、議会定例会 12 月会議を再開させていただきまして、議長を初め議員の皆様方には、年末の大変お忙しい中ご出席をいただき、まことにありがとうございます。

行政報告につきましては、お手元に配付をさせていただきました報告書によりご了承をいただきたいと存じます。

この中で、11 月 8 日に、大多喜中学校で中学生議会が開催をされました。町の将来を担う中学生が、まちづくりに真剣に取り組み、町の現状や将来に向けたすばらしい質問を通じて、ふるさと大多喜に対する深い愛着を感じることができました。

また、23 日には、養老溪谷を中心にもみじまつりが開催され、養老溪谷観光センター、旧会所分校、上総中野駅、大多喜城下で各種イベントが行われました。すばらしい秋晴れのもと、大勢の皆様においでいただき、本町の豊かな自然を満喫していただきました。

さて、本日の 12 月会議でございますが、あすにかけての 7 名の議員による一般質問が予定をされております。その後専決処分の報告、人権擁護委員候補者の推薦議案、地域包括支

援センターの設置条例の一部改正議案、夷隅郡環境衛生組合規約の一部改正の協議議案、そして一般会計と3つの特別会計の補正予算、特別養護老人ホーム事業会計補正予算に関する議案を、それぞれ提出させていただいておりますので、各議案とも十分ご審議をいただき、可決くださいますようお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。

○議長（野村賢一君） これで行政報告を終わります。

---

### ◎諸般の報告

○議長（野村賢一君） 次に、諸般の報告であります。第1回議会定例会9月会議以降の議会関係の主な事項は、お配りしました印刷物によりご了承願います。

なお、このうち、10月10日に第2回国保国吉病院組合議会定例会が開催されました。この件につきまして、3番渡辺善男君から報告願います。

3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） それでは、ご指名をいただきましたので、私から会議出席報告をさせていただきます。

去る10月10日午後2時より、夷隅医療センター会議室において、平成30年第2回国保国吉病院組合議会定例会が開催され、本町からは、志関武良夫議員、麻生剛議員と私の3名が出席いたしました。

会期は1日で、議案4件、報告1件が付議されました。

議案4件の内容は、議案第1号で国保国吉病院組合病院事業設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案2号では、平成30年度国保国吉病院組合病院事業会計補正予算（第1号）、議案第3号では、平成29年度国保国吉病院組合病院事業会計決算認定について、議案第4号で、監査委員の選任につき同意を求めることについての審議でしたが、4議案とも質疑、討論もなく、全員賛成で原案どおり可決されました。

報告第1号では、平成29年度国保国吉病院組合病院事業資金不足比率の報告がありましたが、全員これを了承しました。

議事終了後、病院長より現況報告がございました。主な内容は、看護師の獲得を最優先で行っている。年度内に13名確保の見込みがついたため、4階再開のめどが立ってきた。医師の獲得については、内科医の増加に期待をしている。県内出身者の育成事業も行っている。いよいよ千葉大の寄附講座が始まると。外科医師、産科医師の交代期間をできるだけ延ばしてもらおうよう働きかけをしていると。整形外科医も停止となっているということでございま



した。

いずれにしても、医師・看護師不足には、あらゆる手だてをして、これ以上機能を落とさないよう、頑張っていきたいとのことでもございました。

以上で報告を終わります。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

次に、10月31日に第2回夷隅環境衛生組合議会定例会が開催されました。

この件につきましては、4番根本年生君から報告願います。

○4番（根本年生君） 根本です。報告させていただきます。

平成30年第2回夷隅環境衛生組合議会定例会が、平成30年10月31日に、組合会議室で行われました。

議事の内容は、日程第1、議席の指定ということでございました。先般のいすみ市の議会選挙が行われた結果、新しくいすみ市のほうから、中村松洋議員、山口朋子議員が組合議員に指名され、議席が確定したところでございます。

続きまして、議案第1号 平成30年度夷隅環境衛生組合会計補正予算、認定第1号 平成29年度夷隅環境衛生組合歳入歳出決算の認定についての議題が上げられました。その結果、補正予算については、主に人件費の訂正によるものであり、満場一致で議決されたものでございます。

続きまして、決算の認定につきまして報告がありました。その中で、監査委員の意見として、今後においては、今まで以上に収集運搬経費の節減並びに組合の財源である手数料収入の確保についても、引き続き努力するようお願いがあり、また、今年度末で浄化槽点検業務が終了となることから、これからも職員数の減少傾向にありますので、さらに業務内容を検討し、長期安定的な組合運営に努めるよう、お願いする旨の意見が提出されたところでございます。これについても満場一致で認定されたものでございます。

続きまして、会議終了後、先ほど言いました浄化槽点検業務が終了に伴って、今後の組合運営の方針について報告がありました。課題とすると、とにかく人が集まらないので、この収集をやめましたということでございます。今後も人員の確保は非常に難しいという中で、浄化槽清掃事業の許可方式を導入することによって、組合組織全体の人員不足が解消される、浄化槽手数料徴収等に係る事務職員数が削減できる、許可業者から導入手数料が新しく見込めるとの報告があり、これに基づいて健全な経営について、今後も努力するという報告がなされたところでございます。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

次に、11月12日に、第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されました。

この件につきまして、11番山田久子君から報告願います。

11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 私からは、平成30年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会のご報告をさせていただきます。

議案6題が上程され、一般質問は2名の方が行いました。

主な議案は、平成29年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計の歳入歳出決算の認定についてと、平成30年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計補正予算についてでした。いずれも可決をされております。その他の議案も全て承認、同意がされました。

本日は、平成29年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書の中より、今後の財政運営についての部分を読ませていただき、報告にかえさせていただきます。

今後の財政運営について。

後期高齢者医療保険制度における千葉県内の被保険者数は、平成29年度末現在77万2,189人、前年度比4.8パーセント、3万5,339人の増となっており、今後も大幅な増加が見込まれることに加え、医療の高度化等による医療給付費の増加などにより、ますます厳しい状況が続くものと見込まれる。

後期高齢者医療による保険給付費等の歳出と、自治体の負担による歳入が増加の一途をたどる我が国の保健医療の深刻な現状は、千葉県においてもその例に漏れることはない。今後の保険者数の増加や必要経費の推移を予測、勘案し、将来的に無理のない財政運営が可能かどうか、検証することを求めたい。

少子化の影響により、現役世代からの支援金が減少していく一方、高齢化の加速による医療費等の歳出増加に歯どめのかからない現状がある中、広域連合においては、引き続き医療費適正化を進めるとともに、歳入歳出について分析を行い、千葉県の後期高齢者医療制度に係る健全な財政運営の基盤を構築していただきたい。

平成29年度決算を審査した結果、不正な支出等は見受けられなかったものの、出納整理期間中に行うべき経理上の処理が行われていない事案が確認された。再発防止に努められた

い。

また、千葉県後期高齢者医療広域連合は、職員がおおむね2年ごとに入れかわる組織の特殊性を有することから、課題認識を深め、各職員による適正な経理処理及び事務の執行が図られるよう、マニュアルの整備、業務の適正な進行管理に一層努められない。

最後に、今後も千葉県後期高齢者医療広域連合は、被保険者が安心して医療が受けられるよう、国・県及び市町村との連携を図りながら、事業の執行に当たっていただきたい。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

次に、監査委員から、第1回議会定例会9月会議以降に実施しました例月出納検査の結果の報告がなされています。お手元に配付の報告書の写しによりご了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、本12月会議の審議期間は本日からあす12月5日までとします。

なお、議会報編集のため、議会事務局職員による一般質問中の写真撮影を許可したので、ご承知願います。

また、本日、職員研修の一環として、係長以上の職員が傍聴していますので、ご承知願います。

それでは、お配りしています議事日程に従い、議事を進めてまいります。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（野村賢一君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

7番 渡 邊 泰 宣 君

8番 麻 生 勇 君

を指名します。

---

#### ◎一般質問

○議長（野村賢一君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

---

◇ 麻 生 剛 君

○議長（野村賢一君） 初めに、6番麻生剛君の一般質問を行います。

6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） それでは、議長よりお許しいただきましたので、通告に基づきまして一般質問に入らせていただきます。

私も議会復帰して以来、1年ちょうど11カ月、そしてどうでしょうか、皆さん、流行語大賞も決まりました。この1年を振り返り、そして締めくくる意味でも、議会での一般質問、真摯な姿勢で行いたいと思います。

私は、今回の質問を通しまして、過去の清算をきちんとして未来志向で行いたい。そして、問題の先送りは決してしない。物事の本質から目をそらさない。そういう立場で私質問いたしますので、執行部側の皆さんも情報はしっかりと公開した上で、私どもや、そして町民の皆さんの判断を仰ぐようにしていただきたいと思います。

住民の理解を得ながら、政策、施策を実行するのが行政であります。しかし、一旦状況が変わる、そうすればいつの間にか潮が引くように撤退する。このように国策に翻弄されている状況は、何も他人事ではありません。大多喜町も同じです。

大多喜ダムの件を、私はこれを挙げたいと思います。

今から数十年前に、私が尊敬する江沢精一郎先生が、この問題を最初に取り上げ、その後、江澤勝美先生、そして現在では吉野僖一議員さんなども積極的に取り上げてきました。なぜ取り上げたのか。それは計画があり、その計画が突然中止され、そして現在その跡地についてはごらんのような状況であります。

これらの旧大多喜ダム跡地というか、今までどのように考えて活用策が実行されてきていたのか。その辺をまずは伺いたいと存じます。お願いいたします。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） それでは、ただいまの質問に対しまして企画課のほうからお答えさせていただきますと思います。

大多喜ダム建設事業につきましては、治水と利水を目的といたしまして、平成3年4月に河川総合開発事業の採択を受けまして、建設事業がスタートをいたしました。平成23年3月4日の大多喜ダム検証報告書によりますと、総事業費158億6,000万円の計画のうち、67億3,000万円の事業費を執行し、用地取得は計画の94パーセントに当たる52ヘクタールを取得。つけかえ道路工事も58パーセントに当たる2.2キロまで進んでおりました。

このダム建設事業は、千葉県が事業主体となり、事業費の半分は国が負担し、千葉県が4分の3、残りの4分の1を南房総広域水道企業団が拠出しておりました。安房・夷隅地域の人口増などを見込んだ、新たな水源の確保が当初の目的でありましたが、地域の少子高齢化による水需要の低迷や、市町村合併といった社会情勢の変化によりまして、治水対策としては河川改修による方法が経済的となることから、事業の中止が妥当と判断され、平成19年5月に南房総広域水道企業団が事業撤退を決定し、ダム本体工事は未着手のまま、千葉県は平成20年3月に事業中止の方針を示したところです。

その後、県は地権者と協議を重ね、平成22年11月に地権者で構成する建設対策委員会とダム建設中止について合意をし、パブリックコメントを経て、平成23年3月に正式に中止を決定したところです。

大多喜ダム建設事業中止決定後の平成23年4月には、千葉県、南房総広域水道企業団、大多喜町及び地域住民の地権者代表を構成メンバーとする、沢山川周辺地域対策協議会が発足し、平成30年8月までの7年間に18回の会議を実施しております。

同協議会では、ダム建設計画当初から出されておりました、地元からの要望事項に対する対応方針や、地域対策等の実施手法を協議し、その都度地元からの要望事項の確認を行っております。ダム跡地の活用についても、この協議会の中で話し合われておりますが、現段階での跡地活用計画については決定しない状況にあります。今後の協議会の中で協議していくこととされておるところです。

ダム跡地の現状につきましては、千葉県が地元の地権者で組織する沢山川周辺環境管理委員会に、ダム跡地の環境管理を委託し、草刈りや塵芥の収集を現在実施しているところでございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） どうもありがとうございました。

要は、現在の状況は塩漬けであると。これは事実です。これを私思いました。生きる財産として、生きる資産として、これを活用しなければ何のために国を動かし、住民を動かし、そして行ってきたのか。確かに、国策によって翻弄された、これは事実です。しかし、災い転じて福となす。

今聞いてみますと、小田原評定じゃないけれども、一応会議はしていると。しかしながら、具体的に恐らく既に動き出した事実も私はあったかとも聞いております。そういうようなこ

とも含めて、そのものがどうして出てきて、そして現在はそれがだめになったのか。そういう過去の経緯も包み隠さず伝えていく。それが将来への展望が開けてくる原因だと思います。

もう一度、過去幾多検討され、そして非常に現実にそれを行う寸前まで行ったような事業があったと思います。その件について、お答えできる範囲で結構ですので、お願いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） ただいまの、過去の跡地利用ということで……

（「はいそうです」の声あり）

○企画課長（米本和弘君） 跡地利用計画につきましては、これまでの一般質問の中でもそういった質問がございました。そういった中で、過去に三育学院のほうの誘致というような形で進めていた経緯もございます。現在につきましても、先ほどの協議会の中でいろいろと跡地利用については協議をしておるところでございますけれども、現状、まだはっきりとした計画というのは立っていないというような状況です。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 執行部側よりお答えいただいた点で、再度お願いしたいと思います。

今、具体的に三育学院というお名前が出たと思います。私もこれは非常に現実味がある問題として、各界各層が期待した、恐らく地元でもそうでしょう、いろんな雇用も実現するだろう、また、教育的、文化的な見地からも、このような形でできていけば、あそこの場所がよみがえると。しかし、これもいつの間にか立ち消えになった。これどういう理由なのか。

大多喜ダムの問題はわかりました。国策によって翻弄された。しかし、三育学院さんという地元でも非常に昔から一緒になって、この町の教育を支えてきてくださった学校が、進出すると言っておきながら、お約束をしておきながら、いつの間にか立ち消えになる。そのことに対しての詳しい説明が、私は町民になされていないんじゃないかなと思います。

これらについてのことについて、おわかりになる担当者、ぜひお答えいただきたいと思います。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今、三育学院さんのお話も出ましたが、この敷地につきましては、先ほどご説明したとおり、これは土地の所要については国・県が所有しています。町の土地ではございません。

その中で、今、沢山川の皆さんが協議をしておりますのは、ダム建設時のいろいろな要望

事項、こういったものを、何とか中止になったとしてもやっていただきたいということの協議をしております。ですから、跡地利用についてのそこでの議論ではないものでございます。

ただ、私ども町といたしましては、やはりせっかく、今お話しにもありましたように、そういう土地があるならば、できればそういう企業の誘致、あるいはそういう施設の誘致ということの中で、話がまとまっていけば、県のほうにお願いし、あるいは国のほうにお願いをして、土地のほうを何とかお譲りできないかということになるわけでございますが、やはり事業をやる方の事業性といえますか、資金というものがございませぬ。

それは1つの事業をやるのに、わずかなお金でできる話ではございませぬので、大変な金額がかかります。そうしますと、出てくる企業さん、事業者にとりましても、それだけの事業のお金は用意できるか、そういったことになります。それを町がお金を用意することはできませんので、やはりその事業者との話し合いの中で、何とか進出してもらえるかということの話し合いを重ねてきましたが、なかなか事業の資金調達というのが難しいということで、そういうことでなかなか実現しなかったということでございませぬ。

また、三育学院さん以外にも、そういう話も幾つかございませぬ。しかし、やはり皆事業性というところの中で、事業資金ということを考えますとなかなか、何というか、非常に起伏の激しい土地なんですね。ですから、そこに建設するには大変な事業費がかかるということの中で、なかなか進出しようとする企業さんも、そこに手が出せないというのが現実でございませぬ。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 町長からみずから答弁いただきましてありがとうございます。

町長答弁の中で、要するに魅力がないから撤退するわけです。要するにあそこの土地では何をやっても難しいと。それはいろんな事情があるかもしれません。しかし、今金融緩和政策によって資金はだぶついている状況の中で、事業意欲があるところであれば、それを積極果敢に生かす道があるわけです。

そういうところでなく、ただ単なる思いつき発想、ただ手を挙げるということではなくて、私が聞いたかったのは、かなり煮詰まった三育学院さんの問題が、これどうしてだめになったのか。これ、やはりおかしいと思うんですね。かなり具体化したと聞いておりますので、その辺、先ほど町長の答弁で、まさか資金的な問題で、財政的な問題で撤退したとは、学校ですから思われませぬので、この点についてはどうなのか、再度質問させていただきたいと思ひます。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今、私先ほど答弁をしたとおりでございます。事業というのは、必ずお金がかかるわけですよ。そこに資金を投入するわけです。ですから、そこに町がその資金を投入することはできません。その民間の事業体に。ですから、民間の事業体はみずからそこでできるかどうかという判断をするわけです。ですから、具体的に決まっているわけではなく、やはり企業さんがここはいいなということで、最初は計画は出したと思います。しかしながら、計画をしていく中で、企業さんとしてこれは難しいということであれば、それはどんな事業でもそうですが、撤退もします。

ですから、最終的には事業者がそれだけの資金を用意できるかどうか、そこに足りないのに町がそこに出すということはできませんので、やはりあくまでもそれは事業者さんの考えであります。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 町長のお話、全てが金に帰結します。私は事業というのは、やはり1つは利潤を追求する。これは当然であります。しかしもう一方は社会にいかに有用であるか、社会的貢献ができるかどうか、そういうことも企業の社会的使命であります。

今、名だたる企業の中で、具体的に名前を挙げれば切りがありませんけれども、皆そうです。もし今言った、町長答弁のような形の企業や学校しか手を挙げないということであれば、それはイコール魅力がない。そしてまち町も努力不足ということです。

国である、県である、そんなの関係ありません。町が主体的に積極的に動くのであれば、相手を揺り動かすものがなくてはならない。確かに町長の言うことも株式会社を運営、企業を運営する立場でいえばわかります。しかし、公共地方団体、地方公共団体を運営する立場でいえば、そこに企業の命も、社会貢献事業も含めて、それを加味したものを提案していく。それが必要なんです。その辺が公益ということで、皆さんは考えていると思います。

これからも私思ったんですけれども、何か一步進まないのは、その辺でやはり考え方の限界がもう来ているんじゃないかなと思います。

これから、私思いましたのは、今一番必要なのは、あのままいわゆるイノシシやいろんな人の住みかにしてしまっているのか。それよりも、何らかの形で夢ある提案を、町が積極的にやっていく。そしてまた、地元の皆様もただ単なる草刈りですともう7年を超える月日が過ぎてしまっている。それじゃなくて、こういう青写真だというものを、どうでしょうか、公募のような形でひとつ公開して、あの地域を活性化させることを考えてみる。そんな時期



にも来ているんじゃないかなと思いますけれども、もう一度、ご答弁お願いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 先ほど担当課長もお話しいたしましたように、この土地は国・県の所有であります。町の土地ではございません。

そういうことで、我々は、今、議員のおっしゃるように、あの土地はやはりできれば生かしていければいいと私も思っています。しかしながら、その第三者の土地に、私どもはどういうものを、こういうものをどうだと、こういうことを言うのは、これはなかなかできないことであります。ただ、そのことはできませんけれども、町なりにいろんな努力をして、そういういったいろんな事業体に来てもらえるように努力することはやぶさかではございません。

何よりも所有者が国・県であるということを、まずそこにありますんで、人の土地にこういうものをどうだという青写真というのは、私どもが勝手につくるわけにはいきませんので、それはあくまでも所有者に相談をしながらやっていくという話になりますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 今、町長の答弁、確かに私は他人の土地に無理やり入れとか、他人の土地を占拠しろとか、そんな地上げ屋の言うことを言っているわけじゃありません。最も大切なのは、国や県がお持ちであるならば町が引き受ける。そういうようなことも含めて考える。いわゆる払い下げしてもらおうとかですね、そういうことをして町に所有権をきちっと確定する。つまり所有権をきちっと確定させるためには、具体的な青写真をやっぱり描いていなければ、それは売ってくれません。

どうでしょうか、私が言いたかったのは、先ほど最初から逃げるのではなくて、責めていって欲しいと。飯島町政は、ある面で積極的であるという点は、私は評価しております。しかし、ある面で、都合の悪いときは急速に言いわけをしてしまう。そうじゃなくて、お互いにぎっくばらんに、いい土地の活用ということで考えていこうじゃありませんか。そうすれば、その今いる立場での答弁も、それは理解できます。

しかし、あそこに住んでいらっしゃる方、あの土地を先祖伝来から伝わって、泣く泣く手放した人たちが、あれがあのままペンペン草やあるいはイノシシのすみかになることは望んでいません。だからここで、平成の日本もやろうとしているときだからこそ、何らかの形の提案をして、ある土地を町で取得したっていいんです。その上で、具体的にこういうことを

するんだというものを提示していく、ビジョンを提示していく、そういう時代に来ていると思います。

大多喜ダムの問題については、さまざまなことを、私の先輩諸氏たちが頑張っていたきましたので、今後はあちらの残された 13 万 5,000 坪ほどですか、その広大な土地をしっかりといい形で、この町の生きた財産として新しい名所となるように、今後やっていっていただきたい。そのためには協力は惜しまない立場です。

大多喜ダム問題については、ここで 1 つ区切りをつけたいと思います。

次に、私はことし 3 月、閉校祭というものに出させていただきました。西中学校跡地の問題です。

これは、私のみならず、地元の方々のすごい熱い思いを伝えておりました。前回の中学生議会、私も傍聴させていただきました。あのときは傍聴です。そこで、中学生がすばらしい意見を言っていました。あの中学生のあの勇氣、あのすばらしい意見、そして今度は私たち町当局があつた西中学校を再びよみがえらせなくてはならないと、そう胸に刻んだ次第であります。

長い歴史に終止符を打つた西中学校、学びやであつたあの校舎や体育館、運動場、あるじのいなくなったその場所からは、次の担い手を今か今かと待ち望んでいるかのようでありました。思えば数カ月余り前です。生徒のはち切れんばかりの歓声が聞こえなくなってしまつてから。

さて、この西中学校の現状の姿は現在どうなのか、管理状況はどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） それでは、旧西中学校の管理状況について、教育課のほうからお答えさせていただきます。

初めに、校舎等でございますが、閉校後、校舎内の清掃、また備品の整理、また廃棄物の処理を教育課の職員で行っているところでございます。屋外のグラウンドについては、雑草の成長ぐあいに合わせまして、定期的に教育課の職員による除草作業を行い、敷地外周の周りの草刈りについては、作業員を雇って管理しているところでございます。また、浄化槽であったり、自家用電気工作物、キュービクルですね。の設備点検、また、警備業務については専門業者に委託をして管理をしているところでございます。

○議長（野村賢一君） 6 番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 積極的に職員の奮闘する姿、特にこの夏の暑いとき、私は大変だったと思います。生徒さんがいれば、とりわけ一気に草取りもできるでしょう。教職員の方もいれば、数少ない方々がそれで汗を流している姿を、恐らく地元住民の方々も見て、このままペンペン草を生えさせてはいけない。そしてあの中学生議会で、その卒業生の皆さんが思った思いを、再び生き返らせるためにどうしたらいいか。そして私は、だからこそ町当局にお伺いしたいんです。

今後の利用状況はどう考えているのか。また、地域の住民の声はどのように収集、集約を図っているのか。この辺をお伺いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） それでは、今後の利用状況ということでお答えさせていただきます。

現在、旧西中学校につきましては、町として避難所等に利用しておるところでございます。校庭については、旧西中学校の生徒が野球などの練習などに活用しているところがございます。

今後の活用につきましては、非常時における避難所等で町が使用する以外は、県から三育中学の設置計画書が承認されれば、平成 32 年 4 月の開校に向けた手続や引っ越しなどの諸準備が最優先で進められるところがございます。

地元の住民の声はということで、地元住民の収集、集約については、ことしの 3 月会議の一般質問で、吉野僖一議員の質問でもお答えしておりますが、三育中学の設置について、先ほど申し上げました、県から設置計画が承認されない場合は、今後の活用について町民からの意見を考慮した活用方法を考えていく必要があると考えます。現時点では、町民からの意見を募ることは考えておりません。

○議長（野村賢一君） 6 番麻生剛君。

○6 番（麻生 剛君） 担当課より、逐一ご説明いただきました。

今、ちょっとこれおかしいことになっているなど、私思いました。今、三育学院が、三育中学ですか、申請を出していると、県の。申請なされていて、申請がクリアすれば三育学院になると。しかしもしなされない場合は、町民からのご意見などを聞く。逆だよ。町民の意見を聞いて、何が必要なのか。その上で、三育学院の中学校もいいでしょう。なぜならば三育学院決して悪い学校じゃないから。しかし、町民の意思を無視しながら先行する。これはちょっと民主的ではないんじゃないかなと私は思いました。

たび重なる確かに三育学院ということは、私、この全員協議会の中でもそういう話があることは聞いております。それはそれでいいでしょう。しかし、あたかも県がクリアすればそれで行くんだと、これはちょっと違う。最も大切なのは、手順が違うんですよ。町民の意思を優先して、地元民の人たちがどう考えているのか。あそこは、どうでしょうか、一等地ですよ。西畑地区、中野地区の一等地。あれだけの広大な土地を一部の、もう既にあたかも動き出しているような形で進んでいるとしたら、これはやはり説明不足です。住民にも説明しておりませんよ。それはなぜか。

私はある西畑地区の住民懇談会に出て、おらたちに話がないと。こんなことでいいんでしょうか。何も頭から私は反対しているわけじゃない。手順が逆なんです。一方的に進むようなのは民主国家とは言えません。民主政治とは言えません。

どうでしょうか、これ、私は一旦立ちどまる、一旦白紙に戻す、その上で町民より意見を聞き、その上で町民の判断で学校が適当じゃないか、今まで学校だったからというんであればいいでしょう。しかし、全くその辺は無視しながら進んでいる状況は、これはおかしい。なぜならば、余りにも一方的に行い過ぎるこういう姿勢が、決して今の大多喜町町政にそぐわないからだと思います。このことについて、再度質問させていただきます。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） 麻生議員の一般質問に、総務課のほうからお答えさせていただきます。

国全体の人口が減少している中、大多喜町においても過疎化、そして少子高齢化が進み、小学校や中学校の統合により、小学校3校、そして中学校1校が廃校となりました。公立学校の廃校数について調べてみますと、平成14年度から平成27年度に発生した廃校の数は6,811校と、日本全国で廃校となった施設の有効活用が大きな課題となっております。

三育学院の中学校の誘致につきましては、千葉県の承認や認可が得られ、学校が開設できれば、中学校ににぎわいが戻るだけでなく、地域との交流も生まれます。さらに、教育委員会の範疇ではありますが、大多喜中学校と切磋琢磨しながら、勉強やスポーツに交流が持てれば、その効果も大きいと考えております。

中学校の跡地を中学校として活用し、にぎわいを取り戻すことについて、地域の方を対象にする説明会や意見交換会は、教育課長がお答えのとおり予定しておりません。私立学校に通う中学生も、大多喜町の住民になりますので、地域の皆様の暖かいご理解とご協力をお願いしたいと思います。

なお、まちづくりにつきましては、産官学勤労言を交えたまちづくりが必要だと言われており、主体となる地域の皆様方の意見は大切なものと認識しております。町では、中野駅周辺の区長さんや、中野駅前の振興会、さらには農業関係者や福祉関係者など、多くの方のご協力をいただき、中野駅周辺検討委員会を設置し、地域の活性化について協議をしていただきました。地域の活性化のために、地域の皆さんが地域の団体も交えた中で協議しながら、まちづくり、地域の活性化を推進することも大切だと考えております。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 総務課長の答弁、ありがとうございます。

今最も必要なのは、総務課長、こういうことだと思うんです。住民の意思をしっかりと把握しなくちゃいけないというのが第一、それから、三育学院さんという形で決まった経緯と、候補として決まった経緯と、そして三育学院に今後西中学校を、仮に貸すなり譲渡するなりしたときの、具体的な数値的な問題を含めてお答えいただきたいと思います。

○議長（野村賢一君） 数値って何の数値。

6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 具体的には、土地を借りるには借地であるのか、そして家を借りるものであるならば借家であるのか、あるいは法定地上権が設定されるのか、そして具体的に家賃が幾らとか、地代が幾らとか、そんなことが民間の例では行われます。これは、学校だから、三育学院だからということで、どういうふうに決まっているのか。具体的な交渉過程を、この場でお伝えいただきたい。以上です。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） これにつきましては、この4月に、三育学院のほうで西中学校をできることなら活用したいということのお話のあった中で、議会の全員協議会でもご報告させていただいております。

その中で、やはり一番問題となりますのは、県の設置認可というようなことでございます。私立の小中学校の設置につきましては、県の承認や認可が必要になります。学校法人としては、理事会等の承認を経て、千葉県へ学校設置計画書を提出します。県では、学校設置計画書を私立学校審議会へ諮問し、答申された内容をさらに内部で協議した上で、学校設置計画承認通知がされます。

この承認を受領した段階で、初めて建託確認申請や生徒募集などを実施することができることとなっております。さらに、通常であれば、校舎が完成後、再度千葉県に学校設置認可

申請書を提出し、学校設置が認可されることとなります。それまでの間、学校内部の意思決定の過程においては、学校法人内部での反対意見や移転される場合については、現在設置されている県や市町村との協議なども必要になってまいります。それらに対しましては、町としても十分配慮していかなければならない問題だと思っております。

また、三育学院の関係につきましてご説明させていただいたときに、やはりその県の設置認可に加えて、町の施設の改修というようなものもお話をさせていただきました。これにつきましては、方針として、老朽化してもう既に危険な建物である場合には、取り壊しが必要でしょう。これはどこが使うにしろ、危険な建物であれば、近所の子供たちが遊びに来て事故、けが等あっても困りますので、解体するというような方向で、方針で検討しているところでございます。

また、校舎及び体育館につきましては、国の補助事業として起債を借りて建設を実施しております。また、体育館については耐震補強ということで実施しておりますけれども、これらにつきましては、補助金を、有償の場合には一括して返還とか、あるいは積み立てるとか、いろいろな条件がついてまいります。したがって、この建物については無償での貸与というようなことを考えております。

土地につきましては、その評価額に基づいて、町の基準で貸与する方針がいいだろうということやっておりますけれども、まだまだ具体的な金額等については、現在担当課で調査している段階でございますので、この場で特に幾らですよというようなことは差し控えていただきたいと思いますと考えております。以上です。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 今、総務課長がいろいろとご説明いただきました。ただ、総務課長、これやっぱりおかしいんじゃないかなと思います。

なぜならば、決まってから話すとか、今検討中であるとか、要するに建物は無償でやるということでしょう。そして、土地については評価額と、評価額並みでやると。これ、先ほど来町長の利益追求だと、企業は、そして町も公有財産として活用しなくちゃいけないということは、町にとって懐は熱くなるように、暖かくなるようにするという立場から見ると、評価額で貸すんだとか、建物は無償である。これは非常に余りにも優先し過ぎじゃないか。

私はかつて校舎の跡地利用を検討させていただいたときに、ある地域では企業に貸して、きちっとそれは取っていったと。それから見ると、1つの業者に全てを任せてしまえば、1つの学校ならその法人に全てを任せてしまえば、そこに競争がないわけですから、なかなか

上げられない。しかし、多数、複数の方々がそこをうまく活用するようになれば、おのずと、例えばマンションだってそうでしょう。1階や2階よりも高層のマンションが高いと同じで、全てがそういう形で、もし利潤を追求ようなことをお考えのようであるならば、そういう形での活用提案をすべきだと思います。

ですから、三育学院を余りにも決めているような姿勢というのは、決して好ましくない。そして今話を聞くと、建物は無償で、土地は評価額なんだと。こんな条件でいいのありませんよね。民間の方にこれの条件で貸すことなんかないわけですから。あれだけ7,000坪近くある、あの一等地がこうやって決まっていいんでしょうか。全く一般の住民の人たちには話がなくて、もしだめだった場合あんたたち考えなさい、それはひどい話です。住民の意思を最優先にした上で考えて、その中の候補の中に学校も入れるべきでしょう。

三育学院さんが北浦からこちらに越して来る。いろんな理由があるでしょう。それもきちっと精査すべきじゃないですか。私はかつて東京教育大が茨城の筑波に行ったときに、あそこの東京教育大のあの場所では、生き残りがなかなか難しいということで筑波に進展した。その経緯を当時の関係者からも聞いておりました。そうであるならば、北浦からこちらに移るに当たっては、三育側の何らかの利用もあるはずだ。それはそれでいいでしょう。いろんな事情があるんですから。ただ、当町としては、何がベストであるのか、それは住民の意思がベストなんです。住民の気持ちを考えるのがベストなんです。1企業、1学校法人のことを考えるのはどうかと思います。

今、総務課長の言っている答弁では、そしてこの場では答えられない、あなたじゃあいつ答えるんだい。この議会の場で、公開の場で、町民の皆さんも傍聴している場で答えられないということは、隠蔽じゃないか。そんなことが民主的な大多喜町議会に許されていいはずはない。わかるものはやはり提案すべきだと思う。それをしないのであれば、これはおかしい。

もう一度答弁をお願いします。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） 先ほどの金額のことに関しましては、これから協定を原案としては結ぶような形になるかと思えます。そうなったときに、土地・建物だけではなくて、使用するもの、そういったものも具体的に決めていかなければなりません。これは、無償にするか有償にするか、いろいろな議論のあるところではないかなというふうに考えております。

どのようなものを使うかというものについては、まだはっきりと決まっていないという中

で、差し控えさせていただいているものでございます。大枠については、先ほどお話ししたとおりですので、余り変動することはないというふうに考えております。

また、金額については、町も基準を定めてございます。その中で、特に安くしているわけでもないということで、土地についてはご理解をいただきたいと思います。

また、先ほど来お話しさせていただいたように、建物につきましては、国庫補助、あるいは起債ということで、まだ残高も相当ございます。これらをどうしていくのかというような問題も一緒に勘案しながら進めていっているもので、これについては、やはりいろいろな企業さんももちろんあると思いますけれども、学校が来るというような効果、これは大変大きなものがあるというふうに感じております。

ですから、しばらく協定の関係、金額の関係については、もう少しはっきりした段階で、別の機会にまたお話をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 総務課長の答弁、私は質問の最初に言ったではないですか。はっきり言ってほしいと。今自身言えないことはおかしい。先ほど来ずっとつないでみましたけれども、これでは永久に言わない。この問題もそろそろ切らしていただきますけれども、私は今回ますます疑問が残り、不信感を募らせたのは、私だけじゃないんですよ。私は西畑地区の住民との懇談会に行ったときに、いつの間にか町が決めて、私たちに押しつけてくる。これっておかしいんじゃないですか。

（「まだ決まっていないよ」の声あり）

○6番（麻生 剛君） 町民の声を無視して……

（「いいかげんにしなよ」の声あり）

○6番（麻生 剛君） しっかりとこれからの行政を執行を行っていただきたいと思います。

私は今回の問題は、やはり広く内外に公募という形をとり、行うべきだと思います。また、今、総務課長が言ったけれども、三育学院さんがもし来るとしたら、もう具体的にいろいろ詰めていると思います。それは宿舎の問題だとか、駐車場の問題だとか、そしてどうするか、そういうことすら言えないということであれば、全てが不透明なまま推移していると言わざるを得ません。

これから私が言いたかったことは、西中学校の跡地問題だけではなくて、全ての問題がこういう形で一方的に押し進められている姿が、果たしていいのかどうか。それをしっかり検討していただきたいと思います。



それでは、西中学校の跡地問題、この辺でけりをつけさせていただきます。

3番目の質問です。これは、時間の関係もありますので、多少尻切れとんぼになる可能性もあるかもしれません。その辺はご理解ください。

姉妹都市、クエルナバカ市との交流についてです。

以前、先人たちの行為を無にすることなく、この姉妹都市との関係を今後は生かしていきたいという趣旨の回答を執行部側からはいただきました。これで今のところ、回答はいただけたけれども、単なる抽象論、目標的な意見では困るんです。今後、今までの過去の経緯がどうであったのか、その上で長期的な計画を立てていくべきではないか。とりわけ、ことしはクエルナバカ市関連の、あの連休中に、5月3日から6日間ですか、表敬訪問したことは記憶に新しいと思います。

今回のこの視察というのは、過去の今までの視察とは若干違うと思います。それは、1つは公的な面での問題があるでしょう。しかし、私はこのときも指摘したと思うけれども、余りにも公費負担が多過ぎたということ。また、このときの人選にも、余りにも恣意的なことがなされていたと。私が言いたかったのは、もっと若い方や適材適所の人選で進めるべきだったじゃないかと。あのときも言いました。

その後、広報にもきちっと、そのときの経緯が出ております。ただ1つお話を聞きたいと思います。

今までの、これと、訪問と、今回の訪問で公費負担がこれほど違ったのは、どういうことなのか。もう一度答弁願いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 麻生議員に申し上げます。公費負担は質問事項に入っていません。

6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） それでは、私から言いましょう。

この質問事項に関しては、事前に私は、10月30日ですか、申し入れしておりますので、その間互いにキャッチボールもしております。キャッチボールというのは執行部側とお互いに打ち合わせもしておるということです。その中で公費の問題もお伝えさせていただきましたけれども、この文字に載らなかったんでお答えにならないんならば、それは結構でしょう。

たしか、今まではどんなに公費負担があったとしても、1人当たり5万円。今回は25万円ですよ、5倍ですよ。これ、町民の皆さんおかしいでしょう。これをおかしくないと言ったら、誰がおかしいんでしょう。私は議会でも主張させていただきました。このことに対して賛意を示してくださる方もいらっしゃいました。

ただ、こういうことは今後はないようにしていただきたい。そして、人選に当たっては、お答えにならなければいいです。一部の特定な方々が行くような状況はやめていただきたい。これこそ執行部側の中でも、やっぱり若手やこの方面に関して造詣の深い方が行って、今後の活用に生かす。これが将来の大多喜町にとって必要なことだと今でも思っています。

さあ、それでは、質問の時間も短くなってまいりましたので、先に進めさせていただきます。

これらの交流を通しまして、現状から将来へ向かって、新しい展開が示され、実行することと思われまます。さて、具体的にはどのような計画が、どのような経緯で、どのような内容で行われていくのか。そしてそのことが大多喜町にとって、これからのまちづくりに対して、どのような影響を与えるのか、お伺いしたいと思います。これは通告したとおりです。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） 麻生議員の一般質問に総務課からお答えさせていただきます。

クエルナバカ市とは昭和 53 年に姉妹都市を結び、平成 16 年に訪問して以来、14 年ぶりの訪問となりました。今年度の訪問のきっかけになりましたのは、社団法人日墨協会がメキシコ合衆国において隔年で開催している全国日系人大会が、姉妹都市であるクエルナバカ市で開催されることになり、長らく交流のなかったクエルナバカ市と、今後の人的交流や文化的交流を深める機会として訪問したものでございます。

クエルナバカ市との姉妹都市交流の課題といたしましては、メキシコ合衆国の公用語がスペイン語で、時差もございます。意思の伝達や日程の調整など、多々難しいことがございました。しかし、今回の訪問につきましては、日墨協会や在メキシコ日本国大使館に、クエルナバカ市との間に入っていただき、表敬訪問が実現できたことが、これからの姉妹都市交流につながる大きな成果だと考えております。

ことしのお城まつりにはクエルナバカ市長が、10 月 1 日からモレロス州の知事に就任されたことや、年度が変わったばかりのため、クエルナバカ市の職員の方は残念ながら来町いただけませんでした。日墨協会とモレロス日系会の皆様のご協力により、5 月に訪墨した際に、クエルナバカ市内で開催されたレセプションにも参加された、クエルナバカ市に住んでいる日系人の親子の方、そしてメキシコシティーに在住する大多喜町出身の方も、娘さんと 2 人で来町され、メキシコ大使館員との交流会に 4 名の方の参加をいただくとともに、モレロス日系会の会長からもお祝いのメッセージをいただき、交流会でご披露させていただきました。

このように、行政のつながりだけでなく、今後の姉妹都市交流には、町の国際交流協会や各種団体とともに、メキシコ合衆国で活躍されている日墨協会やモレロス日系会、在メキシコ日本国大使館、あるいは他の日系人団体、企業などのご協力をいただきながら、行政だけでなく、民間との交流が活性化することが大切であり、今回の訪問で築いた関係を礎とし、今後の姉妹都市交流、国際交流の中で生かしていくことが必要だと考えております。

また、外国人観光客の誘致という観点から、訪日メキシコ人観光客の推移を見ますと、2013年の約2万3,000人から、2017年にはその倍以上に当たる約6万3,000人にまで増加しております。来年度には、メキシコ友好記念碑を設置する予定でいますし、2020年には東京オリ・パラリンピックが開催されますので、外国人観光客に配慮した環境づくりを推進するとともに、町の国際交流協会と協議しながら、国際交流を一層推進したいと考えております。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 総務課長、ご答弁ありがとうございました。

よくやっていると、こう言いたいんですけども、それは今までと余り変わらない。今後なんです。せっかく総務課長自身も行った。そしてあちらで非常に、広報を見ると勉強もしている。博物館にも行っています。私はこれは高く評価しているんですよ。やはり優秀な総務課長を中心に、やっぱりそういうところにも行って見聞を広げる。それは素晴らしいことなんです。

ただ、せっかく日本・メキシコの友好発祥の地が、このドン・ロドリゴとの縁で、大多喜藩ゆかりの大多喜と御宿、岩和田であった。そしてメキシコの独立記念日に、最初は大多喜お城まつりが行われた。9月15日だと思います。そういうような由来があった。

そういう背景があって、今後生かしたいと、ただ、今、総務課長の答弁を聞いていると、行ったかないんじゃないですか。行ったからには具体的にもっと詰めてこなければ、その詰めが甘い。もう一度、本人、あなた自身の意見でもいいから言っていただきたいと思います。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） いろいろと事業については、内部でも十分検討しているところでございます。ただ、予算を伴っていない事業について、この場で私のほうからお話しすることはできませんが、やはり国際交流協会というものが、町の国際交流活動の中心となるものとなります。今後、民間主体による事業展開を促進し、国際交流活動の内容充実を推進した

いというふうに考えております。

また、このためには、メキシコ合衆国側で、やはり間に入っていただける団体というのが非常に大切になります。そういうところとの連携をとりながら、これからも進めていけるように努めてまいりたいと思います。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。時間でございます。

○6番（麻生 剛君） はい。

総務課長、ご答弁ありがとうございました。

いろいろとあるでしょう。しかし、夢と希望をつないで、執行部側と協力して、いいまちづくりしようじゃありませんか。

どうもありがとうございました。

○議長（野村賢一君） 一般質問の途中でございますが、ここでしばらく休憩します。

11時27分から会議を再開します。

（午前11時17分）

---

○議長（野村賢一君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を行います。

（午前11時26分）

---

#### ◇ 渡 辺 善 男 君

○議長（野村賢一君） 次に、3番渡辺善男君の一般質問を行います。

なお、途中で時間が12時に来ましたら一回、区切りで質問をお願いします。

3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） それでは、3番の渡辺善男でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従って一般質問をさせていただきます。

今回の質問事項は大きな項目として2つ、創業支援施策の拡充についてと、攻めの地域づくりについてでございます。

それぞれの質問事項を幾つかの小項目に分けて順次質問させていただきますので、明快な答弁をお願いいたします。

初めに、質問事項1、創業支援施策の拡充についてということでお伺いします。

農林業を含む地元企業がその地域において果たす役割は非常に大きいと思います。特に雇用、地域コミュニティーの形成、防災などその大きさは計り知れません。しかし、社会構造

や地域経済の激変に伴って、地域の事業者を取り巻く環境は危機的状況にあると言っても過言ではありません。生産額や販売額はもとより、事業者数そのものが減少の一途をたどっています。巻き返しを図るためには、今ここで、町行政として創業に対し近隣市町村にまさる充実した支援体制を構築することが急務と思われれます。そこで、次の5項目についてお伺いします。

本町においては、意外に1年間で開廃業の入れかわりが激しいのではないかと推測しております。何をやるにも現状把握が基本となってまいります。そこでまず、町内事業所の実態をどのように把握しているかお伺いします。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） ただいまのご質問について産業振興課よりお答えします。

町内事業所の実態把握につきましては、町商工会の実態調査や国の行う経済センサスなどにより把握しております。

なお、参考までに町商工会の実態調査による町内の事業者数と小規模事業者数の状況であります。平成19年度の調査では商工業者数が574、そのうち小規模事業者数が495、平成30年度の同調査では商工業者数が515、そのうち小規模事業者数が418となっており、商工業者数及び小規模事業者数ともに減少しています。

以上。

○議長（野村賢一君） 渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） ありがとうございます。

いろんな調査をするわけですが、調査そのものが、調査をすることが目的ではありません。調査はあくまでも手段であって、その結果をどう生かすかがその後の展開にかかわってくると思いますし、そこが重要だと思っております。そこで調査ごとの実態をどう捉えているか。また、施策にこれまでどう反映されてきたのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） ただいまのご質問について産業振興課よりお答えをいたします。

まず、調査ごとの実態をどう捉えているかにつきましては、先ほど答弁しました町商工会の実態調査の結果から見ますと平成19年から平成30年の間に、商工業者数は59軒、割合にして6%の減少、小規模事業者は77軒、割合にして15%減少しております。小規模事業者については人口減少や経済、社会構造の変化など外部の影響を受けやすいと考えておりま

す。

また、施策にどう反映させてきたかにつきましては、平成 22 年度に町内に店舗、工場等を有する事業者が経営の改善等図るためなどに、事業用資金の融資を受けた場合、利子補給金を交付するための中小企業経営改善資金利子補給金交付要綱を定め、利子負担の軽減を図ってまいりました。平成 27 年度には町内の空き家等を活用し、新たに事業を起こす個人を支援するために、企業創業支援事業補助金交付要綱を定め、町内商工業者及び中小企業者の支援を実施しております。

○議長（野村賢一君） 渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） ありがとうございます。

ただいま答弁のありました中に、利子補給金のございました。利子補給金については多くの申請者があり、利用者からも大変助かっているという好評も私自身伺っております。再度の質問ですが、平成 29 年度の結果として、申請者全員に満額利子補給ができたのかどうか、大変利用者が多いと伺っておりますので、その辺のところをお答えいただきたいと思っております。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） ただいまのご質問について産業振興課よりお答えをいたします。

平成 29 年度の利子補給金制度の申請ということでございますが、まず申請が 122 件、金額にしまして 251 万 6,783 円でした。これに対し、交付の結果は申請と同じ 122 件、251 万 6,783 円となっております。

○議長（野村賢一君） 渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） ありがとうございます。引き続きよろしくお願いをします。

雇用の創出、地域コミュニティーの形成、防災意識の向上など、地域経済はもとより地域そのものを支えているのが町内事業者、またそこで働く人たちではないかと私は認識しております。行政運営上、その土台にその認識がないと、何をやるにしても合意形成には時間がかかると思いますが、そこで町内事業所及び事業者の重要性というものをどう捉えているかお伺いします。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） ただいまのご質問について産業振興課よりお答えいたします。

中小企業庁の調査では小規模事業者の約 70%が地域のお祭りやイベントに参加、消防団

や防犯活動には 38%、PTA活動については 27%が参加しているという結果が出ています。これは本町におきましても、同様のことが当てはまると言えます。特にお祭りやイベントについては地域の小規模事業者の皆様の協力がなければ成り立たないと感じております。

また、中小企業白書によりますと中小企業者及び小規模事業者が我が国の 99.7%を占め、雇用の約 7 割弱を生み出すなど、地域経済に置いて重要な役割を担っています。

さらに、女性雇用者の割合で見ると、従業者規模の小さな企業ほど女性の雇用割合が高く、従業者の規模が 19 人以下の企業では 20 年以上にわたり、雇用の約 4 割以上が女性となっており、女性の活躍の場を提供し続けているということを考えると町内の小規模事業者を含むすべての事業者が地域にとって重要な存在であると考えております。

○議長（野村賢一君） 渡辺善男君。

○3 番（渡辺善男君） ありがとうございます。

まず、担当課長がそれだけ詳しく現状また国も含めて全体の流れも承知していただいているということで非常にありがたいと思っております。人口と同じで、企業数の実態や創業希望者を把握するには、本町の魅力を図る上で、とても重要ではないかと思っております。開業してみたくなるような町をつくらなければならない。そもそもかつての商店街は人の集う場所に自然発生的に形成された。最近の表現で申し上げますと、大型店が出店してみたくなるような町にならなければならない。そう私は思っております。そこで、本町において創業希望者やまた創業者と廃業者の実態はどう推移しているのかということでお伺いします。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） ただいまのご質問について産業振興課よりお答えいたします。

町商工会からいただいたデータ等もありますけれども、創業については平成 27 年度 2 軒、平成 28 年度 2 軒、平成 29 年度 2 軒となっており、廃業については平成 27 年度 2 軒、平成 28 年度 6 軒、平成 29 年度 7 軒となっており、平成 28 年度と 29 年度は廃業が創業を大きく上回っている状況となっております。

○議長（野村賢一君） 渡辺善男君。

○3 番（渡辺善男君） ありがとうございます。

廃業が創業を上回る傾向というのは全国的な傾向だと、特に地方においてはそういった傾向にあると認識しております。その傾向に歯止めをかけるには、創業を促すことや、また事業承継などの相談ではないかなというふうに思っております。見解はいかがですか。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） ただいまの質問について産業振興課よりお答えいたします。

町商工会の調査では廃業の主な理由として後継者がいないというのが全体の約5割、本人の病気、死亡が約2割、そしてその他が約3割となっており、後継者がいないと本人の病気、死亡の理由により事業を続ける者がいなくなり廃業するケースが多いことがわかります。そのため渡辺議員のおっしゃるとおり、事業を継承するための支援というのが有効と思われます。また、創業支援を行い、事業者をふやすことも小規模事業者数を減少させないために必要なことだと思いますけれども、いずれにしましても支援の結果、一時的に小規模事業者等がふえたが、その後すぐ減少するというようなことがないような慎重な支援が必要ではないかというふうに思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） 渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） ありがとうございます。

先ほど課長が最後に述べられた、小規模事業者ふえたがその後すぐに減少するということが、確かにこの創業というのは簡単なことではない、本当に難しいことだと思っております。全国的にも、国・県も本当に今この国を立て直す土台をつくるということで、いろいろと手を打ってかなりの金額を投入しておりますが、そういった中であっても、創業して5年もつ、10年もつ、20年もつというのは、今の現下の経済状況、またこの社会の激変に対応する中で、特に創業者は厳しいというか、低い率で結果が出ております。

そういう中であってもやはりそれを何とか応援していかなくてはいけないと私は考えております。現行の企業創業支援事業補助金制度でございます。単に開業を目指す人にはクリアしなければならない要件が多いのではないかと。一方で、開業しようとする意気込みは大事にしたい。当然、町当局もお考えだと思います。予算も希望者想定というのは確か平成30年度ですと1件だったと思いますが、その辺のところも年間3件から5件くらいに上げて、町としては、大多喜町としては創業者に一生懸命応援しますよという、そういうウエルカム姿勢を示すことも必要ではないかと思っております。

そこで、極めて難しい創業について、セミナー開催など、基本を学ぶ機会の提供や動機づけを考えているか。また、現行の支援策の要件を緩和した上で、予算額も増額して積極的に創業支援を推進する考えがあるかお伺いします。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） ただいまのご質問について産業振興課よりお答えいたします。



初めに、極めて難しい創業についてセミナーの開催などで、基本を学ぶ機会の付与や動機づけを考えているかというご質問につきましては、現在のところ町単独でのセミナーなどの開催は考えておりませんが、必要に応じて商工会や県等と連携して実施できればと考えております。

また、現行の起業創業支援事業補助金制度の要件を緩和した上で予算額も増額して積極的に推進する考えはあるかというご質問ですが、この事業は地方創生交付金事業として平成27年度から新たに事業を起こす個人に150万円を上限に補助金を交付する事業として実施されたものであります。平成28年度で地方創生交付金事業が終了し、平成29年度からは町単独事業として実施しており、補助額の上限も75万円としております。ご質問では要件の緩和と予算の増額ということですが、開業しようとする地域が補助対象の地域でないため補助金を利用できず使い勝手が悪いというような話も耳にしております。そのようなことから補助対象となる地域や補助対象の要件、事業の利用実績、ほかの市町村の状況等を考慮し、制度の見直しを行いたいと思います。

以上です

○議長（野村賢一君） 渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） ありがとうございます。

私個人としては見直しをしたほうがよいのではないかなというふうに思っております。

次に人口減少対策に定住または移住が入っておりますが、移住についてはどこを見てもこの働き口というのが最終的な課題になってくるというのがあります。そこが壁となって、なかなか移住したくても移住できないという理由が多いというふうに認識しております。その点でいうと創業という手段は確かに難しいことは難しいんですが、有効な手段の一つではないかなと。促進年齢の幅を広げるのではないかと考えております。移住促進と、創業支援というものをセットにして、もう少し町も受け入れる態勢を整えるというのもよいのではないかと考えておりますが、推進する考えはあるかお伺いします。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） ただいまのご質問について産業振興課よりお答えいたします。

企業創業支援事業につきましては、平成27年度から実施しており、実績は平成27年度と平成28年度がそれぞれ1件、平成29年度はゼロ件、今年度は申請が1件となっております。

ご質問のありました、移住促進と創業支援をセットで推進することで、本町への転入の動機づけ、あるいは本町での起業の動機づけとなる機会も多くなることと思われま

うことで今後、移住促進と創業支援をセットで推進することについて関係課のほうと協議していきたいと思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） 渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） ありがとうございます。

できる限りこの関係する課で連携を取って、施策や制度の運用そのものの有効性をはかっていただきたいと思います。

以上で、私のこの質問事項1についての通告に基づいての質問は終わりますが、最後に1点、突然ですが町長に見解をお伺いしたいと思います。

今、今月に入ってこの大多喜、来町者が多いというふうに私は感じております。ただ、町長の目指す町政というのは、人を呼んで定住人口をふやすということも大事ですが、それだけでは追いつかないものを、やはり交流人口をふやしてやっていくんだということもわかります。ただ、それで満足していたんではいけなくて、それをさらにその人たちが、幾らかでもこの大多喜町の中でお金を消費してもらって、お金を落としてもらって、稼いだ事業者がそれをまた町へ税金として納めて、それをまた施策に生かすという形の地域循環型の経済構築が究極の飯島町政の目指す方向ではないかと私は認識しております。その辺の町長の見解、その中で創業も本当に、芽を、種をまき、時間がかかるけれども育てていかない限りは、自然に、先ほど担当課長から廃業の理由というのは克明に説明がありました。やっぱり何か手を打ってある程度の時間をかけて育てていかなければいけないこともあるんじゃないかと思っておりますが、突然で申しわけありません。町長の見解をお願いします。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ただいまのご質問でございますけれども、日本の国は今、人口減少に入っております。その中でやはり商工業に限らずあらゆる分野で後継者不足ということがあります。その後継者不足が生み出すものが、やはり経済の縮小というところになっていることは間違いないわけですね。

一つ目はやはり今、ご質問にありましたようにその地域に若者を定住化させるということ、これは非常に大きな意味があるわけですね。もう一方でその昼間人口、いわゆる昼間人口をふやすことによって、やはり即効的な経済効果というのがあることは間違いないわけです。その両面が、ある程度やはり時間はかかりますが、しかしそれを続けることによって、やはりこの地域で事業をやってみたいという環境づくりというのが、そこに生まれてくるんだと

思います。

日本のやはり今の事業というのは 30 年モデルといいますけれども、まさに国税庁の調査の資料でもありますように、創業して 30 年で大体 99%の事業が廃業すると、終わるということをおっしゃっておりますので、大体それは実際の数字だと思います。本当に事業をやって 30 年以上続けられるのは 1%という話になるわけですね。ですからそういう意味では非常に入れかわりが激しいんですが、これは時代のスピードともにそういうことになるわけでございますけれども、少なくともその中に今おっしゃられましたように、定住とそれから昼間人口をふやすということを、やはり積極的に我々も進めていって、最終的にはそれが地域の循環経済につながるんだと思います。ですからそういったところは私の根幹でもありますし、これからはしっかりと進めてまいりたいと思っております。

○議長（野村賢一君） 渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） ありがとうございます。

先ほど町長の答弁の中にありました、私も一般的に老舗という言葉がありますけれども、老舗というのは 100 年ぐらいのことを指すのかなというふうに思っておりましたが、現在は老舗の定義というのは、30 年続いた企業が一応その老舗の中に入ってくるということも伺っております。それはいろんな機関の定める定義で多少は変わってくると思いますが、そのくらいその企業、事業が継続して持続的発展を遂げていくというのは、本当に今難しいと認識しております。

ただ、何回も申し上げますけれども、この創業、創業もやはりいろんな今形があると思います。先ほども申し上げました移住からの、移住と創業を伴って何か大喜でやってみようという考えを持った方。また、今これが貴重なのが、定年を迎えて人生 100 年時代に入って、60 歳で定年を迎えました。あ、次のあと残り何十年、何をしようかといったときに、こういったことをやってみようという、何か背中を押される、待っているような企画だけは持っていて、そういった方々もいるというふうに認識しております。

町としてはいろいろと財源の関係もあるでしょうけれども、ぜひその辺のところ、創業についてももう少し掘り下げた形でバックアップをしていただけたらと思いますが、町長もう一度お願いします。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ただいまのおっしゃるとおりです。創業というのは非常に、事業というのは非常に難しいところがございます。なかなかその事業を起こすという勇気というのが

なかなか持てないのが実情かなと思いますが、そこをこういう私どもの自治体が後押しをするということは重要であると思っております。

特にやはり最近では、創業者の数というのが減少傾向にあります。世界的に見ますと、やはり世界的には創業者というのは実はふえているんですね。で、日本では減っているというのが現実であります。ですから我々のような地方の自治体としましては人口減少ではありますが、これから外国人の労働者等の受け入れというのがどんどんふえてくる中で、これからまた新しいビジネスチャンスというのはあるんだと思います。そういうことで町として積極的にそういうところは、創業支援というのはセットでやはり進めていくべきと思っています。

○議長（野村賢一君） 渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） ありがとうございます。

大多喜町にいろんなところから海外を含めていっぱいお客さんが来てくれて、また実際に見ていただいて、その中で大多喜に住んでみたい、暮らしてみたい、また大多喜でこのいろんな業態があると思います。飲食店もあれば物販もあれば、また何かを、歴史ある何かをつくってみたいとか、いろんな今形があると思いますが、ぜひそういう人がいっぱいふえて、大多喜町がまたにぎやかになることを期待して、1番の質問事項については終了させていただきます。

○議長（野村賢一君） あとはじゃあ、午後からでよろしいですね。

○3番（渡辺善男君） はい。

○議長（野村賢一君） 一般質問の途中ですがここで休憩に入ります。

午後1時から会議を再開します。

(午前 1 1 時 5 5 分)

---

○議長（野村賢一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1 時 0 0 分)

---

○議長（野村賢一君） 一般質問を続けます。

3番渡辺善男君。

1時32分までをお願いします。

3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） 午前に引き続き、一般質問をお許しをいただきましたので、一般質問

ささせていただきます。

質問事項2として、攻めの地域づくりについてということで通告をいたしました。実際テーマを決めるときに、正直私はこの頭につける言葉、積極的がいいのか、幾つか言葉を選ぶ中で攻めという言葉をあえての動きを出してつけてみました。そういうテーマをつけたことを背景に質問内容をお聞きいただければというふうに思っております。東京から90分圏内にある自然豊かな本町をどのようにして魅力を高め、価値を上げるかが問われています。

面積が広いがゆえに一朝一夕にはいかないことも多いと思いますが、今は守りではなく攻めの地域づくりを行うときではないかと思っておりますので、次の3つの項目について伺います。

昭和の合併後、平成の大合併後の様子を見ていますとどこの市町を見ても合併前の地域性や文化が根強く残っているよううかがえます。町全体としては、総合計画を基本に行政運営することが基本と思いますが、地域づくりにおいては地域ごとの指針があった方が、その地で暮らす住民には伝わりやすいのではないかと思っている次第です。そこで、いつも地域の特色、特性を生かした地域ごとの整備計画、いわゆるゾーニングを定めるお考えがあるかお伺いします。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） ただいまの質問に対しまして、企画課からお答えさせていただきます。

本町は昭和29年の合併後、65年を迎えようとしておりますが、合併以後においても旧町村5地区それぞれ地域性や慣習等が残っていると同時に各地区がさまざまな地域資源や特徴があると思っております。本来地域ごとの整備計画については、都市計画により定めるところであると思っておりますが、本町には都市計画法の定める都市計画がありませんので、第3次総合計画の基本構想では大多喜町の土地利用構想として、中心市街地形成地域、集落定住地域、農業生産地域、工業地域、観光レクリエーション地域、森林地域の6つの地域特性を生かした土地利用を進めることとしております。渡辺議員、言われるとおり、地域ごとの特性と土地利用構想に合わせた整備計画、まあゾーニングは都市計画にかわるものとして必要であると認識をしております。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） ありがとうございます。

私は都市計画まではどうかなという思いがあります。ただ実際に暮らしている住民が、この総合計画でいう6つのうちどの地域に、見たときに、どの地域に属しているかというのが

想像はできると思いますけれども、イメージできているのかなというところもちょっと気になるところですが、いかがですか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） この土地利用構想につきましては、都市計画のように地域ごとに色分けをしているわけではございませんので、地域の皆さんが自分の住んでいる地域がどの地域に属しているかまではイメージはできていないのかなというのが現実であると思います。そういった意味でもゾーニングによる整備計画によりまして、その地域をイメージしていただくためにもゾーニングという考え方は、必要であるのではないかとというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） ありがとうございます。

あくまでも、こう、イメージを追求するものなので、なかなか、まあ、ある方が何で袖ヶ浦にあって東京ドイツ村なんだと、浦安にあってなぜ東京ディズニーランドって質問した方がいることも聞きましたけれども、まあ全体の、その住民がイメージするものであって、そのイメージを、その住民に伝えるって本当に大変なことだと思うんですけども、ただ一方で、やはり自分の暮らすところがどういう形で今後発展していくんだろうというのも、描いてもらうということも大事ではないかと私は思っております。

人口減少は予測できたことですが、実際に数字であらわれてくると誰もが寂しさを感じると思います。ただもっと恐れなければならないのは、その地域で暮らす住民が夢や希望をなくしてしまい、諦めの境地に至ったときではないでしょうか。

そうならないためにも、数は減っても確固たる地域づくりの方向性が描けているんだというあかしに住民と共有できるテーマが必要ではないかと私はそう思っております。地域ごとのそこで暮らす住民と共有できる地域づくりのテーマが必要ではないかと思いますが、いかがですか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） ただいまの質問に対しまして、企画課からお答えさせていただきます。

地域づくりは、地域の課題解決につながる具体的な活動のことであるといわれておりますが、継続的に地域のさまざまな人を巻き込んで展開される必要があると思います。そのためには、地域に暮らす人たちの考え方を集約し、地域の人たちの目指す方向性を描くことによ

り、地域に暮らす人たちへの夢や希望として共有していただくために、地域づくりのテーマを設定するというは大変重要なことであるというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） ありがとうございます。

ただいま担当課長よりゾーニングやテーマについての答弁がございました。飯島町長が進める町政の推進に当たり、ゾーニングや地域づくりのためのテーマについての考え方を町長からお聞かせいただけたらと思います。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ただいまの渡辺議員のご質問でございますけれども、まあゾーニングという考え方、私は当然、それぞれの市町村にあっていいものであろうと思っています。ただ、先ほどありましたように都市計画というのは、なかなか当町のような面積の広いところ、また人口等のことを考えますとなかなかそぐわないのかなと、また大変作業的にも厳しいものがあるし、また制約も相当厳しいものが出ますので、なかなかこの地域にとってはなかなか難しいものであると思いますが、そういう面でいいますと整備計画、ゾーニングにつきましては大変柔軟性のあるものであると思っています。そういうことは当然必要でありますし、ゾーニングを決めるときには、やはり何よりも地域住民の皆さんとやはり地域にある資源をどうやって生かすかという形になるんだと思うんですね。ですから、そのように先ほどご質問にもありましたけれども、やはり5カ町村が合併しているというこの町というのは、これは本町だけに限らず、やはりそれぞれの昔からの、その何ですかね、慣習とか、いろんな思いがあって、なかなか一つの考え方に合併したからできるというものではないと思います。だから、そういうことで、それを何ていうんですかね、地域の皆さんの思いを達成すると意味でおけば、やはりゾーニングというのは地域の皆さんとともに、その地域資源を自分たちにはこんなものがあるんだとそういうものをどうやってに生かすんだということで、1つ決めているということは私も当然必要であると思っていますし、またそれを考えているところでもございます。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） ありがとうございます。

やはり、個別の枝葉のことをいろいろと検討していくところも大事だと思いますけれども、まちづくり全体も大事だと思います。ただその地域、その地域、どこでくるかは、まあ今後の考え方というか話し合いの中で決まっていくと思うんですが、そういったことを1つの

足がかりとして、住民と向き合う、行政と住民、議員も執行部も、そうなってくると余りその隔てなくですね。その地域の人たちの考え方や何かをじかに、こう吸い上げる機会ができるのではないかなというそういったことを方向まで決めましょうということをやることによって、その対話のチャンスが生まれてくると、そういったきっかけづくりも必要ではないかと思います。そうすればいろんな枝葉のことも、いろんな角度から検討されていって、そのためにはやはり一本のこの地域にはこういった将来的にこういう形のものを持っていきましょうよっていうものが、合意形成の中であることが大事ではないかなというように考えておりますがいかがですか。見解は。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 当然、地域の皆さんと話をしながら協議を進めていくこととなりますが、先ほどもありましたけれども、やはりテーマというのは非常に重要であります。テーマが決まることによって、地域の皆さんが一つになってその目標に向かうわけです。だから、目標がないものというのは、何事も成長していかないわけでございます。ですから、1つの事業体でもみんな同じなんです。ですから、一つの目標を掲げる。それはテーマという考え方や夢か、まあそれはどちらとも、まあ言えませんが、ただ夢という捉え方でもいいと思います。まあそういうものがあって、その実現に向けてこの目標を達成しようということが地域が一つになり、またまとまっていくわけです。ですから、大多喜町は千葉県の町村の中で一番広い面積を有しています。約130キロ平方という広い面積を有しております。ですが、その中でやはりそういうそれぞれの地域の皆さんとそういうテーマを決めて、話し合っ、じゃあうちの方の地域はこのテーマがいいだろうとそういうことであれば、その目標に向かって、その地区一丸となってやっぱりやっていると、そういうことで私は、そういうことを進めていくことは、必要であると考えております。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） ありがとうございます。

ふだんの日常の政治活動においての要望はほとんどハード面で、まああっちを整備してほしい、こっちを整備してほしいというものを出しているわけですが、一方でやはり一生懸命な人たちが集まればいい地域ができる。いい地域が集まればいい町ができるという発想もあるのかなと私は感じております。そういった意味で、いつもハード面ばかり要望して恐縮ですが、ソフト面についてもぜひ町としても積極的というか、一生懸命、一緒に考えていただければというふうに思います。ありがとうございました。



町長が描く地域づくりもイメージが住民に伝わるよう、引き続き情報発信をしていってほしいというふうに思っております。

大きな構想や事業を実現させるためには、本町の現状では国や県などの交付金や補助金に依存するしかないと感じております。しかし、そこにたどり着くには募集期間が極めて短いため、日ごろからいくつかの構想や計画の準備が必要となってきます。応募する側もその対応策が日ごろから必要ではないかと思いますが、そこで財源確保のため国検討の施策活用について積極的に取り組む考えあるか伺います。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） ただいまの質問に対しまして、企画課からお答えをさせていただきます。

各種事業の推進を図るためには国、県等の交付金や補助金等による財源確保に当たりましては、行財政運営の中において大変重要なものであります。現状の課題解決に向けた事業実施につきましては総合計画において計画され、事業実施に当たりましてはできる限り交付金や補助金を活用した事業実施に努めているところです。その中で渡辺議員の言われるとおり、大きな構想や計画の実施に向けては、その事業の事前準備が十分になされていることは大変重要なことであると思っております。

この事前準備に基づき、新たな国や県等の事業施策の中で対応していかなければならないものであり、事業の実施にあたりましては、非常にタイトなスケジュールとなりますので、計画実施に向けた推進体制も重要になってくるのではないかと思います。今後の事業推進に当たりましては、地域の意見や関係機関との意見調整等を図り、国、県等の施策の活用に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） ありがとうございます。

確かに前回の議会でも提案がありました。あれは、たしか地方創生推進交付金を活用しての大きな事業だったと思います。ああいった事業をリアルタイム、また迅速的に対応していくというのは実際に職場で働いている職員の皆様方、本当に大変だと思いますけれども、どこかでそういったことを手がけて、いい例を積み重ねていかないと常に乗りおくれ、常に何ていうんですか、ただこう、ああすれば、こうすればよかったという繰り返しになってしまうのではないかとこのように私は感じております。本当に大変なことですが、ぜひその描いている皆さんの、頭の中に描いている大きな構想を実現できるように、日ごろからアン

テナを高くしてワンチャンスを狙うような、そういう気持ちで業務に取り組んでいただけたらというふうに、これはもう職員だけの問題ではありません。お互い皆さん方同士で、私もそうですけれども、いい情報があれば当然入れますが、そういった積み重ねが大事ではないかと考えておりますが、町長の見解をお伺いします。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今、議員のおっしゃるとおりであろうかと思えます。

先ほどのゾーニングも同しような、まさにこれとかかかわっている話なんです。大きな都市というのは、人材も豊富にあって都市計画というのもしっかりできています。ですから、例えば国の政策というのは、国会でぽんと決まりますとすぐ財源が、これをじゃあ、もうおりてきたと、その財源を、じゃあ、本当に短い期間、本当にタイトな中でこれを申請して、それを承認といいますか、補助の、やはり確定をしてもらわなければならないわけですが、やはりこういう小さな市町村というのは、なかなかそういうふうにはふだんから準備できていない。そういうことで、本当に大変な作業なんです。これは職員の、気の毒なぐらい本当に大変な作業になるんです。で、まあこれは小さな町はいろいろ宿命的なものがあるかもしれませんが、ただまあ、それはそういう考え方ではなくて、やはり先ほど出たようなゾーニングという中で、一つの考えを持っておいて、ほんで、ある程度計画的なものを持っておくことによって、その補助金を出たときにぽんと対応できるような形のものが、やはり理想であるし、またそうしていかなければならないと思っています。ただ、それをやはりどうしても今までの町の全体の流れからいきますと、国がこういうものを今度は国会で決まると、だからぜひと、まさに今回の地方創生がそれなんですけれども、そうすると慌てて今度じゃあ、その地方創生のおりてきたものに対して、すぐ取りに行くという形になるわけですが、そうではなくて、じゃあ、それをとっていいかどうかというものも含めて、日ごろから、じゃあゾーニングでうちの地域はこれだ、うちの地域はこれだ、うちの地域はこれだというそれぞれ持っていれば、じゃあその今度の地方創生のどの内容のものがいいかというのが、すぐ出るわけです。

ですから、当然のことながら、国は物すごいスピードで事業というのをぱっと決めてくるわけです。地方はそのスピードについていくのが非常に厳しい。ですから我々も国のスピードについていけるような形の中で、しっかりとそういう日ごろからの整備計画というのをつくっていく必要があると思っています。

そういうことで、その中で、やはりむしろ整備計画をつくったものを、じゃあそれはどうしたらその国の補助金、あるいはいろんな財団法人もございまして、そういったところの補助

金を探しにいくと、逆に探しにいくという考えが、先にいくということがこれからの地方にとってはどうしても必要であるとそんなん考えています。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） ありがとうございます。

誠意ある各答弁、本当にありがとうございました。

飯島町政を進める本当に先ほど申し上げましたけれども、町が広いがゆえに、まあ7割は山林ということですが、それにしても全体が広いということは、やはり行政コストも小さな町に比べれば、本当にかかっていくことだと思いますが、何とかこの町のよさを掘り起こしていまちづくりができたかなというふうに考えております。機会あるたびに申し上げておりますけれども、大多喜町第3次総合計画、前期基本計画、第3次実施計画には、町民の福祉向上を目的に多くの事務事業が盛り込まれています。その着実な推進を図るためには、強力な推進体制と機動力、何よりも実現させるための確かな財源も裏づけが必要だと思っています。

毎年度、この計画の検証をされて、改善しながらスピード感をもって進めていただきたいという私の思いを述べて、以上で私の一般質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（野村賢一君） ご苦勞さまでした。

ここでしばらく休憩します。10分間。

（午後 1時23分）

---

○議長（野村賢一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時33分）

---

◇ 山 田 久 子 君

○議長（野村賢一君） 一般質問を続けます。

次に、11番山田久子君の一般質問を行います。

山田久子君。

○11番（山田久子君） 11番山田久子でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問させていただきます。

本日は、大綱3点にわたり質問をさせていただきます。

初めに、大綱1、分収林の活用・取り扱いについて質問させていただきます。

本町には、財産調書に分収林が記載されております。契約期間は平成33年2月19日までと伺っておりますが、この分収林の種類と目的、場所、面積はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） ただいまのご質問について、産業振興課よりお答えをいたします。

分収林の契約書では、種類は学校部分林、目的は老川村立老川中学校のためにのみ使用すること、場所は千葉県夷隅郡大多喜町筒森霞野1536、面積は2.09ヘクタールということになっております。

○11番（山田久子君） ありがとうございます。植栽時に杉の木を植えられたということで、その本数が6,600本程度というふうに伺っているんですが、この認識でよろしいでしょうか。

また、この町の契約以外で、本町で分収林として設置されているところがあるようでありましたら、教えていただければと思います。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） 町のほうの分収林については、約6,600本ということでもよろしいかと思えます。

それから、それ以外に本町の中で分収林があるかということにつきましては、私が知っている限りでは、筒森区と、あと栗又区のほうでもやっているということを知っております。ちょっとそれ以外の情報はございませんので、私の知っている範囲では、その2つがあるということでございます。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） ありがとうございます。

それで、今、分収林ということですので分収、分けるというような形になるかと思うんですが、その分収率はどのような形になりますでしょうか。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） 通常の場合であれば、国が3で、契約者の方が7ということになります。

今回のご質問にある分収については学校部分林ということになっておりますので、学校部分林についてはもう少し率がよくなりまして、国が2で契約者、町のほうが8というような

比率で、収益を分収するということになっております。

○議長（野村賢一君） 11 番山田久子君。

○11 番（山田久子君） 今のお話ですと、学校部分林ということで、国が 2、町が 8 ということで、使えるということであるかと思うんですが、先ほどの課長のご答弁にもありましたように、旧老川中学校のみで活用するというのが当時の契約書の中にうたわれていたようでございますけれども、現在、その学校部分林におきましては、旧老川中学校さんと西畑中学校さんが統合され、その後、ことし 4 月に旧西中学校と大多喜中学校が統合された形になっていると思います。

そうしますと、この旧老川中学校で契約されたこの学校部分林分収林の分収費を、これを使うことができるのかどうか。また、使える場合には、どのような内容で使うことができるのかをお伺いできたらと思います。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） ただいまのご質問について、産業振興課よりお答えいたします。

山田議員のおっしゃるとおり、旧老川中学校は旧西畑中学校と統合し、その後西中学校となり、平成 30 年 4 月 1 日に旧西畑中学校が大多喜中学校に統合しております。統合により、契約当時あった中学校がないため、仮に分収林を伐採した場合の収益はどのようになるのかということで、千葉森林管理事務所に確認したところ、大多喜中学校のためにのみ活用できるということでありました。

それから、また用途、使い道のほうについては、大多喜中学校のためのものであれば、特に制限はないということであります。

○議長（野村賢一君） 11 番山田久子君。

○11 番（山田久子君） ありがとうございます。大多喜中学校のためであれば、特に制限はないということは、例えば校舎とか、学校施設関係のものに使うとか、もしくは学校の生徒さんの活動費だとか教材費とか、そういうものにも使えるというふうに考えさせていただいてよろしいということなんでしょうか。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） 千葉森林管理事務所のほうの回答では、大多喜中学校のためのものであればいいということでもありますので、大多喜中学校のものだというふうに説明ができれば、特に問題はないのかなというふうに認識しております。

○議長（野村賢一君） 11 番山田久子君。

○11番（山田久子君） ありがとうございます。本当に昔の方が植えてくださったとか、昔の生徒さんが植えてくださったと伺っておりますけれども、植林されたものが今後、大多喜中学校の生徒さんが使えるということで、本当にありがたいなと思うところなんですけれども。

この学校部分林については、町は今後どのように取り扱っていく考えでおりますでしょうか。伐採という考え方も含めまして、町の考え方を伺いたしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） ただいまのご質問について、産業振興課よりお答えいたします。

学校部分林の契約は、昭和26年2月20日から平成33年2月19日までとなっていることから、千葉森林管理事務所より、学校部分林を伐採するのか、契約を延長するのかというような照会が来ております。契約期間は最長80年となっており、もう10年、契約を延長することができます。また、契約を延長した場合、10年後は伐採することとなりますが、長伐期施業の制度を利用すれば、さらに80年契約の延長が可能とのことであります。

ご質問のありました今後の取り扱いについては、このようなことも踏まえまして、さらに町有林管理委員会にご意見を聞いた上で、今後の取り扱いを決めたいと考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 11 番山田久子君。

○11番（山田久子君） そうしますと、確認の意味も含めて伺うんですが、伐採をするか、しないかの判断は、町有林管理委員会の皆さんと協議の上で、さまざまな状況を判断されて切る、もしくは再更新をしていくという形を考えているということによろしいのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） 町有林管理委員会のご意見を踏まえた上で、最終的に町で伐採するのか、延長するのかということを決めていきたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 11 番山田久子君。

○11番（山田久子君） わかりました。

それでなんですが、もし仮に伐採をするというような場合なんですけれども、その場合は、その伐採の事業執行者というのは誰になるのでしょうか。町なのか、国なのかというところですね。

それから、あとその伐採をする費用というのはどこが負担するようなかたちになるのか、お伺いできればと思います。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） 伐採を行う事業者ということでありまして、これは国のほうになります。千葉森林管理事務所のほうで行うようになります。

費用については、千葉森林管理事務所のほうで入札をかけまして、千葉森林管理事務所のほうで予定価格よりも上で、一番高かったところに伐採してもらうというような形で、国のほうで一応費用を出すような形で、最終的に収益があったものを、先ほど言った町が8、国が2というような割合で収益を分配するというような形になります。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） そうしますと、伐採の判断は、最終的には町がするという事と、実際に切となった場合には国のほうの費用で切っていただけるというふうに解釈をさせていただいたんですけれども。

国のほうで伐採をするということですので、何とも言えないところもありますが、木を売る、もしくは木を切るということに関しまして、伐採のみを委託するケースと、そしてほかの方に木を買ってもらうというケースと、木ごと買っていて、伐採までの全てを含んだ形の中で、木ごと買っていていただくというような、いろいろなやり方があるというようなことも伺っているところでございます。

町独自の判断というのは、できない部分もあるかもしれないんですが、子供さんたちが植えてくださった木が大きくなりまして、今既に伐採期を迎えているという状況にもあるかと思えます。少しでも大多喜中学校の生徒さんのために使っていただける材料になったらいいなと思うんですけれども、今後の状況などを見ながら、再度よい方向に検討していただくことができないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） ただいまのご質問について、産業振興課よりお答えをいたします。

できるだけ大多喜中学校の子供たちのためにということですが、先ほど言いましたように、町有林管理委員会のご意見、また現在の木の価格というものも当然考慮しなければいけないと思えますし、今後、森林環境譲与税とか、そういう制度も施行されて、また10年後延長した場合、価格が上がるのか上がらないのか、そういうものも検討しながら、現時

点で一番いい方法をといるところで考えていきたいなと思っております。

○議長（野村賢一君） 11 番山田久子君。

○11 番（山田久子君） わかりました。よろしく願いいたします。

今、課長のほうからもお話がございましたけれども、国では今後、環境税の導入が予定されているところでございます。今のお伺いにございます学校分収林を、現在の学校の生徒さんの環境教育、林業教育の場として活用していくことができたらいいのではないかと思いますけれども、この辺の考えについてはいかがでしょうか。

（「ちょっと聞き逃しちゃったので、もう一度」の声あり）

○11 番（山田久子君） 今の学校分収林を、学校の生徒さんの環境教育と林業教育の場として活用することができないかということでございます。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） ただいまのご質問について、産業振興課よりお答えをいたします。

林野庁のホームページを見ますと、学校林は小学校・中学校・高等学校において、学校の基本財産形成や児童・生徒への環境に関する教育、体験活動を目的とした森林とされておりますので、植樹や保育作業を通じ、林業教育の場として活用していただくことは、将来の町の林業の活性化にもつながるものと思われまますけれども、実際に教育の場所として適切か、また活用できるかなどについては、教育委員会等でご判断いただくことになると思いますので、そちらのほうのご判断になるかと思います。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） ただいま分収林内を生徒の教育の場として活用することについて、教育課のほうからお答えさせていただきます。

先ほど産業振興課長がお答えしましたとおり、分収林は児童・生徒の環境教育に活用されることを一つの目的としております。しかしながら、大多喜町にある分収林、先ほど産業振興課長が申しあげましたとおり、筒森のある場所で、植林から約 70 年近くが経過しており、また管理もされていないということで、また現地を確認したところ、山林の傾斜もきついということなど、現況から判断しますと、生徒たちが現地に出向いて分収林の中で体験学習をするということは、生徒の安全性を確保することがちょっと困難であると考えますので、教育の場として分収林を活用することは、現在のところは考えておりません。

○議長（野村賢一君） 11 番山田久子君。



○11番（山田久子君） わかりました。ありがとうございます。

当時を知る方から、当時はそんなに急な山ではなかったように記憶していると伺ってありましたもので、ご質問させていただきましたが、実際に足を踏み込みいただいて確認をしていただいた上で、危険性があるということですので、そちらのほうは了承させていただきますが。

そうしますと、その上で、この学校部分林の維持管理というのは、今後どのように考えていらっしゃいますでしょうか。維持管理が必要なかどうかという部分もあるんですけども、それはどのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） 維持管理というのは、今度の契約が切れるまでということですか。それとも、その契約が終わって、例えば更新した後ということでもよろしいですか。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 全て含めてです。今、教育課さんのほうでご答弁いただいたように、もう大変な状況になっているということでしたので、70年たっていて、そのまま、例えば今度の契約の前でもそのままにするのか。契約した後も、今のまま何もせずに置いておくのかという部分も含めまして、何か考えがあるのかということで。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） 分収林につきましては、現在のところ特に手を入れていない状況だというふうに認識しております。過去には、実際に現場に行ってみますと、間伐なんかしてありますので、過去にはそういうような手入れはしてあったかと思うんですが、最近何年かというのは、多分していない状況だと思います。

今後、32年度中にたしか伐採をしなきゃいけないということですので、それまでの間についても、特に今現在、何かを維持管理しようというふうには今のところ考えておりません。

仮に、その後10年延長するようであれば、またそのときに予算をとって、何らかの維持管理をしていくかというのは、ちょっと検討する必要があるのかなというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） はい、わかりました。よろしく願いいたします。

その上で伺いたいんですが、もし仮に分収林を伐採した場合のことなんですが、この

32年、もしくはその後の伐採でもいいんですけども、その後の植林の際、また何かしら植林をされるのではないかと思うんですが、その際に観光振興ですとか、獣害対策の観点から、これ伺いますと、筒森のもみじ谷の近辺ということで場所は伺っております。大変紅葉の時期には、お客様にも見えていただく場所でもありますので、そういった部分での観光振興、また獣害対策という観点から、今度もし植林をする場合には、広葉樹による森林づくりを考えてみたらいいのではないかと思うんですけども、広葉樹を植えるということも考えることができるものなのかどうか、今は杉になっていると思うんですけども、その辺は制度的にいかがなんでしょうか。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） ただいまのご質問について、産業振興課よりお答えをいたします。

伐採した後の分収林については、再度、分収林として契約することも、また契約をしないこともできるようです。契約しなければ、国で植林・保育を行うことになりませんが、再度、分収林として契約する場合には、広葉樹による森づくりも可能であるようです。

仮に、分収林を伐採し、その後再契約をする場合は、分収林を先ほど議員がおっしゃいましたとおり、獣害対策とか観光振興も兼ねた広葉樹の森づくりというようなことをすることについて、その時点で検討する必要があるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） わかりました。ありがとうございます。なかなか、先ほど課長のご答弁もありましたように、今伐採した木がお金になるかという問題もございます。また、地域の皆さんとの兼ね合いとか、ご意見もあるかと思っておりますので、町としても、その状況に応じながら、また一番適切な範囲のご検討をいただいて、対応していただくことができたらしめます。どうぞよろしく願いいたします。

以上で、大綱1のほうを終わらせていただきます。ありがとうございます。

次に大綱2、乳がんを早期に発見するための取り組みについてお伺いをいたします。

乳がんは、罹患率の増加が見られ、日本人女性の12人に1人が乳がんを発症し、女性に最も多いがんと言われております。乳がんは、乳腺等の発生する悪性腫瘍です。放置すると、がん細胞が増殖して、乳腺の外へ広がってまいります。そして、血管やリンパ管へ入って全身をめぐる、乳腺以外のさまざまな組織や臓器へ転移します。ここに乳がんの怖さがござい

ます。

その一方で、早期に治療を行えば、90%の方が治るとも言われております。乳がんから命を守るためには、少しでも早く発見し、治療を行うことが重要と考えます。また、乳がんは自己検診で見つけることができる唯一のがんとも言われております。そこで、乳がんを早期に発見するための補助的取り組みをしてはどうかと考えます。

初めに、乳がん検診の町の実施状況と受診率、また精密検査に該当される方がどのぐらいおられるのか、お伺いをいたします。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） ただいまのご質問に対し、健康福祉課からお答えさせていただきます。

現在、乳がん検診は30歳以上の女性を対象に実施しています。検査方法は、30歳代が超音波検査、60歳以上はマンモグラフィ検査、40歳代と50歳代は超音波検査とマンモグラフィ検査を交互に行っています。

また、働く世代が受診しやすいよう、土曜日に検診を実施したり、子育て世代の受診につながるよう、検診会場に託児コーナーを設置しています。

次に、受診率であります。平成28年度は24.2パーセント、平成29年度は22.8パーセント、平成30年度は23.7パーセントであります。

次に、精密検査の対象となった割合は、平成28年度が受診者964人中53人で5.5パーセント、平成29年度は受診者897人中28人で3.1パーセント、平成30年度は受診者922人中35人で3.8パーセントであります。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） ありがとうございます。

毎年、少なからず精密検査に該当される方が二桁台いるということで、やはり発症率というか、心配は高い病気なのかなと思います。また、一度精密検査を受けられた方というのは、病院にかかって受診をされているということも考えられますので、実際の数値はもっと高いのではないかなと、私個人としては考えるところでございます。

乳がんというのは、働き盛り、子育て真っ最中の年代である30歳代後半から40歳代にかけて急増してくるようでございます。このことから、本人の心身の負担はもとより、子供の養育や家庭への影響は大変大きなものとなります。現在は、医療技術も大きく進歩し、早期の治療により、その後の生活クオリティーへの影響も軽減されてきております。定期検診に

加えて、補助的な取り組みとして、自己検診による早期発見にも力を入れてはどうかと考えるところでございます。

そこで、定期的な自己チェックの時期や回数を目安、視診と触診の方法についてイラスト入りで解説された、浴室に張りつけて使える乳がん自己チェックシートを作成し、無料配布を実施してはどうかと考えます。検診を受診されていない方の意識の向上にもつながるものと思いますが、町の見解をお伺いたします。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） ただいまのご質問に対し、健康福祉課からお答えさせていただきます。

乳がん患者の半数以上が自分自身で異変を発見しており、特に自己検診を習慣化すると、1センチ程度の小さなしこりにも気づくようになっていわれています。乳がんは早期治療により治癒する機能性が高いがんであるため、早期に発見することが大切であります。

現在、乳がん検診は、検診受診者全員に自己検診の方法について記載されたリーフレットを配布しておりますが、入浴時目につく浴室の壁などに自己チェックシートを張りつけることは、自己検診の習慣化につながり、乳がんの発見に効果的であると思われるため、自己チェックシートの配布について考えてまいります。

しかしながら、自己検診はある程度の知識と経験が必要である上、自己検診ではわからない初期のがんを発見するためには、超音波やレントゲンでの検診が大切であることから、検診の受診率向上に向けた取り組みを強化してまいります。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） ありがとうございます。前向きなご答弁をいただいたものと解釈させていただきます。課長のおっしゃるとおり、やはりこれはあくまでも補助的なものでありまして、検診で超音波、またレントゲンで見つけるということはもう絶対に、本当にこれからも受診率を上げていっていただきたいし、上げていかなければいけないし、また本人の意識の向上が絶対的に大事であると思うところであります。

その意味で、この配布対象者、配布物を作成していただいた場合ですね。この配布対象者、配布方法についてはどのようにご検討いただいておりますでしょうか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 配布の対象については、やはり検診の会場に来ていただいた方に、その自己検診の方法を指導した上で配布を考えておりますので、次年度の検診時に、

指導を含めて配布を実施する予定であります。ただ単に配布をするだけであると、定期的な検診を受診しなくなったり、間違った自己判断をする可能性が出てきますので、あくまでも検診を受診された方に配布を考えております。

○議長（野村賢一君） 11 番山田久子君。

○11 番（山田久子君） わかりました。その上で、課長に1つお願いがございます。乳がんというのは、先ほども申し上げましたように、発症は非常に若い世代からなります。

ところが、今、ほかのがんでも言われておりますけれども、AYA世代と言われる10代後半から30代に対するこのがんの発症に対しても取り組み、特に精神的、また肉体的にも大変重要であると言われておるところでございますけれども、この世代に対しても何とかカバーをしていただくことができないかと思っております。町の今の検診の受診対応でいきますと、30歳以上ということになります。ですので、例えば20代のお子様、もしくは新しい20代になるようなお嬢様にもお願いすることができないかと思うところがございます。

そういった意味でも、成人式の折や、もしくは妊婦さんが子供を産んで、3歳児の健診に来るころには、一つちょっとあれですけど、乳房的なものも変化がありまして、一度そこで乳がんのチェックをするというのが非常に大事なときにもなるかと思っておりますので、3歳児健診の折などにも、こちらのほうも配布を検討していただくことができないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 今、議員さんのおっしゃられたように、各事業でそのような対象の方への意識づけというか、配布等も検討してまいりたいと思っております。

○議長（野村賢一君） 11 番山田久子君。

○11 番（山田久子君） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

つきましては、そのチェックシートに関しては、どのくらいまでに作成、もしくは配布を予定していただけるのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） シートにつきましては、次年度の検診時をめぐりに配布する予定でございます。

○議長（野村賢一君） 11 番山田久子君。

○11 番（山田久子君） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

今の乳がんの検診チェックシートの浴槽に張っていただけるものを検討していただけると

いうご答弁をいただきましたけれども、乳がんは、実は男性の方も罹患をされるようでございます。私も、たまたまお目にかかった方で、男性の方で乳がんの手術をされたということを知っております。浴室に張っていただけるということでございますので、女性に限らず、ご家族皆さんも関心を持って、乳がん検診に取り組んでいただくことができたらいいのではないかと考えているところでございます。

以上で、大綱2の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

次に、大綱3、大多喜町ポイ捨て行為の防止に関する条例（マナー条例）を制定することについて、質問をさせていただきます。

近年、レジ袋ごとポイ捨てされているごみなどが多く目につくようになってきているとお声をいただいております。町でも回収に取り組んでいただいておりますが、町民の生活環境の向上や、観光の町として取り組んでいる本町のイメージのためにも、大多喜町ポイ捨て行為の防止に関する条例（マナー条例）を制定し、意識の啓発と一層の施策の推進をしてはどうかと考えるところでございます。

そこで、町はポイ捨てされているごみの現状認識について、どのように捉えているのか。そして、その状況をどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。また、これらに対して取り組んでいただいている対策などがございましたら、含めてお伺いできればと思います。

○議長（野村賢一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（山岸 勝君） ただいまのご質問に、環境水道課からお答えをさせていただきます。ポイ捨てごみを含めたごみの不法投棄の観点から、お答えします。

町では、各地区に2名のごみの不法投棄監視員を配置し、町内をパトロールしています。また、監視員とは別に、ポイ捨てを含めたごみの回収に臨時職員3名を雇用し、毎週木曜日で2名体制でごみの回収を行っています。回収量で申し上げますと、ここ数年は減少傾向にあります。29年度では約3,700キログラムのごみを回収していますので、ポイ捨てごみは依然と後を絶たない状況ではないかと推測しています。

このような中、町では5月に、環境美化を目的としました町内一斉ごみゼロ運動を実施し、子供会、育成会など59団体の協力をいただき、約1,100キログラムのごみを回収いたしました。ほかにも、大多喜中学校全校生徒によります城下町クリーン大作戦、養老溪谷観光協会や老人クラブが年2回実施する清掃活動、商工会青年部の商店街を中心としたごみ拾いなど、さまざまな団体が清掃活動を実施していただいております。

今後は、町民の皆様により一層、環境美化に関心とご理解をいただき、ごみのないきれいなまちづくりを目指していきたくと考えております。

○議長（野村賢一君） 11 番山田久子君。

○11 番（山田久子君） 具体的、町のほうでこういうごみのポイ捨ての問題があるというところで、把握されている状況というのはございますでしょうか。

○議長（野村賢一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（山岸 勝君） 把握につきましては、先ほど申し上げましたように、各地区に2名の監視員がおりますので、その方たちが2カ月に1回必ず報告をいただきまして、それで場所を把握しております。場所を把握しまして、なかなか人力では上げられない箇所もありますので、人力で上げられるところにつきましては、先ほど申し上げた臨時職員をお願いしまして、回収を実施しているところでございます。

○議長（野村賢一君） 11 番山田久子君。

○11 番（山田久子君） 具体的に、どのような報告をいただいておりますでしょうか。

○議長（野村賢一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（山岸 勝君） 報告いただいているのは、場所とおおむねの品物と量的なことです。

○議長（野村賢一君） 11 番山田久子君。

○11 番（山田久子君） 場所とか内容とか、そういったものは伺っていますでしょうか。

○議長（野村賢一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（山岸 勝君） 場所と内容についても伺っております。

○議長（野村賢一君） 11 番山田久子君。

○11 番（山田久子君） わかりました、すみません。私のほうで、町民の皆さんからいただいているお声というところで見ますと、確かに町で掃除をしてくださった後は本当にきれいになるんですが、その後、待っていたようにまたごみが捨てられているという状況が見受けられます。その中で、以前は缶とか、ペットボトルだったのが、今は本当にレジ袋ごと捨てられている。そして人の目につかないところというんでしょうか、トンネルの中とか、そういったところに非常に両脇に多かったりとか、山間部の入った木の陰とか、そこに大量に捨てられているというような状況がございまして。

また、たまに歩いてみますと、いまだにたばこのポイ捨てが大多喜町でもあると思われるぐらい、たばこの吸い殻のポイ捨てなども見受けられます。中にはこれ、灰皿ごとう

やってやったのかしらというようなまとまったポイ捨てなども見受けられるところでございます。あと、これは一部なんですけれども、本当に犬のふんがそのまままだ放置をされているというようなところもあるようでございます。

また、そのほか、河川へのポイ捨て、それは河川に直接捨てられたものか、流れてきてそこへたまったものかわからないんですけれども、非常にそういったごみが目につくようでございます。

大多喜町は、やはり自然が豊かということで、この紅葉の時期にも多くのお客様に来ていただいているんですけれども、やはりそういったごみの問題となりますと、どうしても目についてしまう。じゃ、誰が捨てているのといったときに、それは誰が捨てているのかわかりませんけれども、少なくとも町を通っている方、そういう方のいずれかの方が、やはり気をつけていかなければいけない問題なのかなと思うところでございます。

今、課長のお話にありましたように、多くの町民の皆様もいろいろな場面で取り組んでいただいているようでございます。中には町から透明の袋をいただいて、個人的に、日常のごみ拾いをして取り組んでいただいているような方もいらっしゃるようでございます。本当にありがたいと思うところでございますが、やはりこのごみのポイ捨てがないということが一番大事ではないかと思えます。

そういった観点から、意識啓発の観点という部分で、大多喜町においてのポイ捨て行為に関するマナー条例を制定してはどうかと思うところでございます。当然、皆様も見ていておわかりになるように、各市町村、行政区では非常にこの条例がつくられてきているのは目にはしているかと思えます。私もちょっと調べさせていただきましたところ、非常に厳しいところもあります。比較的緩やかなところと、条例制定の内容によって大きく違いがあるんですけれども、本町におきましては、厳しくするのは幾らでもできると思うんですが、まずそこまで行かなくても、まずマナーとして意識を高めてもらうということで、マナー条例的なものからつくっていったって、意識改革ができたらいいのではないかと。また、それをつくることによって、例えば看板なりポスターなりをして、外部からの方にも啓発をすることができるのではないかと。この辺いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（山岸 勝君） ただいまのご質問に、環境水道課からお答えさせていただきます。

先ほどのご質問でも答弁させていただきましたが、町では多くの団体の皆様にご協力いた



だき、環境美化に努めていただいております。しかしながら、心ない人たちが行いますごみのポイ捨てはなかなか後を絶ちません。

このような中、町としては条例による規制も必要ではないかと考えますが、条例制定に関しまして、ポイ捨て行為に特化した条例の制定や、既存の環境保全条例の一部改正等、方法はいろいろあるかと思っておりますので、内容をよく精査しまして、町の実情に合った条例の制定について検討してまいります。

○議長（野村賢一君） 11 番山田久子君。

○11 番（山田久子君） わかりました。町の実情に合ったものを考えていくということをございましたけれども、それはいつごろまでの策定をしていくお考えでいらっしゃいますでしょうか。

○議長（野村賢一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（山岸 勝君） いつごろまでということですが、例えば粟又の滝で最近バーベキューの残骸等が結構目立ちまして、それに関しましては県に確認したところ、河川課と協議が必要だということで、関係課と協議しながら、先ほど議員さんおっしゃられましたように、飼い犬のふんの問題、また路上喫煙の問題等もございますので、内容をよく精査して、なるべく早いうちに検討してまいりたいと思います。

○議長（野村賢一君） 課長、検討、検討という言葉が出ていますが、早目にやってやってくださいよ。

○環境水道課長（山岸 勝君） はい、わかりました。

○議長（野村賢一君） 11 番山田久子君。

○11 番（山田久子君） ありがとうございます。今、私が言いたかったことは議長が言ってくださいましたので、何とぞどうぞよろしく願いいたします。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

一般質問の途中ですが、ここで 10 分間休憩します。

(午後 2 時 15 分)

---

○議長（野村賢一君） 会議を続けます。

(午後 2 時 25 分)

---

## ◇ 根本年生君

○議長（野村賢一君） 一般質問を行います。

次に、4番根本年生君の一般質問を行います。

○4番（根本年生君） 通告に基づきまして、質問させていただきます。

私は、今回、若者の住宅供給施策について、高速バスを利用した定住化に向けた施策について、特別養護老人ホームの誘致について、夷隅川フィッシングパークの現在の状況と今後の方針について、質問させていただきます。

まず初めに、若者の住宅供給制度について。けさほど、役場のほうに現在の人口を確認しましたところ、9,181人ということでした。現在過去の人口減少の推移を見ますと、来年度中には9,000人を切る可能性が非常に高いと考えております。

そこで、町長を初め行政の皆さんは、議会のたびに答弁しております。特に、若者の定住・移住について質問させていただきます。

総合計画の中にも、若者の定住化に向けた住宅用地整備を行うとの記述があります。若者の移住・定住を促進し、人口減少、少子高齢化を防ぐ必要があります。大多喜町では、さまざまな定住化対策を行っております。高速バス路線の開拓により、都心からの人を呼ぶ施策、医療費助成など、さまざまな助成を行っておりますが、最後に、具体的に、若者が居住する住宅用地が、周辺市町村に比べて大多喜町は非常に少ない。少ないというより、ないという状況です。

近隣見ても、勝浦市はミレーニア勝浦、黒潮台、若潮台という広大な住宅地があります。御宿町も、御宿台という広大な住宅地があります。大原も大原台、区画整理も何カ所か行っています。茂原市においても、区画整理が本当にたくさん行われております。

いろいろな施策を行って、皆さん一生懸命やっているんだけど、最終的な受け皿がないんです。一生懸命やっても、いざ、どこに住んでもらおうかと思っても、具体的に、ここに住んでくださいということが明示できない状況であります。すばらしい環境の住宅地があれば、そういったところがあるだけで、移住者は非常にふえるんじゃないかと思っております。

特に、城見ヶ丘とかあの辺の地区に行きますと、朝起きてお城が見えるということについて非常に感動しております。あと、養老溪谷とか行っても、自然の中で非常にいい環境であるということをよく言われるんですけども、実際、住宅地を探すとすると、ない状況なんです。早急な住宅供給施策を行うべきであると考えます。

そこで質問します。

官民一体となった新規の宅地開発事業を行い、安定的な住宅供給対策を行うべきであると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） ただいまの質問に対しまして、企画課のほうからお答えさせていただきます。

これまでに町で実施いたしました宅地開発事業については、代表的なものが城見ヶ丘団地の整備が挙げられますが、そのほかにも、宅地分譲としては、経費を抑えた遊休町有地を活用した小規模な宅地分譲を実施してまいりました。また、住宅供給施策については、町営住宅の整備や企業向け住宅の整備を進め、若者の定住化に向けた住宅施策を進めてきたところでございます。

このように、町が実施する宅地分譲や住宅の整備推進を図ることにより、周辺地域への波及効果も期待され、城見ヶ丘団地の建設後には民間による隣接地への宅地分譲も行われてきましたが、現状では、民間による宅地分譲も余り進んでいない状況にあります。

官民一体となった新規の宅地開発事業については、さまざまな方法が考えられますが、現状では、町で進めている小規模な宅地分譲により民間事業者への波及効果を期待したいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 今、城見ヶ丘がまだ何区画が残っていますけれども、ほぼ完売に近い状態ではなかろうかと思っています。

やはり、最後、受け皿としてここに住んでもらいたいだよという住宅地を安定的に供給する。過去の状況を見ていますと、空き地が見つかったからそこを宅地分譲しようよ、町有地で空き地が見つかったから宅地分譲しようよということではなくて、安定的に供給できる、そういった住宅地が必要なんではないのでしょうか。

それは、すぐにはできないでしょう。何年かかかるとは思いますけれども、将来にわたっては、そういった計画がないと人口減少に歯どめはかからないんじゃないですか。いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 今、議員さんがおっしゃりましたように、大規模な宅地造成とかそういったものは、本当に短期間のうちにできるものではないというふうに考えております。

先ほど申し上げましたが、今現在も、町のそういった財政的な部分とか考えた中で、現状の小規模な宅地分譲というような形で進めて、要するに事業費のかからない部分で、そういったものを多くやるような形で進めていければというふうに考えています。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） ですから、事業費がかからない、安い、安価なものが出たときにやるということではなくて、大多喜町の移住に関するパンフレットとかいろいろありますけれども、最終的な受け皿の絵がないんですよ。自然がよくて、こういったところがよくて、古民家がよくて、住んでいる方が活発に働いているよということはあるけれども、最終的に、ここに住んでくださいというものがありません。

それで、若者の大部分は、これは統計的に見てもわかりますように、中古住宅とか古民家じゃないんです。20代、30代の結婚したての人たちが住むのは、大部分が新築一戸建てなんです。それは、見ても皆さんわかると思います。それで、特に今、若者の方が望むのは、申しわけないけれども、きれいに区画された宅地分譲地、本当にそこを望むんです。

せんだっても、うちのほうに問い合わせが、実は3件ほどあったんです。近くに、大多喜町、土地ないか、大多喜町に土地物件が少ないよと、ホームページ見ても、よそのホームページ見れば不動産屋さんがたくさん載せているんですけども、大多喜町はないと。それで、もともと大多喜町出身の方でこっちに帰ってきたいということだったんだけど結局は、いすみ市さんと茂原市さんと市原のほうに結局は行っちゃったんです。

それを見て、やはり、計画的にやっていかないと、それでやっぱり私も、仕事柄、不動産業者さんとかもつき合いもありますので、先方からは、「大多喜町、物件が少ないので、とにかく物件があったら至急教えてくれ」という要請は再三再四いただいております。そういった現状があるということは、皆さんも重々認識しているんじゃないかなと思います。

それともう一つ、新聞の記事にもありました。君津市の課題というやつです。君津市は、年間3,000人ぐらい人口が減っているんだそうですね、ああいったところで。それで、どこへ行くかという、木更津市に行くんだそうですね。木更津市には、優良な住宅地が多い。区画整理が多い。君津市はやろうと思ったけれども、適地がない、やろうと思っても難しいということで、君津市は本当に木更津市さんのほうに人口を奪われて苦勞しているところがございます。

大多喜町も、大多喜町に住みたいと思う、住むところがない、そういう人は近隣の市町村

に行っちゃうんじゃないですか。やはり、これは計画的に住宅地を整備していく。すぐはできないでしょう。恐らく新規でやっても2年、3年はかかると思います。だからこそ、一日でも早く計画を立てて、実行に移すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 先ほども申し上げましたけれども、現在、民間での宅地分譲とか、なかなか進んでいないような状況もございます。そういった中で、町としては、小さい部分で分譲的なことを進めておるわけですが、こういった民間が入ってこられないという状況というのが、現状でいいますと、本当に宅地となるようなところはほとんどないと思います。あるとすれば、農地の荒れているところとか、そういった場所になってきてしまいます。そういった中で、現在も、農地の関係につきますと、いろんな規制が出てまいります。そういった部分で、なかなか民間のほうの業者さんも入ってこられないというのが、現状にはあるんじゃないかというふうに考えています。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 規制、規制と言います。日本国中、規制ばかりなんです。規制の中でいかにみんなが努力して、成果を上げていくかと、それは皆さんもよくご存じだと、私も仕事柄思っています。

ちょっと足を一步踏み出せば、規制、規制、規制なんです。その規制を、いかに熱意を持って努力して変えていくか。これは行政の力だけでもできないと思います。当然、民間の力もかりなくちゃいけない、地権者の力もかりなくちゃいけない。そういったことも含めて、ぜひ計画的な住宅供給対策を行ってもらいたいと思います。

次、行きます。

他の自治体も調べさせていただきました。他の自治体では、民間事業者が宅地開発した場合に補助金を出す制度を設けているところもあります。これは、山梨県の富士川町です。1区画あたり10万円から20万円だそうです。それで、民間が造成して、1,000万、2,000万かけて宅地をつくってくれて、10区画つくってくれれば、仮に10万円とすれば100万円の補助でも出してつくってくれれば、これほどいいことはないんじゃないですか。あるいは、PFI事業による若者向け賃貸住宅の建設、これも、町と業者が一体となって若者の賃貸住宅を建設したところもあります。

それともう一つ、人口減少と高齢化を懸念して、地元住民が主体となって、このままでは集落が維持できないと、それについては新しい人に移住してもらわなければならない、あるいは誰か

が帰ってくる場合にしても住宅がないので、地元の住民が業者と共同で開発を行って人口をふやす。それについては、町のほうも、上下水道などのインフラ整備については積極的に応援する。近くでも一つ、業者があれで7区画か8区画ぐらい分譲やりましたところ、すぐ埋まっちゃったそうですね。そうすると、そこは今まで若者がいなかったんだけど、若者が非常にふえたという実績もあると思います。

他の自治体の取り組みも参考にして、町が全てやるのではなくて、業者、地主さん、地元、その人たちと一体となって、住宅政策、人口増。地元の人たちも非常に懸念していますよ。あと5年、10年たったら、我々の集落どうなっちゃうんだらう、恐らく実際に行動できる人は半分ぐらいになっちゃうんじゃないかならうか、非常に危惧しています。

それを、行政が積極的に表に出て、一緒にやりましょうよという形で進めていくべきだと思います。他の自治体の取り組みを参考にしてくれたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 近隣の市町村、それから全国のいろんな自治体では、今おっしゃられたようにさまざまな住宅施策の取り組みが行われているものと思います。

住宅整備や宅地分譲による費用対効果、またメリット、デメリット等を十分検討いたしまして、今後の事業推進に必要であると思われるものにつきましては、今後参考にさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） ですから、喫緊の課題は、若者に定住してもらう。よそからきた移住者に住んでもらう、それが喫緊の課題だと思います。それには、土地がないんですよ。住む住宅がないんです。これは、早急にやっていただいて、早急にやれと言っても2年、3年かかるでしょうから、一日でも、要はあしたできるものはいつやってもいいんですよ。長期にわたって2年、3年かかるものだからこそ、一日でも早く手をつけないと、何もできなくなってしまうのではなからうかと危惧しておりますので、ぜひ、行政、業者、所有者の方が一体になれるような形をつくって、住宅の供給の施策を行ってもらいたいと思います。

続きまして、行きます。

空き土地バンクの必要性については、十分に認識していると思われまます。私、これ議会でも何回か言っています。空き家バンク、町が取り扱っています。しかし、今、先ほど言いましたように、若者が求めているのは新築一戸建てなんです。空き土地なんです。

ですから、今、放置された空き家が問題になっていると同時に、建物がない、すぐ宅地に

なるところでも草ぼうぼうになったり木が生えたりして、本当に環境を壊しているところもたくさんあると思います。そういったところをきれいに管理してもらえば、空き土地バンクに登録してもらえば、町のほうであっせんするよと。そこを買いたい人とかあれば、空き家バンクみたいな形でやっていただければ、今多くの住民の方は、建物を壊すのはいいんだけど、壊した後どうするんだということで非常に悩んでいる方も多いと思います。

空き土地バンクの創設に向けて、不動産業者と関連業者を含めて協議すべきだと思います。この制度の創設は、いつごろできるのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） ただいまの質問に対して、企画課からお答えさせていただきます。

空き土地バンク制度につきましては、6月の会議で、運用方法等の協議を進めていきたいというふうに答弁をさせていただきました。

現在、他の自治体での取り組み事例等を参考にさせていただきまして、制度創設に向けた事務手続を進めているところです。制度の施行につきましては、来年度4月からの実施を目指して、現在進めている状況です。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） ぜひやっていただいて、本当に、空き家ばかりじゃなくて、空き土地も今後ふえてきますので、その辺の対策について、しっかりやっていただければ助かります。よろしくお願いします。

続きまして、住宅供給。

新しいところばかりではなくて、既存の住宅地でも、このままではうちが建たないところがたくさんあります。その多くは崖地を背負っている住宅地です。大多喜町の場合、山の下に住宅があるところがたくさんあります。そういったところは、崖条例の規制により、現存のままでは住宅は建たないところがたくさんあります。

自分で工事をすれば別です。何百万、1,000万かけて工事をすれば、うちは建つでしょうけれども、それを個人でやってもらうということは大変なことです。やはり、新しい土地を見つけると同時に、既存宅地が有用な宅地になるようにする施策も非常に大事だと思われま

す。

前回の議会の中で、急傾斜地崩壊防止工事について、地元関係者等の了解が得られるなど環境が整えば、事業実施に向けて進めていきたいとの答弁がありました。

これは、千葉県が行う事業で、実際、工事費の国・県が80パーセントの補助、あと、地

元自治体と地権者が残りを負担するという形です。これは全県下、この間も言いましたが、54市町村のうち43の市町村でやっておる事業です。近隣でも、いすみ市、御宿町、勝浦市、鴨川市、長生郡市、全部この事業をやっています。

ですから、なかなか、自分のところはいいよというところもあるでしょうけれども、ぜひやりたいという方も多いわけです。負担金を払っても、身の安全、生命の安全を図るために、ぜひやりたいという方がたくさんいるわけです。その人たちに門戸を、やっぱり、やるのであれば大多喜町できますよという、そういった扉を開けておいてやらないといけないと思うんですよ。

何も、個人の土地ですから、個人でやりたくないというものを無理にやる必要はないです。全然、それはないですよ。しかし、今、大雨、台風によっていつ崖崩れが落ちてくるかわからない、身の危険を感じている住民も多数います。それと、このままでは建てかえもできなくて困っている住民が多数います。その人たちに門戸を開ける、扉を開いて一緒にやりましょうということをしていかないといけない。

そのためには、やはり、大多喜町では新規の事業です。ほとんど、よその市町村でやっていますけれども、新規の事業ですので、私も事あるごとにそういった関係者には説明をしているつもりですけれども、やはり、一度、これは説明会を開いていただいて、こういった状況でこういったふうになればできますよと。それで、希望者については町が積極的に受け入れてやるよというそういった説明会を、事業の内容を詳しく住民に説明する。

これは県の事業になりますから、県のほうにも確認したところ、町からの要請があれば県のほうは説明会を開く、それについてはやぶさかではないと。当然そうですね。地元の住民の方が説明してくれというのを嫌だというわけがないと思いますのでね。

だから、私も、多くの皆さん、各地に行ったときに、とにかく説明会を開いてもらうように町に要請しましょうよと。それで説明会の内容を聞いて、またやりたい人はやる、いや自分はいいやと思う方はやらない。そういったことを第1段階として進めていただくと非常にいいのではなかろうかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 根本議員の質問に、建設課からお答えをさせていただきます。

急傾斜地法に基づく急傾斜地崩壊防止工事、いわゆる国庫事業、国交省事業の事業主体は、根本議員さんのおっしゃるとおり、千葉県であります。このことから、町が主体となって説明会を実施するような考えは、今のところ持ってはございません。



しかし、地域の方々から、この急傾斜地崩壊防止工事についてのご相談があれば、地元土木事務所に対しまして、地域の方々の説明会を受けたいという趣旨を連絡して、相談の機会を調整したいというふうに考えております。

具体的な方法としましては、地域の方々また地元土木事務所と相談してからになりますけれども、初めは地域の方から、全員ではなくてその代表者またはその役員の方々などを選出させていただきまして、この役員の方々などに対しまして、この急傾斜地崩壊防止工事の概要や事業のメリット、デメリットなど、県の方々からの説明を受けまして、工事の内容をご理解していただきまして、その次の段階としまして、現地を確認するなどして急傾斜地崩壊防止区域に指定ができるかなど、事業主体である千葉県、そして地域の方々などと協議をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） ありがとうございます。大変助かります。

この事業が、先ほど言いましたように県の事業なんです。町の事業ではないんです。先ほどの渡邊議員も、国の補助金とか使ったほうがいいんじゃないかとありました。

これ、仮に1億円の工事だと8,000万円、国・県がくれて、それで事業主体が県なわけです。調査、設計、工事、一切県にやってもらえるんです。だから、私も、町の事業だと、今、町の職員の状況を見ていても、なかなか難しいかなと思いますけれども、全て県の事業なので、これはぜひ進めていただくと助かります。よろしくお願いします。

続きまして、町営住宅には多くの子供たちがいます。私のすぐ近くにも町営住宅があります。そこには、子供たちがたくさんいる状況です。朝晩の登校するときも10人、15人、連なって登校していきます。

しかし、もともとの住民のところには、ほとんど子供がいない状況です。これは、どこの地区も、町営住宅があるところは同じではなかろうかという認識でおります。しかし、子供が大きくなって高校生ぐらいになると、町営住宅を出ていく方が大部分ではなかろうかと思えます。中には残る方もいると思えますけれども。その方々が、大多喜町、町営住宅があつて、特に建設課の方々は、草刈りしたり、何かどこか悪いから直したり、財政処置もしたり、大変な苦勞をして皆さんに住んでもらって、その上で、お金がなくて苦勞した上に、どこかほかに出て行かれたんじゃない、これは非常にもったいないなど。

これは、先ほどの住宅の供給のあれとリンクしますけれども、もし、町で計画的につくる住宅地があれば、町営住宅出た後に、ここに住んでくださいという、ま、強制はできません

よ。強制はできませんけれども、そういったふうをお願いじゃないけれども要請ができるわけですね。大多喜町に10年、15年住んでいれば、できるだけ大多喜町に住みたいという方もいらっしゃるんじゃないですか。そういったためにも、まず、町営住宅を出ている方がどこに出ていってしまうのか。大多喜町に住んでもらえれば非常にうれしいけれども、もしそうじゃないとしたら、引き続き大多喜町に住んでもらえるような、そういった施策をとる。これは住宅用地ばかりじゃないと思いますけれども、町営住宅に住む、で、出ていった後の人たちに、引き続き大多喜町に住んでもらえるような施策をとるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） ただいまの質問に対して、企画課からお答えさせていただきます。

ただいまの質問、最初の質問と内容が同じようなことだとは思いますが、先ほどもお話しさせていただいたように、現在、町で進めさせていただいております遊休町有地等を活用した小規模の住宅用地の整備、これをいたしまして、定住化に向けた取り組みを努めてまいりたいというふうに考えております。

なお、今年度に整備を実施いたしました船子地先の町有地の販売につきましては、年齢制限を設けまして45歳以下の若い世帯を対象に募集を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 先ほど言いました、町営住宅を出ていった若い世代の方々がどこに行っているのか、こういったことは把握していますでしょうか。大多喜町に引き続き住んでくれているのでしょうか。よそに行っちゃっているのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 町営住宅を出ていった方が、若い世代ですね、どこに行ったのかというところまでは、建設課のほうでは現在のところ把握してございません。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） せんだって議会で研修に行った川北町がそういった調査をして、できるだけ大多喜町に住んでもらえるように施策をとっていると、これは町長も一緒に行きましたけれども、たしかそういったことを向こうの担当者とかが言っていました。

ぜひ、これは、せっかく大多喜町に10年、15年住んでいただいている方なので、よそか

ら来る方より大多喜町の状況もわかっているし、いろんな面で住民ともなじむこともできるでしょうし、ぜひそういった方に大多喜町に住んでもらえるような施策。それで、まず最初に、どこに行っているのか調査して、実態を把握すべきだと思いますが、把握していただけますか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今、担当課ではちょっと調べていないという話をしておりましてけれども、実は税務住民課で転出、転入のところで預かっています。転出をした人に、転出先、またどういう状況で転出したかというのは全部とってあります。

そういうことで、その辺の資料はありますので、そういったものはまたこれから活用していければと思っています。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） よろしく願いいたします。

引き続き行きます。

高速バスを利用した定住化に向けた施策について。

私は、いろいろ調べてみました。オリブの中に高速バスの停留場があります。いろいろなところを調べてみても、ああいった商業施設の中、分譲地の中に高速バスが入ってきて停留所があるというところはほとんどありません。ほとんどは道路上に停留所があって、そこから行き来している状況です。

やはり、町、皆さんが高速バスを走らせている、しかし余り乗客数が伸びない中で、やはり高速バスを利用した定住対策、これを早急にとるべきだと思っています。船子地先の高速バスの停留所近くには、そのほか商業施設、住宅分譲地、保育園、学校があり、生活するには大変便利である。その強みを生かした施策を行うべきであると思います。

次の件で伺いたい。

まず、無料駐車場について。私、朝昼晩、大体あそこを通るんですけども、常に満杯の状態です。20台、30台駐車しており、もし新しい乗客が来ても、あそこにとめてバスに乗ることはほとんど難しいような状況です。

駐車場を増設して、高速バスの乗客をふやす必要があると思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） ただいまの質問に対しまして、企画課からお答えさせていただきます。

ます。

高速バス利用者用の無料駐車場につきましては、根本議員の言われるとおり、常時ほぼ満車の状況というふうになっていると思います。

この原因の一つとして、本来の駐車スペースとしては 45 台程度の確保ができるものとなっておりますが、これまで駐車区画線が明示されていなかったため、車両の間隔が広めに駐車されているものと考えられます。

ですので、早急に区画線の明示を行いたいというふうに考えております。

あわせて、現状の駐車スペースにつきましても、現状の用地で利用されていない部分、こちらのほうの増設を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 4 番根本年生君。

○4 番（根本年生君） まず 1 点、今何台増設するかという答弁はなかったと思いますが、増設することによって、どの程度また利便性がふえるのかとか、乗客増につながるのかとか、高速バス、大多喜駅から発着になっています。本来であれば、大多喜町広いので、総元、西畑、老川、あちらのほうからも高速バスに乗れるようにするのがベストだと思いますけれども、いろんな経費の関係でできないんだとすれば、他地区の方々をあそこの無料駐車場に車をとめて乗っていくしかないわけです。

ということは、駐車場がいつも満杯の状態では、なかなか難しいと思いますので、ただ、あそこで、多分広げても 10 台ぐらいがいいところかなという気がします。もっととめられるならとめられると言っただけならばと思いますけれども。

やはり、今、何の施設にするにしても駐車場が全てなんです。産業まつりやっても、中央公民館で何かやっても、町なかで何かやっても、やまびこセンターで何やっても、やっぱり客を集めるには駐車場、これが第一なんです。それはもう皆さんも重々、いろんなイベントをやるたびに思っていると思います。

だから、高速バスを利用する方をふやすには、他地区から来た方があそこにとめられるようにするためには、あそこだけじゃなくて、さらなる駐車場の確保が必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 現状では、当面、町の用地として周辺に確保してある部分がございますので、あの範囲の中で対応して、今後の、整備した後の利用状況のほうを整理していきたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 今の状況を見ると、10台程度ふやしても、多分すぐあつという間に埋まっちゃうんじゃないかと危惧しています。

先ほど言いましたように、駐車場用地探すにしても、すぐできないわけです。やはり、時間のかかるものほど早く、一日でも早く手をつけて計画をしないと、いつまでたってもできない状況になります。ぜひ、駐車場整備については前向きに考えて、ほかにも駐車場をつくるとか、いろんなことをやってもらいたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 駐車場につきましては、今、根本議員の言っているところだと思います。私もよく見ています。時には40台を超えるときもあります。そういうことで、そのときにはオリブの中にとめている人もいますようでございます。

そういうことで、ただ、あの敷地につきましては、湿地帯の部分がありますので、そこはもうちょっと手を広げていきますので、まだまだ50台以上はとめられるとと思っていますので、とりあえず、今、あの現状でありますので、あそこを少し早目に整備して、まずはその確保をして、その状況を見てからまた、今、議員のおっしゃるように、またどこか必要であればやっていくということで、当面、できることはまず先にやってまいりたいと思います。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） よろしくお願ひします。

それでは、あの駐車場のところ、せんだつての台風か大風で、大きな木が二本か三本倒れましたですね。あその駐車場の裏の崖も、結構大きな木がせり出していたり、枝が生えていたりします。あれは、前回倒れたときには、駐車してある車に事故はなかったんでしょうけれども、今後、倒れることによって、駐車している車が傷を負う、そういった事故になりかねないと思っています。

そのためにも、その崖地の整備、今後、崖崩れが起きないようにするべきだと思いますけれども、先ほど言いました急傾斜地との問題とも関連するんですけれども、あそこを伐採しても、森というのは山でもっているものですから、部分的に伐採すると、残っている木がまた倒れてきちゃう可能性がありますよね、風が今度直接当たりますから。それで、急傾斜地法の、先ほど事由が、あそこでもし適用できるのであれば、急傾斜地法というのは上の住宅も対象になりますので、そうすると、あの崖の整備ができるのであれば、これは県の調査とか待たないといけないかもわかりませんが、そういった面も勘案して、急傾斜地法は

進めてもらいたい。それと、崖地の整備も、危ない木のついた処理もやらずにちやいけい  
と思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 今、隣接した山側の崖地の対策ということでございますけれども、  
現状で駐車場として利用している間につきましては、費用対効果の観点から、特別な崖地対  
策というのは、特に現状では考えていないところでございますけれども、言われるとおり、  
枝の部分等については、今後考えていかなければならないというふうに思います。

あとは、山側からの十分な間隔をとってとまれるような方法を、当面は対応していくとい  
うようなこととなると思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 急傾斜地崩壊防止工事の観点から、ちょっと説明をさせていただ  
きます。

今の無料駐車場に接する崖地、こちらが町の所有ではない、こういうことから、急傾斜地  
の崩壊防止工事の対象となるのであれば、この駐車場については町でありますので、一つの  
所有者としての立場で、そういう工事に、協議になっていくのかなというふうに考えており  
ます。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 先ほど言いましたように、急傾斜地法は、ここが該当するのだから全  
てを含めて、県のほうでやってくれる事業です。ですから、県のほうに見ていただいて、そ  
こが該当するのであれば、国・県が80パーセント補助してくれるわけですから、それであ  
の辺がきれいになればいいかなと思っていますので、よろしく願いいたします。

続きまして、あそこの前の船子東前線については、高速バスを走らせる際に、あそこがバ  
スが走るにはちょっと狭いのでということで、行政の方々が、町長を初め、一生懸命やって  
用地確保をして、広げるべくやったものと思います。特に、赤トンボ側と言うんですか、大  
原に行く通りところは道幅が非常に狭くて危険な状況です。見通しが悪いので、オリーブのほ  
うから来た車と大原のほうから入った車が正面でぶつかって、片方がバックするなんていう  
のはたくさんあります。

やはり、あの辺もきれいに整備して、せつかく用地も買ってあるところあるわけですから、

その辺も整備して、利用者が利用しやすい状況をつくるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 根本議員の質問に建設課からお答えをさせていただきます。

町道船子東前線は、国道 465 号、船子交差点付近から大多喜ショッピングセンター脇を通り、城見ヶ丘団地までの路線であります。いすみ市方面から国道 465 号を通り、ショッピングセンターに買い物等で来町する方など、多くの方に利用されているものと思います。

この路線について、早急に拡幅工事を実施すべきではないかとのことご質問ですが、本路線につきましては、既に道路線形等も決定されておりますが、一部区間において用地の確保ができていないこと、また、現在事業継続中の他の路線の道路改良工事等もありますので、そちらの工事も勘案して計画的に進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 4 番根本年生君。

○4 番（根本年生君） 今、計画的に進めているということでしたけれども、課長も、あそこを狭くて非常に危険だなと。あそこはガードレールも何もないから、下手をすると、ウエルシア側の駐車場に、申しわけないけれども、ちょっとね、高齢者の人がよく、もう踏み間違えたとか何とかあると、ぼーんと落っこっちゃいますよ、あそこ。

非常に危険な状況だと思います。非常に危険な状況の場所を、今、来年度の予算の最中でしょうけれども、早急にやるべきだと思います。計画的にというと、2 年先になるのか 3 年先になるのかわからない状況ではなくて、危険なことは皆さんわかっているわけですから、住民の利便性を図るためにも、交通事故を起こさないためにも、あそこは来年度予算をつけて、早急に対応すべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 町道船子東前線につきまして、道路幅員が狭いということで、利用者の方にもいろいろご不便をかけているかと承知をしております。

しかしながら、先ほども申しましたとおり、まだ一部用地の確保ができていないことと、また、他の道路改良工事も町は抱えておりますので、そちらのほうも勘案しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 4 番根本年生君。

○4番（根本年生君） すみません、じゃ、町長、あそこのところ、やっぱり高速バスを利用する方、オリブに行く方、買い物客、非常に多いし、付近の住民も多いし、非常に危険だと思うんですね。それで見通しも悪いし、早急に何とか広げるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） あの場所につきましては、今、根本議員のおっしゃるとおりでございます。私も私用で出るときに、必ずあの道をわざと通るようにしています。やはり、交通の状況がどうかというのを常に確認しております。さっきおっしゃったように、待っていなければ交換できないのも十分承知しています。また、反対側から入ると落ちてしまうような、ガードレールもありませんから、非常に危険なことも承知しております。

ただ、今、課長が申しましたように、実は解決しなければいけない問題が何点かございます。そういったことを解決ができる見通しができたら入りたいと思いますが、まず地権者の問題、いろいろ、全てがまだ買い取っているわけではございませんが、それも鋭意進めているところでございます。そういうものが整えば、進めていきたいと思っています。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） それ、私もあそこのもとの地権者の方とか、相続人の方とか、何人か知っている方もいますので、もし私で協力できることがあれば、道路を広げるということではなくて、あそこは相続が多分なかなか難しい問題になっているのかと思いますけれども、私も協力したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、高速バスを利用して、やはり住宅施策、利用して住む人の住宅施策。

木更津の金田の駐車場のところ、今聞きますと、アパートとか貸家とかが多く建てられているそうです。それはなぜかという、そうすると、そこに住むと、何のどこかよそから車で来なくても、住めば歩いて、徒歩で、高速バスに乗れる、帰ってきても、高速バスをおりれば歩いてそこにいれると。

これは非常に、東京のほうから移住してくる方、東京に通勤する方にとっては、これ以上ありがたい場所はないんですよ。何でそういった有効な土地について、新しく住宅政策をやらぬのか。アパートなり貸家なり、先に土地を分譲してもいいでしょう。本当にすばらしい便利なところなんですよ。

やはり、高速バスを利用して、そういった施策を行って、高速バスの利用者をふやして、それで町の活性化につなげるべきだと思いますけれども、そういった施策をやるべきだと思



いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 根本議員の、今お話のとおりだと思います。

金田袖ヶ浦周辺につきましては、おっしゃるとおりでございます、やはり非常に便利だということで、そういうのがふえているんですが、大多喜町は約 130 キロ平方という非常に広い地籍を持っております。その 70 パーセントは山林です。平野部というのは大半が農地ということになっています。

やはり、山林につきましては保安林という非常になかなか規制の厳しい法律がございます。ですから、これの解除というのはまずこれは難しい。農振地域なんですね、大多喜町は。やはり農振地域の青地については、なかなかこれは県のほうは認可を出してくれない。そういったことがございます。

またもう一点は、やはり、そういう優良農地につきましては農家の人がなかなか手放さない。やはり、なかなか用地交渉というのは難しい状況にあります。

そういうことでございますので、いろんな条件がございます。でも、おっしゃることはよくわかります。それはやっぱり進めるべきだと思いますが、そういった問題解決をどうするかというのは、実は大変厳しい問題がございます。

今、町は、やはり、まずはできるところからということで、まず、あるものをできるだけ小規模に今、改定をさせております。その、今の大規模にやるということは、これは、大変、県を巻き込んだ形の中で、なかなか許可を取るのに大変な年月がかかるわけですね。それでいろんな条件がくっついてきます。ですから、できるだけ、それはそれで当然必要なことであろうかとは思いますが、さっき言ったように、地権者の問題、あるいは農振の問題、そういったことが解決できるかどうかということが非常にかかわりまして、最近、この間、川北町と一緒に行かれたときに、向こうの方のお話にもあったように、一時は農振も緩やかで、結構、土地開発はできるというような話をされておりましたが、最近になって農振が非常に厳しくなったということで、なかなか今、それができなくなったとおっしゃっていたのも聞いたと思いますが、まさに千葉県もそのとおりでありまして、農地の規制が、今だんだん厳しくなっている。一時期よりさらに厳しくなっている。そういうことで、農地の転換というのがなかなか厄介だなというふうに思っています。

しかしながら、やはり目指すところは、今、議員のおっしゃるとおりでございますので、そういったところにできるだけ行けるように、またその間に、やはり資本のかからない小規

模な中で回転をさせていきたいと思います。

それで、既の上瀑でも2地区やりまして、それもすぐ売れましたし、船子もこれからやりますが、多分これもすぐ売れると思います。こういう形で、まずできるところは順番にやっていますが、全体の大きなものについては、またこれから大きな計画になりますので、これは、今言った状況をクリアできるかどうか、そういったことを含めまして、考えていきたいと思います。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） やっぱり、私、言いましたように、この世の中、規制、規制なんですね。一步を踏み出せばたくさんの規制があるんです。その規制があるからとまっていたんでは何もできない状況ですので、やはり規制をクリアするために、ですから、これは答弁はいいんですが、単なる住宅だけでは許可が難しいんじゃないかならうかと思ひます。そこに付帯設備、要は、睦沢なんかはやっていますよね。あそこは老人施設もつくって、老人が健康で長生きするための施設を同時につくって、それで住宅用地もつくと、若者用、年寄り用。やはり、そういった計画を持っていけば何とかなるんじゃないかならうかと、甘い考えかもわかりませんが、とにかく一步踏み出していきたいと思ひます。

それと、あともう一つ、高速バスの件については、やはりこれ、今現在、通勤通学者に特化した運行時刻表になっていません。私も、事あるごとに近隣の会社の方、いろいろ聞くんですけども、2時間に1本、6時のバスが過ぎちゃったら次8時。

これでは、向こうから来るときも同じです。6時のバスが終わったら、次また8時、9時。これで通勤に使えと言っても、それは使えないよと。せめて1時間に1本。仕事を続けて6時にバスに乗れなかったら、次はもう8時、9時だのとなったら、これは職員に通勤で使えと言っても無理だよという実態があると思ひます。

これを、時間はかかるかもわからないけれども、もう通勤通学者に特化した運行時刻表にしないと、定住化につながらないんじゃないかと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） ただいまの質問に対しまして、企画課からお答えさせていただきます。

現在の運行時刻につきましては、平成27年12月に運行を開始後、平成29年4月1日からの大多喜駅までの延伸の際に、時刻の見直しを1回実施したところです。

現状で利用者を見ますと、行楽、観光、仕事や通学等、さまざまな利用目的があります。

そういった中で、通学の状況を見ますと、高速バス通学者登録をされている学生さんが現在 35 名あります。そのうち、実際に高速バスを利用して通学されている方が 10 名というふうになっている状況です。

この時刻につきましては、当初から大多喜から東京方面に向かう利用者向けとして設定した時刻となっていると考えておりますが、便をふやせば経費もふえてくるというような状況が当然伴ってまいります。ですので、今後、利用者からの意見を聞くためのアンケート調査等も実施してみたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 4 番根本年生君。

○4 番（根本年生君） ですから、高速バス、せっかくと言っては申しわけないですけども、走っても、これを計画的に、定住化に向けた施策を行わないといけない。駐車場の整備もそうでしょう。周辺の道路整備もそうでしょう。周りに住む住宅の整備もそうでしょう。通勤通学者に配慮した時間帯もそうでしょう。全て、計画的に複合的にやるべきだと思います。

ぜひ、複合的に、いろんな計画をもってやっていただきたいと思います。

続きまして、時間がないので、特別養護老人ホームの誘致について、お伺いします。

平成 30 年度特別養護老人ホームを公募しましたが、応募者がありませんでした。現在の特別養護老人ホームの現状を考えると、早急に社会福祉法人が行う施設の誘致が必要と考えます。

近隣市町村には、たくさんの社会福祉法人が経営する特養がありますけれども、大多喜町にはありません。

この答弁はいいです、時間がないので。

それで、私、近くの社会福祉法人の方に聞くと、やはり、公募してつくるには土地の選定が一番難しいよ、公募できない理由が土地がないからだ、適した土地がないという答えがほとんどの方から返ってきます。土地を探すのが大変なんだよ、土地がないのに公募できないよということでございます。

ですから、既存の町有地あるいは国・県の遊休地を町が払い下げを受けるなど、あるいは民間の土地を町が買収して、ここにつくってくださいよと。あれは公共的な絡みが非常に大きいですから、町がそういうふうにするといっても十分町民の理解は得られると思うんですけども、そのようにして、土地をとにかく選定して、事業者に貸しつける等の施策を行わないと、新しい特別養護老人ホームはできないんじゃないかと危惧しておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） ただいまのご質問に対して、健康福祉課からお答えさせていただきます。

平成30年3月策定の第7期介護保険事業計画に基づき、平成30年6月から特別養護老人ホームの整備事業者の公募を行ったところですが、残念ながら一事業所の応募もありませんでした。原因として、計画策定から公募までの期間が短かったこともあり、事業者側が十分に準備期間がとれなかったものと推測されます。次年度においても、引き続き特別養護老人ホームの公募を実施する予定でございます。

根本議員の言われる、町で用地を確保できないのかとのことでございますが、整備事業者の選考については、建設予定地の提案も事業所選定の審査基準の一つである上、計画策定から公募までの準備期間も十分確保されることから、今年度同様に募集を行いたいと考えております。

しかしながら、特別養護老人ホームの建設用地はある程度の広さを要する上、幅員が6メートル以上の道路に接する必要があるなど幾つもの要件があるため、土地の確保は難しい面もあることから、公募の方法について検討していきたいと思っております。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） よろしく申し上げます。

続きまして、夷隅川フィッシングパークの現在の状況と今後の方針についてお伺いします。時間がないので、手短かに言います。

あそこ、特老があつて、老人福祉センターがあつて、川が整備されていて、一時は300人、400人、500人の人たちが訪れて、非常に環境のよいところでした。あそこが、近年草ぼうぼうになって、維持管理が十分果たされていません。

あそこを、前の利用を取り戻すように、十分な維持管理を行うべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） ただいまのご質問について、産業振興課よりお答えします。

根本議員のおっしゃるとおり、現在フィッシングパークは、町のほうで県から維持管理を受諾しているところですが、昨年度から、町から委託しておりました夷隅淡水漁業組合のほうで委託を受けられないということで、直接、昨年度から町で維持管理をしているところですが、実際のところ、根本議員のおっしゃるとおり草が生えていたりして

十分な管理ができていないということで、町のほうも認識しているところでございます。

今後については、町と県とで、維持管理の内容について再度内容を確認し、維持管理に係る予算の確保を行い、適正な維持管理に努め、その上で必要な箇所等について県へ改修の要望を行ったり、親水施設としてふさわしい状況にしていきたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） じゃ、以上で終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（野村賢一君） はい、ご苦勞さまでした。

一般質問の途中ですが、ここで10分間休憩します。

（午後 3時26分）

---

○議長（野村賢一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時35分）

---

◇ 野 中 眞 弓 君

○1番（野中眞弓君） 1番野中眞弓です。

私は、3点についてお伺いいたします。

まず1点目は、子供の医療助成を高校3年まで拡大することについて。2点目は自立的地域循環型経済の推進について。3点目は学校給食運営についてです。

まず、1点目の子供の医療費助成を高校3年生まで拡大することについてお伺いいたします。

千葉県では昨年、2017年8月に県下54自治体全てで子供の医療費助成が入院・通院ともに中学3年生までとなりました。その中には、さらに高校3年生まで対象を引き上げたり、中には個人負担もなくしている自治体もあります。

そこでお伺いしますが、2018年10月現在で県下には高校3年生まで医療費助成をしている自治体は幾つあるでしょうか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） ただいまのご質問に対し、健康福祉課からお答えさせていただきます。

10月1日現在で、高校3年生まで助成を行っている自治体は県内54市町村中17の市町村で実施しています。その中でも個人負担なしの完全無償化を行っているのは7市町村でござ

ざいます。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） ありがとうございます。

こういう状況の中にあって、本町では 2015 年、平成 27 年 4 月に中学 3 年生までの完全助成に踏み切ってから新たな拡充が見られません。この間、全県、特にこの近隣では「うちも、うちも」という形で次々に助成拡大を実施しているやに聞いております。

お伺いしますが、近隣自治体の高校 3 年生までの医療費助成実施状況は、どうなっているでしょうか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 夷隅郡市での状況は、2 つの市町で一部負担を伴った助成を高校 3 年生まで実施しています。長生郡市での状況は、2 つの町村で一部負担を伴った助成を高校 3 年生まで行い、完全無償化は 3 つの町で実施している状況です。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） ありがとうございます。

私の調べたところによりますと、近隣というのも衆議院の 11 区を 1 つのブロックとして考えたとき、山武郡でも 6 自治体中 2 自治体が実施しております。千葉県太平洋東側というか、あるいは九十九里沿岸の自治体が、こう、ぐるっと実施しているんですね。半分冗談で、これに乗り遅れちゃならぬという気持ちもあるんですが、この 3 つ目に伺いますけれども、決して裕福ではなさそうな九十九里沿岸ですが、経費の面でお伺いしたいんですが、高校生の助成を実施した場合、新たな経費はどのくらいになるのか、伺いたいんですが、その前に昨年度の助成における年齢層別の平均的な助成額はどれくらいになっているんですか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 就学前までの子供の医療費については、928 万円で、一人当たり約 2 万 7,700 円となっております。小学生につきましては、1,072 万 8,000 円、トータルでかかっておりまして一人当たり平均しますと 3 万 1,400 円、中学生について 374 万 9,000 円で一人当たり平均が 1 万 8,400 円という状況でございます。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） ありがとうございます。

高校生の助成を実施した場合、新たな経費はどのくらいかかると予想されていますか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 町民の高校3学年分の医療費データ、公的な資料がございませんので厚生労働省の年齢会計別一人当たりの医療費から算出してみますと、15歳から19歳の階層の一人当たりの年間医療費個人負担は約2万1,600円であります。高校生相当の人口236人分を積算しますと、約510万円の計算となります。しかしながら、高校生の医療費助成は、償還払いによる助成となるため、少額の申請が見送られるなど、多少経費の減少は想定されます。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） ありがとうございます。

この7月に発表された厚生省の調査、乳幼児等にかかわる医療費の援助についての調査では、高校卒業まで以上実施する市町村は全国的には474自治体あり、全体で27パーセントを超えているそうです。今、課長さんが報告してくださった医療費、高校生が本町の中学生よりも一人平均の医療費は多いんですけども、高校生については、中学生よりも医者にかかる頻度が少ないということも言われています。

全国レベルの試算では、私の思っているよりもちょっと高かったんですけども、高校卒業までの医療費の無料化は保護者にとって大きな安心です。私は大多喜に引っ越して来たとき、いろんな経費が高くて、一番高くつくと思ったのが移動するのに必ずガソリン代がかかって、子供の送り迎えにも自分が生活する上でも、お金はかかるし、物価も安いわけじゃない。貧乏人は大多喜に住めないというのが、私が引っ越して来たときの印象です。若い人たちが、先ほども根本議員も若者の定着・定住ということをおっしゃっていましたが、若者が定住するためには、子育てに対して本当に援助が必要で、この町だったら子育てに経費が余りかからないということ、印象を持ってもらうことはとても大事だと私は思います。

医療費が高校生まで無料になるということ、その一方で高校生が乳幼児、小学生とくらべて医者に行く率が低くなる、拡充しても自治体の、町の財政負担が計算されているほどには大きくないと思います。本町でも子供の医療費助成を高校卒業まで拡大する考えがあるか伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 県内の高校3年生までの医療費の助成状況については、先ほどの答弁のとおりでございますが、中学生以下の医療費の助成については、県内54市町村全てで入院・通院に対する助成を実施していますが、所得制限を設けている自治体は4つあ

ります。また、自己負担金を 42 市町村で招集している状況でございます。本町においては自己負担金は徴収せず、所得制限も設けていないところでございます。以上のことから、本町の助成内容につきましては、県内市町村と比較しましても平均的なレベル以上であると考えていることから、現状の助成内容の継続に努めてまいりたいと考えます。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 私も所得制限がないこと、それから完全無料化であること、高く評価したいと思います。本当に若い人たちが年々給食費の無料化も含めて、年々子育てしやすい環境は高いレベルで整いつつあると思うんですけれども、そこでもう一押ししていただきたいと思います。私の手元に今ある、この紙なんですけれども、医療費の高校生までの無料化をやっている自治体とそれぞれの自治体の平均 1 年間の所得の低いほうから順位づけしたものなんですけれども、皆さん、医療費の助成をしている自治体は、住民の所得が高いと思われませんか。それとも低いと思われませんか。住民の所得が高いというのは、それだけ税金が入ってくる、財政的に豊かだというふうにとれると思うんですけれども、豊かな自治体が高校生までの無料化をしているのか、自主財源の少ない自治体のほうがしているのか、どちらかと思われませんか。これを見ると、高校 3 年生まで助成をしている自治体、17 ある中で、平均所得順位が半分以下の自治体が 13、上位の自治体が 4 なんです。住民の所得の少ない、市町村民税の収入の少ないと思われる自治体のほうが実施に踏み切っているんですね。それは富の再配分ということで、できるだけ誰もが安心して生きていけるようにという、大変原則的な行政をなさっているからだと思うんです。私は自分の経験からも、本当にこの町で子供を育てるのはきつい話だなと思いながら過ごしました。子育ての最中は。ですから、いろんな条件整備の中に、徹底した子育て支援、子育てというのは未来を育てることです。ですから、思い切って大多喜町でも高校 3 年生まで医療費を無料にさせていただきたいと思います。

町長さん、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 先ほど、ご質問の中で課長が答弁したとおりでございまして、本町につきましては、それほど頑張りようが悪いわけではございませんので、さっき課長が答弁したとおり、とりあえず、今の現状で考えてまいりたいと思います。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） とりあえずというのはどのくらいまでですか。

○議長（野村賢一君） 町長。



○町長（飯島勝美君） とりあえずですね。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 若い親たちは首を長くして待っていることを心しておいてください。

周辺、いいところが当たり前になっていて、周辺がよくなるとやっぱりうらやましいもので、やはり、周りの状況に合わせていくということを、よく答弁でも聞かれますけれども、こういう福祉の面でもよいほうに合わせていくということは必要だと思います。

よろしく願いいたします。

2 点目に移ります。

自立的地域循環型経済の推進について、ちょっとタイトル、かたいんですけれども、中身はそうでもありません。

現在の景気について、日銀は9月に経済は緩やかな拡大を続けるとの見通しと述べました。1 パーセントの富裕層と大企業には当てはまっても、99 パーセントを占める私たち庶民にはほど遠いものではないでしょうか。

ほとんどの地域では高齢化と人口減少が進み、地域経済は衰退傾向にあります。先ほどの産業振興課長の答弁でも明らかです。

大多喜町では 11 年間で商工業者が 27 パーセント、小規模事業者 15 パーセント減っているという報告が、まさにこのことだったと私は思います。

地域経済の活性化、発展は切実に求められています。これ以上、町の商工業、お店屋さんや業者さんが減ったら、高齢化を迎えている私たちには、生活そのものが不便になります。つぶすわけにはいきません。だから、企業誘致だとか補助金だとかということでは、持続性は不確かです。売り手よし、買い手よし、つくり手よしのかけ声のもとで、地域内での仕事や物や資金の循環を図ることが地域経済の安定の土台となると思われます。町の企業者はほとんどが小規模事業者です。国が4年前に小規模企業振興基本法を制定し、小規模事業者の後押しを始めました。町内でも商工会を通じて後押しされた業者さんもおられるとのことです。来年度からは予算がとおれば、県も携わるようになるとのことです。大多喜町は先ほどやはり、補助金が出るからと単発的な事業がどうのこうのというやりとりがあったように思われますが、どういうふうに産業を進めていくのか、商工業を守っていくのかという、軸になるものがないように思います。小規模企業振興基本法制定から4年を経て、全国には400を超える自治体が中小企業、あるいは小規模企業振興条例をつくり、小規模企業振興を行政の柱とすることを明確にしているそうです。呼び名は同じではありませんが、産業振興基本

条例は、自治体自身が中小企業あるいは産業の振興をするという立場を内外に明らかにし、行政も立ち位置をきちんと示すことで、その場限りでない行政の姿勢を継続させる点が重要です。いろんな基本法というのは理念、理想をうたった条例だと思いますが、その理念を明らかにしていくということは非常に重要なことだと思います。本町でも地域産業の連携、いろいろな業種の連携、地域内での仕事や物、資金の循環で地域産業の振興を図ろうよという、小規模企業振興基本条例、これ、名前はいろいろあると思うんですけども、そういうものを制定して、官・民一体になって、小規模企業を盛り立てていこうという条例を制定する考えはありませんか。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） ただいまのご質問について、産業振興課からお答えをいたします。

ご質問の小規模企業振興基本条例は平成 26 年に小規模企業振興基本法が施行されてから小規模事業者が地域の経済及び雇用を支える重要な役割を果たしていることを鑑み、小規模事業者の成長、発展及びその持続的発展を図られることを基本理念として、全国の自治体で制定され始めた条例であります。

この条例につきましては、町商工会からも小規模企業振興基本法の理念に基づく小規模事業者の振興支援のための商工業の振興条例を制定するよう、昨年度に引き続き、今年度も要望が出されております。今後、小規模事業者の振興に関し、必要な施策を講じていく上で、小規模企業振興基本法の理念に基づく条例を制定する必要があると考えており、商工会と町とで条例の制定は小規模企業者の支援等について、勉強会を開催することで現在、協議をしているところでございます。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） よろしく願いいたします。

これ以上もう、お店屋さんがなくなることは、もう本当に生活していけないことです。

こんなことがありました。私は、うちはタケノコを掘るもので、鍛冶屋さんに鍬を持って行きました。そしたら、鍛冶屋さんが、もう 1 軒、夷隅郡市にあった鍛冶屋さんが店じまいした、もう僕のところしかやっていない。俺のところをやめちゃったらどうなるんだろう。タケノコを掘るには特殊な、切れる鍬じゃないと掘れないんですね。それこそ、どうしようと一瞬、先の見えない不安に駆られました。こういう本当に地域に根差した業者さんを守るということが、地域全体の仕事だと思います。

よろしくお願いたします。

2つ目に移ります。

2点目は、循環型地域経済の具体策としてお願いしたいと思います。地域にお金が回るための呼び水政策を拡大してほしいということです。住宅リフォーム事業的な事業拡大を目指して、地域にお金が回る手だてを広げる住宅リフォーム事業は、住宅改修に、皆さんご存じだと思いますが、町の業者を利用すれば経費 20 万円以上の工事なら経費の 10 パーセント上限、20 万円まで助成するというもので、呼び水効果の高いものとして全国で実施されています。本町の呼び水効果がどのくらいあるでしょうか。お伺いたします。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 野中議員の質問に建設課から答弁させていただきます。

呼び水効果ということでございますので、昨年度、平成 29 年度の町の補助額と、それに伴います工事費、総額の工事費ということでよろしいでしょうか。

そういうことで答弁させていただきます。

昨年度、平成 29 年度は、18 件の申請がございました。補助額の合計は 268 万 2,000 円でございます。これの工事費の合計、これが 3,711 万 3,924 円でございます。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） ほぼ 15 倍、補助金の 15 倍ぐらいの仕事ができたということです。それが町の業者さんの中に流れ込んだわけです。これは住宅リフォームに限っていますが、横着をして住宅リフォームで拡大してくれと要望しましたが、新しい要綱をつくってもいいんですが、この中身をほかの事業にも拡大していただきたいんです。一つは、宅地の安全対策にも拡大していただきたいということです。前にもやりました温暖化の影響で気候変動が大きくなり、災害も地球規模で大規模化しています。世界中の研究者からそのことは指摘されています。1 時間当たり 100 ミリを超える、1 日 400 ミリを超える災害的大雨も、そう珍しくなくなりました。傾斜地の多い西畑、老川地区では特に宅地斜面の崩落が起きています。起きてからの復旧にかけるよりも、あらかじめ対策をとるほうが得策です。住民の暮らしを守るために排水関係工事など、宅地の安全対策にも助成すべきだと考えます。いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 先ほどの金額のところ、ちょっと補足をさせていただきますけれども、この、すいません、いや、ちょっと間違えました。

それでは、住宅の安全対策の追加することについて、野中議員の質問に建設課から答弁をさせていただきます。

現在の住宅リフォーム奨励金の交付につきましては、その交付対象を住宅の修繕、改築もしくは増改築または住宅の機能向上のために行う改造を対象としており、住宅外の工事、外構工事などはその対象しておりません。議員のおっしゃるとおり、災害に対応するため、宅地の排水溝や擁壁工事を実施すれば安心して住宅に住めることと思います。しかし、一概に宅地といってもその状況は、面積やケースなど、さまざまな状況が考えられます。このようなことから奨励金の交付について均衡を図ることが困難になることが想定されますので、現時点では宅地の安全対策について、対象とすることは考えておりません。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） いろいろ対象が広がるから、だめだということですがけれども、それこそ条件をつけて住宅に影響のあるような工事、現場計画票にて事前に見聞すればわかることだと思います。安心して暮らせる、そのことが行政が住民に保障していくことではないでしょうか。大多喜に來い、來いと言ったって安全でなければ、また、家を建ててから、家もろとも崩れてしまうようなことではないし、新しく呼ぶ人もそうですけれども、今まで住んでいる人たち、今までとは規模の違った災害状況になっているので、私はそういう人たちに手を伸べることと、そのことによって、やはり業者さんの仕事をふやすということは大多喜町にとって重要なことだと思います。

いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） これにつきましては、先ほども申したとおり、一概に宅地と言っても、面積、形状、いわゆる平地であるとか崖地をしょってるとか、そういう状況もいろいろあると思います。そういうことから、このリフォームの補助金については、均衡を図ることが難しいと考えております。

それからもう一つ、住宅や宅地など、個人の財産であり基本的には、そういう所有者の個人が責任を負うものというふうに考えております。こういうことから、個人に対する災害に関し予防措置、また、災害時における復旧など、ほかの法律で適用するものは除いては、原則的にはその所有者が行うべきというふうに考えておまして、個人で所有しているリフォームの奨励金の拡大対象とすることについて、現在のところ考えておらないというところ

ろでございます。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 個人でやるから力のかしてくれと、町に全部やってくれと言っているわけではありません。工事額の全部を出してくれと言っているわけでもありません。わずか、少し規模が大きくなったものについて、10 パーセントを手伝ってくださいというだけじゃないですか。うちのなかのリフォームのほうが、それこそ大変個人的なことだと思います。雨水のために崖が崩れて、下の家の敷地まで押し寄せたら、自分のところだけじゃことは済みません。そういう点では、特に排水、崖関係は重要性を持っていると思います。私は制度の内容が住宅リフォーム的なので、住宅リフォーム制度を拡充してくれと言いましたけれども、ほかの事業でやってもいいんです、防災でやってもいいんです。どこでもいいから、自然災害に対する、特に雨に対する対策について、早めに住民が取り組めるようにやっていただきたいということなんです。

町長、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 私は建設課長と同じ考えを持っておりますので、今、課長が答弁したとおりでございます。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） わかりました。

今の答弁、肝に銘じておきます。非常に冷たいし、先が見えないし、先祖代々守っている土地に住もうとしている人たちに対して、すごく冷たい答弁だと思います。

2 つ目。これも防災対策として新規事業と要望するべきものかもしれません。分類はどこに属してもいいのですが、民間のブロック塀の撤去工事も助成の対象に追加していただきたいと考えます。

大阪北部地震で女の子が倒れたブロック塀の下敷きとなり犠牲になりました。大規模地震が起こることは関東でも東南海でも予想されています。ブロック塀の対策は、倒壊に人が巻き込まれないためだけでなく、地震発生時の避難路の安全確保という点でも重要です。

考えをお伺いします。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 野中議員の質問に建設課からお答えをさせていただきます。

先ほども説明させていただきましたが、現在の住宅リフォーム奨励金の交付につきまして

は、その交付対象を住宅の修繕、改築もしくは増改築、または住宅の機能向上のために行う改造を対象としており、住宅以外の工事、外構工事などはその対象としておりません。

このブロック塀につきましては、本年6月18日に発生した大阪市北部を震源とした震度6弱の地震により、小学校のプールのコンクリートブロック塀が倒壊し、通学途中の児童が死亡する痛ましい事案が発生したことで、全国的に関心が高まっております。基準に満たないコンクリートブロック塀は地震時に容易に倒壊し、また、倒壊した場合には道路を塞ぎ、避難や救助等の妨げになるばかりでなく、大阪府北部地震のように人命を奪うことも考えられます。住宅リフォーム助成事業によりブロック塀の撤去工事を追加する考えはないかのご質問ですが、宅地のブロック塀などは個人の所有財産のものであるため、危険な状況にある場合には、基本的にその所有者のその処置をするべきと考えており、個人で所有している宅地へのリフォーム奨励金については、現時点で対象とする考えはございません。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 住宅リフォーム、家のそのものは非常に個人の持ち物そのものじゃありませんか。その論法はおかしいと思います。先ほど申し上げましたけれども、補助のあり方が住宅リフォームの内容的だから横着をして住宅リフォームの拡大というふうに申したんだけれども、名称はどこでも、担当はどこでも構わないということをお願いしたと思うんです。町として、ブロック塀の撤去、あるいは段を短くしてその上にフェンスを付けるとかという改修、安全のための改修に補助金を出して町内業者の仕事をふやすという考えはありませんか。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 先ほど、野中議員が住宅のリフォームには補助金を出して、宅地には補助金を出さないのは論法が違うのではないかとこのところで、ちょっと説明を加えたいと思いますけれども、住宅につきましては、住宅の広さうんぬんにかかわらず住宅が建っているものでございます。ということからすれば、全ての方がその住宅に住む、個人の住宅であろうとも住むわけで、それを直すことについては何ら不公平ではないのかなというふうに考えております。その後で、ブロック塀につきましては、今の、今回の問題となっているのは、建築基準法に沿って建てられていないブロック塀の話になると思います。このブロック塀につきましては、やはり法的に鉄筋を入れなければいけない、高さを幾つにしなければいけないという、さまざまな条件がある中で建てられるべきというふうに考えておりま

す。ということは個人でそこまで、法に基づいたブロック塀をやっておけば何の問題もないのかなというふうに考えております。そういうことから、現在、今回、ご質問のリフォーム補助金について拡大するお考えはないかという話でありましたので、建設課といたしましては、現時点のところ、そういう考えは持っていないというところでございます。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 建てるときに、建築法にももちろん合っていないのを建てたのは悪いけれども、現に建っているものに対して、大震災が来たときに危ないから、これ撤去しなきゃいけないと思うことは、やっぱり個人ですか。そこでもしも犠牲者が出たら、どうするんですか。

（「個人で直すんだよ」の声あり）

○1番（野中眞弓君） はい、いいです。答弁求めません。

○議長（野村賢一君） え、答弁、求めないと。

○1番（野中眞弓君） 求めません。

実は、私有地のブロック塀の撤去について、自治体が独自に助成する場合、国交省の防災安全交付金が活用できることをご存じでしょうか。国は交付金を出すとっているんです。勉強不足ではないでしょうか。国交省が6月25日付で都道府県に出した事務連絡にそれが書かれております。ブロック塀等の撤去等にかかわる防災安全交付金等の効果的促進事業の対象とすることが可能であると連絡しています。国交省住宅局はこの交付金を利用するには、基幹事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、これは予算書には載っています。例えば具体的にいうと、30年度の予算書103ページ、中身は何かというと耐震検査にお金を出します。3万4,000円だったかな、予算化されています。でも、決算書には載っていません。誰も使わなかったんだと思います。この事業は本町でもあるわけです。このストック形成事業の中の住宅・建築物耐震改修事業の効果促進事業に新たにブロック塀等の安全対策事業を記載すること、それだけでお金を出すとっているんですね。都道府県を通じて交付申請するだけでよいと説明しています。国の負担率は地方の出した2分の1、例えば町が経費の3分の2を負担すれば国がその半分の3分の1を負担するので、町の実質負担は3分の1で済むこととなります。国も積極的に進めているわけです。それでもやれないんですか。国民の安全ということを考えて、国は早速交付金を出しますよ、市町村やってください、今までの要項の中に一言、文言を付け加えればいいですよとっているわけです。

いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 大変、申しわけありません。その件については不勉強でございました。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） それで、やるんですか、やらないんですか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 基本的には、そういう国の事業を実施するということになりまして、まず間違いなく県、市町村には必ずそういう通達がある筈なんです。ですから、恐らく建設課長のところに来ないということは、まだ実施段階のその通達を建設課がもらっているかどうかわかりませんが、そういうものをきちんと把握をしてみたいと思います。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） やる方向で把握するんですか。ただ把握のための把握ですか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） それはまだ内容を見てみなければわかりません。だから、改修についてやるのか、その改修については、もう既に前々に国も発表していますね。耐震調査ということで。ですから撤去ということに入っているかどうか、ちょっとその辺は定かではありませんので、そういったところをきちんと把握しなければいけないと。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） ブロック塀の撤去にも出しますよ、要項にそれを記載すればいいですよというようなことが書かれていたらやるわけですね。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 国の事業というのは、これは県におりてきまして、市町村、国がそういうものを出すということであれば、やはり、市町村というのは、県もそうなんです、市町村もそれに準ずるといえるのは一つの順番になっておりますので、まず、その内容を把握してみなければ、今、何とも言えません。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 先ほどの高校生の医療費の無料化のときもそうなんです、全部の子供が医者にかかるわけじゃない。医者にかかっても償還払いだから、かかった子が、全部償還払いの書類を出すわけじゃない。これは当然だと思います。このブロック塀も、全てのブ



ロック塀を撤去するわけではない。うちのブロック塀は大丈夫だよ、しっかりと鉄筋入れてもらって土台も固めてあるから大丈夫だよ、それから支えるほうのそでもちゃんと出してあるからというお宅も、そのほうが多いと思うんです。だけれども、問題はそうでないところなんです。何軒でもないと思うんです。行政は住民が不安だったりすることの、不安解消のための後押しするのが行政じゃないでしょうか。私は、これ、そんなに件数も多くないし、町が出す総額も多くないと思うんです。でも、住民の不安感を拭うためにも、あるいは隣近所で、あそこの壁はひびが入っているし危ないねというのがあったときに、町にこんなのがあつたよって、軽くアドバイスしてあげることもできると思うんです。命にかかわる問題です。先ほども地震がありましたけれども。ぜひ、前向きで検討していただきたいと思います。

3点目にいきます。

商店等のリニューアル、備品購入にも助成制度を拡充してください。住宅リフォーム制度の商店版です。

千葉県では、住宅リフォーム助成事業は、54自治体中25で実施しています。半分弱です。そういう点で、千葉県下でも2、3番目くらいに始めたことを私は誇りに思います。

商店リニューアル助成の実施は皆無です。全国的にも107の自治体に過ぎません。身近な商店は大型店とコンビニエンスストアの進出で、ほとんどが消えました。高齢化社会は身近な商店も必要としています。もちろん、生活必需品を求めるほかに、情報源、交流の場として商店はいいところです。小規模な企業、商工業者が残ってこそ、小回りの効く暮らしやすい地域が維持できます。使い勝手のよい手続の簡単な助成事業を拡大していただきたいと思っています。これには、先ほどの基本法に基づいた小規模事業持続支援補助金というような、正確じゃないかもしれませんが、そういう事業があつて、小規模、下限がなし、上限50万、補助率3分の2という、すごい率のいい補助があるのですが、手続が大変面倒くさくて素人には出来ないという制度です。町として、簡便な、商店を守るためにも、工事をする業者を守るためにも、そしてそれを利用する住民のためにも、商店、事業者への助成制度をつくっていただきたい。いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 野中議員の質問に、建設課からお答えさせていただきます。

通告書には、住宅リフォーム助成事業の対象とするという観点から説明させていただきます。

現在の住宅リフォーム奨励金につきましては、町民の住環境の向上を図り、定住の促進に

資することをその目的としています。また、その交付対象は個人住宅を交付対象としており、店舗や事務所等、居宅を兼用している併用住宅の場合は、個人住宅部分のみを対象としています。

野中議員ご質問の住宅リフォーム奨励金の対象の店舗リニューアルや、事務所等の備品まで対象を拡大することは、この交付金の趣旨にそぐわないことから、現時点では考えておりません。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 地域の経済を回すために、それから住民が暮らしやすくするためにも補助を私は求めているわけです。住宅リフォーム制度については、ただ、その事業の援助の性質が住宅リフォーム制度のようなものということで、住宅リフォーム制度を使ったのであって、その名前はどうでもいいんです。町内の業者さんの仕事がふえる、そのために対象を拡大してほしい。住民にとっては、地震からの安全だったり、それから大雨対策だったり、安心して暮らすための投資なんです。ぜひ、拡大してやっていただきたいと思います。

次にいきます。

3 つ目は学校給食運営についてです。

2015 年 7 月 12 日、ここに書類があるのですが、大多喜町総合開発審議会は第 3 次総合計画の前期基本計画、基本目標 5 の 1 の 9、学校給食の充実の項について、一部分削除の答申をしました。その内容ですが、なお、施設、設備の改修及び調理器具の入れかえについては、将来的に学校給食を業務委託することも視野に入れ、計画を作成しますの部分、これを削除しろと。この件について、過去に図書館などを初め、公の施設の指定管理移行がかまびすしく唱えられていたころです。町の姿勢を正した際、民間委託は決して経費削減にはならない。本町では指定管理は考えないというような内容の答弁があったことを私が紹介しました。それがこのたびの総合計画の基本目標の中に、民間委託、業務委託という言葉が出てきたので、決してこれは安くはないのではないかというもとに提案しました。それで、審議会では給食センターについても、民間委託はしない方向でいくということが合意され、答申となったわけです。あれから 3 年たちました。ことしになって、学校給食センター運営委員会では民間委託が議題になっています。学校給食法は、1 条で子供たちの心身の健全な発達を目指し、食に対する正しい理解と適切な判断を養うために、この法律は役割を果たすためだとうたっていますが、その精神を軸に、安全で安心、おいしい給食で子供たちが豊かな楽しい

学校生活と健康な体と命を育ててほしいという気持ちを込めて伺いたいと思います。また、尻切れトンボになります。

1 番目の質問は、総合計画基本計画というのは、思いつきで町政を動かさないための指針たる計画だと私は考えております。それを無視した、そこに事業展開をするということはどう考えているのか、先ほども方針が定まらないというような質疑があったと思います。それと町長が、国が補助金を出すには、もう、急に来るからどうのこうのと言っていましたけれども、この基本的な方針に合っているか、合っていないかということをきちんと精査をすれば、この基本計画に、実施計画もそうですが、合っているものなら採用するし、合わないものだったら補助金の額が多額であろうとも、やらなくたっていいのではないかと私は思います。そういうふうには、ぼっぼっと思いつきのように補助金頼みで始めた事業で残っているものが幾つありますか。それが全部、本当に効果的なものだったら日本中が本当に暮らしやすくなっていると思うんです。大多喜町だってそうだと思うんです。この一番根幹である、指針である総合計画基本計画を無視した事業展開、どう考えているのか、お伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 学校給食センターの運営について、教育課のほうからお答えさせていただきます。

総合計画を無視した事業展開をどう考えているかということですが、先ほど、野中議員のおっしゃられたとおり、平成 28 年 3 月に策定されました第 3 次総合計画中の前期基本計画の基本目標、5 の教育文化施策、5 の 1、子供教育、5 の 1 の 9、学校給食の充実に掲げられている施策などのことですが、確かに野中議員の言われるとおり、業務委託という言葉は施策内容の中にはありません。しかしながら、学校給食の安定供給を図るために、将来的な学校給食のあり方について検討しますというように記載されております。この中の将来的な給食のあり方について検討するというのは、現状のまま直営で運営していくのか、委託するのか、ほかの方法があるのか、今後の方針について検討していくという内容でございます。総合計画策定当時の前期基本計画案に対し、大多喜町総合開発審議会が答申された中に、先ほど言われましたとおり、施設・設備の改修及び調理器具等の入れかえについては、将来的に学校給食を業務委託することも視野に入れ、計画を作成しますを削るというところで、業務委託という言葉は先ほど言われたとおり出てきます。しかしながらこれは、施設、設備、調理器具の入れかえ計画について記述されていたものであり、その中の業務委託にすることも視野に入れ、削るというものであり、答申を受けて施設・設備の入れかえに

ついでの内容を老朽化が進んでいるため、計画的な改修及び、調理器具等の定期的なメンテナンスや入れかえを行い、学校給食を維持していきまうというように見直したものであります。今後の運営方針、あり方についての記述から、業務委託を削除したわけではございません。

また、平成 27 年に第 4 次行政改革大綱が作成されたことに伴い、策定しました大多喜町行財政効率化推進計画の中でも、推進項目と位置づけ、平成 29 年度までに運営方針を決定するということで検討してまいりました。その計画に基づき、昨年 12 月に開催した大多喜町学校給食センター運営委員会において、平成 27 年度から旧夷隅町 500 食分の給食がいすみ市から委託されなくなり、2,800 食の調理能力のある施設で 600 食を調理することの効率の悪さ、また、それと児童が減少したことについて説明し、平成 32 年 4 月から指定管理を含め、業務委託を検討していくことについて諮問したところでは、委員からは現在の給食の質を落とさないこと、温かい給食を提供することなどの条件つきではありましたが、業務委託を検討していくことについて、了承する旨の答申をされました。

ことし 7 月にも、委員の改選に伴い開催しました同運営委員会において、新しい委員さんからの承認を得られているところでは、以上のようなことから、決して総合計画を無視して業務委託を検討しているわけではございません。先ほど、野中議員が言われました安全・安心、おいしい給食を提供することは職員も同じ思いで給食を提供することに取り組んでおりますのでご理解をいただければというふうに思います。

○議長（野村賢一君） 野中議員、時間ですので、よろしくお願ひします。

○1 番（野中眞弓君） 以上をもちまして一般質問を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（野村賢一君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日、5 日は午前 10 時から会議を開きます。

本日はこれで散会します。

（午後 4 時 37 分）

第1回大多喜町議会定例会12月会議

( 第 2 号 )

平成30年第1回大多喜町議会定例会12月会議会議録

平成30年12月5日(水)

午前10時00分 開議

出席議員(12名)

1番	野中眞弓君	2番	志関武良夫君
3番	渡辺善男君	4番	根本年生君
5番	吉野僖一君	6番	麻生剛君
7番	渡邊泰宣君	8番	麻生勇君
9番	吉野一男君	10番	末吉昭男君
11番	山田久子君	12番	野村賢一君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	鈴木朋美君
教育長	宇野輝夫君	総務課長	西郡栄一君
企画課長	米本和弘君	財政課長	君塚恭夫君
税務住民課長	和泉陽一君	健康福祉課長	長野国裕君
建設課長	吉野正展君	産業振興課長	西川栄一君
環境水道課長	山岸勝君	特別養護老人ホーム所長	秋山賢次君
会計室長	吉野敏洋君	教育課長	古茶義明君
生涯学習課長	宮原幸男君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	麻生克美	書記	市原和男
------	------	----	------

議事日程(第2号)

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 報告第 10 号 専決処分の報告について
- 日程第 3 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 4 議案第 50 号 大多喜町地域包括支援センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 51 号 夷隅環境衛生組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第 6 議案第 52 号 平成 30 年度大多喜町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 7 議案第 53 号 平成 30 年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 8 議案第 54 号 平成 30 年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 9 議案第 55 号 平成 30 年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 10 議案第 56 号 平成 30 年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第 2 号）

---

◎開議の宣告

○議長（野村賢一君） おはようございます。

きのうの会議に引き続き、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名全員です。したがって会議は成立しました。

これから会議を開きます。

なお、議会報編集のため、議会事務局職員による一般質問中の写真撮影を許可したので、ご承知願います。

また、本日も職員研修の一環として、係長級以上の職員が傍聴していますので、ご承知願います。

(午前10時00分)

---

◎議事日程の報告

○議長（野村賢一君） 本日の議事につきましては、既に配付の議事日程（第2号）により進めてまいります。よろしく願います。

---

◎一般質問

○議長（野村賢一君） これから日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

---

◇ 吉 野 僖 一 君

○議長（野村賢一君） 初めに、5番吉野僖一君の一般質問を行います。

5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 5番吉野僖一でございます。今、議長さんから一般質問のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

初めに、町有財産の維持管理、活用等について質問させていただきます。

町には、さまざまな多くの町有財産があります。その町有財産の中から、次の各施設、財産の活用状況、維持管理の方針等についてお伺いしたいと思います。

初めに、各地区、学区、廃校舎となった施設については、さまざまな用途として現在も利



用され、また現在、協議等をされていると思われませんが、次の施設の今後の活用方針等について、町の考えをお伺いいたします。

初めに、旧上瀑小学校の活用状況についてお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） それでは、旧上瀑小学校の活用状況について、教育課のほうからお答えさせていただきます。

現在、放課後児童クラブたんぽぽ旧校舎の1階の3室を利用しまして、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定される休日及び年末年始以外の平日及び土曜日に、小学校の授業に合わせた時間帯に開所しているところでございます。現時点で、49人の児童が入所しております。

ほかに、もとの家庭科室はスモールキッチンとして事業者に貸し出ししております。校庭については、放課後児童クラブや消防団の訓練等で使用していない場合、少年野球等で利用しているところでございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 今、すごく活用されているということでありませうけれども、ほかにやはり企業とかそういう、老川小のこともあろうし、そういう話というのは、打診はされ、問い合わせとか町のほうには来ておるんでしょうか、現在。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） これは上瀑小学校に限らず、廃校になった学校については、あらゆるところでそういうお話は伺っております。しかし、事業者というのは、やっぱり事業性というものを考えますと、なかなかそこに成約に至らないということが現実ありまして、上瀑小学校のような幾つかの案件も来ておりましたけれども、なかなかまとまらなかったと、それは上瀑小学校に限らず、今廃校の全てがそういう状況であります。ですから、町としては常にそういう努力をしているということをご理解いただければと思います。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） ありがとうございます。

上瀑なんかは圏央道に近いということで、やはり人口も多少ふえているということもあるし、やっぱり地理的なこともあると思うので、今後、地域のそういういろんな活動の拠点になっているということで今、お伺いしましたので、それなりに有効活用されると思うことで

了解しました。

続きまして、旧総元小学校の活用状況についてはどうなのでしょう。

○議長（野村賢一君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 吉野議員の旧総元小学校の活用状況についてというご質問に、財政課のほうからお答えさせていただきます。

旧総元小学校につきましては、各教室、多目的ホール、運動場及び体育館を一般に貸し出して活用しているところでございます。活用内容としましては、消防団の健康診断や操法の訓練、地元育成会の活動などが多く、ほかには一般の企業のイベント会場としての活用や、音楽や映画、テレビ番組などの撮影、町内の少年スポーツ団などの練習などで活用しています。

利用者数につきましては、今年度は、12月の予約分までを含めて1,000名程度となっております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） ありがとうございます。

何か調べますと、総元小の校章が何かすごいあれがあるということで伺っておりますので、それ当初は三育、吉野一男さんも一般質問されまして、三育学園が近いので、三育学院さんという話もあったんですけども、その辺は中学生の校舎ということになると、ちょっと小学生用につくってあるため、トイレとか改修が必要かと思うので、その辺は今、町が西中のほうへということで話を進めているということで、できるだけそういう伝統のある小学校なので有効活用、今後とも皆さんで知恵を出し合って、せっかくの施設ですから有効活用していただきたいと思います。

次に、これらの施設の有効活用について、今町長さんからも説明あったように、結構各企業等から打診とか問い合わせがあるように伺っております。それで、地域住民の要望というか、その辺は閉校になってから結構年数たっておりますけれども、その地域住民のそういう懇談会とか要望等は今まであったのでしょうか、なかったのでしょうか。その辺をちょっとお伺いします。

○議長（野村賢一君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 地域住民からの要望があったかどうかというところなんですけれども、そちらについてはすみません、今ちょっと手元にはっきりとしたものがないんですけ

れども、ただお話としては、地域の団体などからこういったことで活用したいというような話はあったかと思えます。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） そういうことで住民の行政任せというか、そういう感じというかね、その辺は一応、何か地区のそういう懇談会とか、年1回でもいいからもっと有効活用したほうがいいんじゃないかと、町民の声をやはり聞く耳を、町も、毎年でもいいし隔年でもいいですけれども、そういう考えは町長さん、ありますか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） それでは、私のほうからで大変恐縮でございますけれども、有効活用につきましては、関係小学校については現在、放課後児童クラブ等、町の事業を実施する上で必要な施設であるということで、活用する範囲が限られておりますので、県ともタイアップしながらいろいろな企業の募集もしているんですけれども、なかなかいい案がないというような現状でございます。

それと総元のほうですけれども、今総元小学校のほうについては、地元の団体が維持管理していただいております。このあさっこの会という会でそれぞれ管理していただいているんですけれども、この会をつくる段階では、それぞれ各地区の区長さんにお集まりいただきまして、それといろいろな団体にお話しをさせていただいてそういう会ができたということで、今のところはそういう形で会の運営をしていただいているということで、常に協議はいろいろな方と、町としても実施をしているところでございます。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） ありがとうございます。

町もそれなりに、地区住民とのそういう意思疎通というか、やはり町民の声を聞いて空き校舎の有効活用、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

（「議長、すみません」の声あり）

○議長（野村賢一君） 続けてください、どうぞ。

5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） よろしいですか。

2番目に、法定外の公共物の維持管理の状況及び地籍調査の進捗状況についてお伺いします。

初めに、道路（赤線・赤道）の維持管理についてお伺いします。

これは、たまたま中野に——今までは昨日の一般質問で、皆さん住宅地、そういう宅地の場所がないとかいろいろ言われたので、たまたま中野地区西畑には元営林署の跡地がありまして、その奥に堀切の集会所があるんですね。そこのやはり赤道、営林署の中央に、昔の街道というか赤道が入ってまして、ただ堀切の集会所、区長さんが町のほうへ要望書とかいろいろ出ていると思うんですが、取りつけ道路がどうしても、当初は歩いていかなくちやいけない、車が入れないということで、営林署さんの跡地も一部許可をもらって通行して、その真ん中の赤道もあるしということで今はいいんですが、たまたまことしの上瀑のレンゲ祭りに行ったときに、営林署さんがテントを張りまして、イベント——というのは、子供たちへのこぎりの使い方とか、そういうことで、竹を……

○議長（野村賢一君） 吉野議員に申し上げます。

この件は通告がないので、ご遠慮していただければと思います、営林署の件は。

○5番（吉野僖一君） それはね、赤道があるので、その辺の地籍調査をこの間やったということで、たまたま来年、また売り出しをするということなので、その辺で赤道の対応ということで今、質問しているので、ちょっとお許しを願いたいと思います。

その辺は、実際に区長からも要望書が出ていますので、その赤道の取り扱い、その場所をじゃ、直線をL型にするとか、その辺を話し合いで……

○議長（野村賢一君） はい、わかりました。赤道に関してね、はい、やってください。

○5番（吉野僖一君） そういうことで対応できればと思います。

また、営林署さんの跡地もそういう宅地とか、その三育学院の寮の問題もあると思うので、その辺の皆さん昨日の一般質問で、そういう宅地がないということなんだけれども、そういうたまたま赤道の関係でありますので……

○議長（野村賢一君） そっち行っちゃうと話が、論点がずれてきますので、通告の範囲でやってください。

○5番（吉野僖一君） いつも脱線ですみませんが、そういうわけでね、気持ちをそういうことでお願いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） では、建設課長。

○建設課長（吉野正展君） それでは、吉野僖一議員の赤道の関係について、建設課からお答えをさせていただきます。

道路法、河川法の適用のある法定公共物につきましては、それぞれの管理法のもと、管理が行われておりますけれども、それ以外の赤道、青道、いわゆる法定外公共物につきましては

は、以前は公共財産でありましたが、平成 17 年 3 月までに市町村に譲渡され、現在は町の法定外公共物管理条例のもとに、法定外公共物に対する行為の許可等を行うなどの管理をしております。

町では、この法定外公共物の維持管理のための補修等に要する資材等の支給を行っております。具体的には、法定外公共物の補修のための砕石やコンクリート、またU字溝などの資材につきまして、行政連絡員さんからの申請により、隣接土地の所有者の同意が得られることや対象となる道路、水路等の状況もありますけれども、その使用総量の 80 パーセントの資材支給を現在行っているというところでございます。

○議長（野村賢一君） 5 番吉野僖一君。

○5 番（吉野僖一君） ありがとうございます。

地籍調査とか、後でまた出てきますけれども、その辺で、ふだんは赤道とか何とか、余り気にならないんだけど、やはりそういう社会のことでごたごたするとか、そういうことは過去に、うちの近辺でもありますし、今言ったように維持管理というか、人が変わってきているし、その辺は建設課のほうもいろいろ大変だと思います。今後とも町の住民のそういう悩みとか、そういう苦情とか、いろいろあると思いますけれども、今の答弁でこの件は、赤線、赤道に関しては、一旦これで終わります。

続きまして、水路（青線・青道）の維持管理についてお伺いします。

これはやはりせんだっての消防の査察でありましたけれども、そういう河川ですね、たまたま去年の台風のあれで西畑地区、そういう消防水利、自然水利というか、川向かいと三条区、ことしの歳出では三条区のほうもそういう自然水利なところ、壊れたところ、要望ありましたけれども、その辺についてお伺いしたいんですが、町長さんはレンゲ祭りとか、そういういろんなところ、町をまわっていて、その現場を確認しておりますか。

（「議長」の声あり）

○議長（野村賢一君） よろしいですか。

（「確認をしています」の声あり）

○議長（野村賢一君） 今の件に関しては、個別案件であるということで、通告外の質問になっちゃうので、とにかくイの水路に関して、もう少しやっていただければと思います。

続けて。

○5 番（吉野僖一君） では、その水路で、壊れたそういう川とか小川とか、区内のそういうあれがあると思うんですが、壊れた場合の復旧工事というのはどういうふうに町は考えてお

るんですか。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） それでは、水路の維持管理についてということでご答弁をさせていただきますと思います。

先ほど法定外公共物の管理、補助制度等につきましては、赤道の維持管理の中で答弁したとおりであり、この材料支給制度についても水路についても適用されるということでありませう。

このほか、赤道・青道など、法定外公共物の維持管理において、いわゆる原因者が特定できずに道路や橋梁などの重要な構造物に多様な損害を与えることが予想される場合、これにつきましては、具体的には町道の橋梁、橋脚に堆積した木や樹木など、その場所等にも異なりますけれども、こちらにつきましては、その都度地域の方々と連携して作業をするような維持管理を行っているというところでございます。

今ご質問の、河川等などに一定の目的で、管理者以外の者により設置された構造物が原因で、町が管理する道路・河川に支障となるような堆積物がある場合など、その原因となる構造物の設置者で対応することが基本であると思っておりますけれども、個別的には地域の方々といろいろ相談しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） ありがとうございます。

こういう河川に関して、老川の遊歩道とかいろいろある、西畑の川もあるし大多喜城、夷隅川、養老川とあるんですが、大きな河川、そこにそういう流木等がひっかかった場合、遊歩道なんかもそうなんですけれども、その維持管理は今、どのようなあれで対応しているんですか。

○議長（野村賢一君） 建設課長、さっき答弁したけれども、もう一度お願いできますか。

では、建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 今、遊歩道等の話があると思っておりますけれども、河川に隣接したところにはさまざまな施設等があると思っております。それには、それぞれの管理者がいるかと思っております。ということで、それぞれの管理者のもと、管理はしていくものというふうに建設課のほうでは考えております。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 遊歩道なんかやはり流木がひっかかって、見るとすぐ行って撤去し

て対応しているんですけども、やっぱり観光協会とか地域の人たちがやっているところで、町としてはやっていないですね、じゃあ。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） 遊歩道の流木等がひっかかった場合の維持管理ということでございますけれども、町のほうで観光協会に委託してありますので、そちらのほうで通常の大雨が降ったときの飛び石とかにひっかかった流木は撤去してもらっております。大きなものになれば、当然県のほうにお願いして撤去してもらったりとかというようなこともやります。あとは町の職員も一緒に、協力してやっているようなところもございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） ありがとうございます。

やはりあれだけの長い遊歩道を見ると、いつもネットで見ております。大変な地元の人たちのそういう協力があって維持管理できていると思うんですが、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、地籍調査のその後の進捗状況についてお伺いします。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） それでは、地籍調査の進捗状況について、建設課のほうからお答えさせていただきます。

本町の地籍調査事業は平成5年より事業着手し、平成29年度末の実施済み面積は19.82平方キロメートルで、町全体の面積から国有林や土地改良事業などの指定区域を除く要調査面積は、107.85平方キロメートルに対し約18.5パーセントの実施率となっております。

現在、町では、平成27年度に策定した事業計画に基づき実施をしており、平成29年度には上原、小谷松、柳原、また部田、八声、堀之内の一部を実施し、今年度は八声、堀之内の一部を実施しているところでございます。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） ありがとうございます。

ちなみに、自分の地域のことを毎行っているんですが、何か聞くところによると、予定ですと、初めは二十何年、18年だったかな、それが23年、今度は25年というか、随分先になっちゃうので、その辺は見直しというか、そういうあればできないんでしょうかね。もう少しこの辺も早目に、やはり中野新町も本当に人がもういなくなっちゃうので、今だった

ら何とかできる。

○議長（野村賢一君） この件は何回も何回も、吉野僖一君の思いがかかった質問ではあると思えますけれども、そこら辺は……

○5番（吉野僖一君） いや、だけれども、本当に見直ししてほしいんだよ。

○議長（野村賢一君） 建設課長が答弁したいということですから、続けます。

建設課長。

○建設課長（吉野正展君） それでは、答弁させていただきますが、ちょっと今、要調査面積について、ちょっと読み間違いがありましたので訂正させていただきます。107.35 平方キロメートル、要調査面積は 107.35 平方キロメートルでございます。

ただいまの吉野議員の質問ですけれども、地籍調査の効果とメリットにつきましては、土地に係るトラブルの未然防止や災害復旧、また公共工事の円滑化に役立つことが考えられ、またこの地籍調査事業は国・県・町でその費用を負担することから、基本的に土地所有者の費用負担がなく境界の確認ができるということでございます。これはご承知のとおりだと思います。

土地所有者の方々が高齢となり、土地の境界がわからなくなるなどの理由により、住民の皆様から早くこの事業を実施してほしいとのご要望はよくわかりますが、町では平成 27 年に作成した事業計画に基づき進めてまいりますので、ご理解くださるようお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 本当に私もばかの一つ覚えで、まちづくり検討委員会で沼田知事さんのときですか、再開発、千葉5カ年計画、県庁の知事室で財政難という説明があって、その財政難とはどういうことなんですかと言ったら、今の地籍調査、国は向こう20年で全国の地籍調査を終わらせると、こればかの一つ覚えで、それがもうインプットされちゃって、20年といったらあんだ、もう20年たっちゃうんですよ。

だから、大多喜は、でもほかの市町村から比べれば、初め職員に聞いたら、大多喜は広いから200年かかるか300年かかるかわかんねえよなんて、ここにはいないんだけど、元の課長さんがそういうふうと言われて、いや、それは話がおまえ全然違うじゃねえかということ言って、今言ったように53年計画だったっけ、何かそんな感じになったんですけれども、できればやはり山の中はちょっと後にしてね、町並みとかそういうところだけでも早目にやっていただければと思う。人が変わっちゃうと、本当に大変だと思うんですよ。

○5番（吉野僖一君） そうなんだけれどもさ、だけれども本当にね、切実なんですよ、中野



新町を見ると。本当に先がもう見えちゃっているから、あれ今やらないと大変、現況報告と  
いうか、何回も何回も言って申しわけない、本当に申しわけない……

○議長（野村賢一君） もうそろそろ次に行ってください。

○5番（吉野僖一君） では、そういうことで、できるだけ町長さん、地元出身なので、でき  
ればここでちょっと申しわけないけれども、見直しをもう少ししてほしい、それは要望でご  
ざいます。

続きまして、西畑のシンボルであります大塚山農村公園の維持管理等についてお伺いしま  
す。

これは、過去何回も各地元議員さん、一般質問して、いい質問がしてあります。そこで、  
いろんな呼び名があるんですが、正式にはこの大塚山農村公園の万葉ロードとか自然公園と  
か、いろんな名前が出てきちゃっておりますが、地元の町民からは道路の舗装設置されてい  
る舗装問題とか、設置されている階段の腐食の修繕について何とかしてくれないかという相  
談を受けましたので、今後の町の考えをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） それでは、ただいまのご質問について、産業振興課よりお答  
えいたします。

大塚山につきましては、地元区からの要望を受けまして、平成18年度から19年度にかけ、  
県営中山間整備事業で整備されたもので、この事業では管理用道路、丸太の階段、あずまや、  
道路への砂利の敷設、転落防止柵などが整備されております。

これらの管理につきましては、現在、地元区に維持管理をしていただいている状態です。  
また、これまでに町のほうで、直営で土砂等の撤去などの作業も実施しているところでござ  
います。

このような中、今年度、県より中山間事業で整備した工作物を町で引き継ぐことについて  
協議があり、平成30年6月25日付で県より工作物を引き継いだことから、町と地元区にお  
いても、平成30年11月13日付で、施設の維持管理等に関する協定を締結したところであ  
ります。この協定の中で、地元区が行う維持管理については、清掃、草刈りなどの通常の維  
持管理及び軽微な補修を行うものとし、これに要する経費は地元区の負担とすることとされ  
ております。

このため、ご質問のありました林道とか階段の修繕等につきましては、現地の状況を確認  
して地元と協議をさせていただき、必要な対応をしたいと考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 課長さんは、今までの流れを今、説明していただきました。

そこで、5年前、地元渡邊泰宣議員がすばらしい一般質問をしまして、また町長さんもすばらしい回答をしてくれてあるんです。議事録がありますけれども、やはり町長さんも地元でありますし、ただ部分的に舗装、コンクリでやっちゃって、半分ぐらいは砂利で、碎石で盛って今、あるんですが、大雨が降るとその碎石が流れちゃって、維持管理が非常に難しい状態なんですよ。

そのときに、渡邊議員も質問したときに、町長さんが町道にしないと金の出どころがないからということで、すばらしい答弁をさせていただいたんですが、その辺町長さん、どうなんですかね、やはり維持管理について、あそこテレビの中継所もありますし、その辺、取りつけ道路に関しては、その年の答弁は町道ということで出ているんですが、町長さんどうですか、そういう今後の維持管理ということで。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 町道にするかしないかというのは、いろいろいわゆる規定といいますか条例がございますので、その辺は担当課からお答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、要は先ほど答弁されましたように、今地元とは協定を結び、そして地元とまたそういう大きなものについては協議するということでご答弁したとおりでございますので、今、粛々とそれを進めているわけでございますけれども、町道規定につきましては、また町の条例がございますので、担当課のほうでお答えさせていただきます。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） それでは、町道の認定の要件でございますけれども、ちょっと今手元に資料がございませんので……。

町道認定の基準ですけれども、一つは私有地がなく3メートル以上であること、また町内幹線の道路網を構成する道路であること、他の市・町との連絡路線であること、集落間の連絡道路であること等がございます。その認定基準がありますけれども、ちょっと今、突然あれだったので、その辺については、また担当課といろいろ協議してまいりたいというふうに思っています。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） やはり議事録にも残っているし、町長さんもそういうふうに発言をし

たのは事実であって、渡邊議員さんの議事録もちょっと読み返してあるんですが、それと、そのときに、いろんな駅からハイキングとか、その当時ありまして、相当な人が見えております。今後、大塚山農村公園と規定されているが、町で条例を作成して、管理するのかしないのか、というのは、長南町とか睦沢町は、やはり条例を制定して維持管理しております。ただ、今、地元の人たちは、草刈りは自分らがやると言ったことだから、とりあえずは今、草刈りは地元でやることになっております。それは皆さん、区の人が大変でしょうけれども、そういう約束事で、草刈りは今のところはできるけれども、ただ高齢化で、今後、5年後、10年後を考えると、ちょっとその地元で草刈りというのは、あそこは町有地で昔カヤバで、小学校のときなんです、私なんか遠足で、町長の奥さんも一緒にあそこを歩いてお弁当食べた萱場の跡が——教育長知らないですけれどもね、それぐらい地元で草刈りはやるということなんですけれども、これこういう山村公園ということになると、長南町とか睦沢のそういう条例制定をして、やはり町が先行きはやらなくちゃいけないんじゃないかということで、きょうは一般質問したんですけれども、その辺は現在はいいいんですけれども、ただ今、あのままやって本当に若い人がいないんですよ。ある人が、やはりこのままじゃ山の向こうも来ねえよなんて、重荷になっちゃうとまたえらい問題になるので、その辺、担当課長よりも町長さんどうですかね、その辺、今後の対応については。そういう条例制定と維持管理について。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長、条例制定の件は質問出ています。それと、先行きの話はまだ先の話で、条例制定について答弁してください。

産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） それではすみません、私のほうでただいまのご質問についてお答えさせていただきたいと思っております。

大塚山については、ご存じのとおり、中山間整備事業が実施される前から地元区の方により整備されてきたもので、平成11年に地元区からの要望を受け、先ほどの質問で答弁しましたとおり、平成18年度から平成19年度にかけて中山間整備事業が事業化に至り、管理用道路、丸太の階段、あずまやなどが整備され、その後も少しずつ整備され、現在の状態になっているものであります。ということで、これまで地元区の皆様のご尽力によって整備されたもので、その点につきましては、大変敬意を表するところでございます。

このように、大塚山につきましては、地元区が整備を進めてきた中で要望を受け、町も整備や補修等の協力をさせていただいている状況でありますので、現在のところ設置管理条例

を制定しようという考えはございません。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 今、制定はしないということなんですけれども、やはり町の財産ということになると、その辺はちょっと考えなくちゃいけないと思うんですが、今まで大塚山農村公園は千葉町道100選とか見晴らしハイキングとか、そういうことで県も町の宣伝をしております、その上、ちょっとやはりそのときに渡邊議員の質問の中で、西畑にもいろんな名所、旧跡、いろんなものがあるということで議事録に出ていまして、副町長さん初め、職員の皆さんもそういうハイキングコースの設定について動いてくれたのも議事録の中にあります。

そういうことで、田代分校のそういう農機具の維持管理のこともあるし、その辺、地元区と西畑の一番中心である大塚山を今後どういうふうに維持管理というか、駅からハイキング、そういう曼珠沙華寺とかいろいろありまして、田代滝とか平沢の妙巖寺とかダムとかあります。その辺も一般質問で、渡邊議員さんのすばらしい西畑のことを、5年前に質問してすばらしいんですね。その後、余り大きなちょっとないので、その辺どうですかね、町長さん。町長さんはやっぱりそういう思いで……。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） それでは、ただいまのご質問に私のほうからお答えさせていただきます。

大塚山の管理方法ということでございますけれども、基本的には最初の質問の答弁の中でお答えしました町と地元区とで協定した施設の維持管理等に関する協定に基づき維持管理のほうを行い、この協定で対応できない場合は必要により地元区と協議し、資材支給ですとか災害復旧工事、あるいは町職員等々で対応して維持管理をしていきたいと考えております。

また、将来的に、この協定に基づき維持管理ができない状況が出てくれば、そのときにまた地元区と管理の方法について協議していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） ありがとうございます。よろしくお願いします。

私も大塚山に関しては、一番初め、21年6月議会で、やはりトイレの問題ですよね。観光地、やはりトイレが整備されていないといけないということで、そのときはちょっとやはり山の中腹には無理、水道もないし無理ということで、では登り口とか、そういうところで

あれば対応できると思うし、過去に私も明るい県民づくり推進員とか何とかで、やはりよく毎年大塚山、ハイキングに行っていて、やはりあそこもトイレがないんで県のほうに要望したら、すぐやはりトイレ、駐車場も整備してくれて現在に至っているんですね。やはり国・県を何とかふるさと創生、猪口さんも当初、町長さんなんかと一緒に上がってくれて現場を見ておるといふことで、あと絡みで中継局ですね、NHKとの、民放か、両方絡んでいきますね。その辺も我々は今までどおり、機材だけで12万、町が6万、そういう放送協会とかあれが6万、現況のままで今のところは推移しておるのでしょうか、大塚山。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） ただいまの質問につきましては、事前に通告がなかったわけなんですけれども、わかる範囲でお答えしたいと思いますけれども、当時、平成24年から5年にかけて地デジの電波の状況が悪いというようなことで、どこか大多喜町内のほうで探しておりました。その中で大塚山のほうが非常に場所的にもいいというようなことで、今の場所を選定させていただきました。その設置に当たりましては、三条区の区長さんを初め、当時の区民の皆様と数回にわたり協議を重ねてまいりまして、現在の土地の賃借料とか、借料につきましては土地の分だけではなくて、通常の維持管理の部分も若干含みながらも協定を結んで、現在の年間12万というような形でお支払いをしているような状況だったというふうな現在もなっていると思います。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） ありがとうございます。

その件で、町と放送協会との契約書というのは当然あるわけなんですけれども、それは地元の三条区とのあれは、そういう契約の書面というのは、町と放送協会だけということですか。

○議長（野村賢一君） 吉野僖一君、先ほどから聞いているんですけれども、通告がないので個別案件で、ぜひこれはもうやめていただきたいと思います。

○5番（吉野僖一君） はい。では、そういうことですが、一応じゃあそういうことで、大塚山からの富士山とか、すばらしい眺望なので、できるだけ今後とも西畑のシンボルということで、5年前の一般質問、渡邊さんのすばらしい質問で、町長さんも答弁がありましたので、今後とも西畑の大塚山に関してはよろしくお願ひしたいということで、何か脱線しちゃって議長には申しわけないです。いろんなこう、錯綜しちゃってね、気持ち……。

そういうことで一般質問を終わります。すみません、申しわけない。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

会議の途中でございますが、ここで10分間休憩いたします。11時から会議を開きたいと思っております。

(午前10時48分)

---

○議長（野村賢一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時58分)

---

◇ 志 関 武 良 夫 君

○議長（野村賢一君） 一般質問を続けます。

次に、2番志関武良夫君の一般質問を行います。

2番志関武良夫君。

○2番（志関武良夫君） ただいま議長からご理解いただきましたので、私は2点ほど質問させていただきます。

大多喜町の将来像と環境整備についてを1つ目としてお伺いいたします。

今まで私も、前にもこの環境整備については提議してきましたが、なかなか予算的なものもございまして、お金の面でも非常に厳しい状況が続いているということで、なかなか思いどおりにはいかないのが現状でございます。

都会を除く各地方が全国的に人口減少とともに、大多喜町総合計画の将来像が見えてこないような気がするのですが、当初の計画では企業の誘致を進めて、若い人たちに大多喜町のよさを知っていただき、人口減少に歯どめをかけていくということであったと思うのですが、若い人たちが住みやすい環境とはどういう環境なのか、考えてみる必要があると思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） それでは、ただいまの質問に対しまして、企画課のほうからお答えをさせていただきます。

第3次総合計画の基本構想では、町を取り巻く時代の潮流や、町の課題や特性、町民の意向を踏まえ、町が10年後に目指すべき姿として、その将来像を「ひと まち みどり 未来に光り続けるふるさと 大多喜」としております。

この将来像のもと、町民の郷土に対する愛情や行動力を結集し、人口減少や少子高齢化、厳しい財政状況等の課題を克服することにより、将来にわたって持続可能な町を創造するこ

とを目指しております。

この基本構想の実現に向け、各実施計画に基づく各種事業では、住民意識調査等の結果を踏まえまして、若者世代の意識として重要度が高く、また満足度の低い町の取り組みを重点に、さまざまな事業を実施しておるところでございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 2番志関武良夫君。

○2番（志関武良夫君） 執行部のほうでも婚活計画とかそういったものを立案しながら、若い人たちが住みやすい環境づくりを考えて、一生懸命努力していただいていることはわかりますが、やはりこういうことは結果が物を言う、そういう時代ですから、結果を出せるようなそういう方向性を持っていかなければ、やっても何も、一生懸命やっていることはわかるんですが、なかなかやはり結果が出ないということになれば、それはちょっと考え直していく必要があるのではないかなというふうに思います。

私は、若い人たちが結婚して子供ができ、家族で気安く散策をしたり遊ぶことのできる、そういうところが若い人たちにはないと、やはりだめなんではないかなというふうな考えを持つんですね。

そういう中でも、やはり結構、大多喜町にも住宅、そういったものも町でもそういう区画整備をして、少しでも若い人たちに入ってもらおうというような考えの中で、区画分譲もやったりいろんなことをやってきておりますが、そういった人たちをやはり大事にしていく、またそういう環境をつくり上げることによって、若い人たちが住みやすい環境になってくるんじゃないかなというふうに考えているんです。

大多喜町の、旧大多喜町を考えて見ましても、周りに確かに中央公民館先に県民の森などがありますけれども、やはりその近くに公園的なものはない。気安く行けるようなところがない。やはりそういったものの中で公園的なものをつくっていく。また、地方にもそういうところをつくることによって環境が変わってくる。そういうものが私は必要なんじゃないかなというふうに思いますが、執行部のほうではどういうふうにお考えになるでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） それでは、ただいまの質問に対しまして、企画課のほうからご対応させていただきたいと思っております。

先ほど、基本計画の中でさまざま各種事業を実施しておるといような話をさせていただきました。

その効果といいますかそういった中で、子育て支援であるとか健康づくりの推進、住宅施策、移住定住の促進によりまして、ここ数年の対前年度の人口減少比といいますか、そういったものについて若干説明させていただきますと、平成 27 年度に 249 名であったものが、平成 28 年度には 190 名、平成 29 年度には 148 名と、年々減少傾向にある状況です。

また、企業誘致によります各種企業の進出等によりまして、町の活気も少しずつではありますが、見えてきているのではないかとこのように考えております。

また、議員のご指摘のように、家族で遊びに行けるような公園ですね、こういった場所については、現在、町内には観光客向けの施設等は比較的多く存在しておると思いますが、家族で遊べるような場所といえるものがないように思います。

そういった意味では、若い世代が定住するためには、子供の遊び場の要望等もありますので、近くに家族で楽しめる施設があることによって、町内への移住定住へ向けての選択肢もふえてくるものではないかとこのように思われます。

現在、町内へ、民間活力を導入いたしました娯楽の施設やテーマパーク的な施設の建設用に向けた提案等もございますので、町もできる限りの範囲の支援等によりまして、誘致を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、公園等の自然環境施設の整備については、現状、国・県等の補助事業等も大変厳しい状況にありますが、今後の後期の基本計画等の策定におきました住民アンケート調査等の結果をまた踏まえまして、模索をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 2 番志関武良夫君。

○2 番（志関武良夫君） 現在の人口が非常に減少率が高く、8,000 人台に突入するのはもう時間の問題だというような感じが私はするんですが、そういう中でやはり町の若い人たちに、一人でも多くの人に町に来てもらおうというような考え方、これは私は本当にいい考えだとは思っています。

しかしながら、やはり今の若い人たちにそういった環境が整っているのかというと、なかなかそうはいっていないような気がするんですね。

やはりそういう地方、私も自分の会社が茂原のほうにあるわけですけども、茂原のほうを見てみましても、市と町ですから規模的なものも違います。そういう環境も違います。そういう中でも、やはりその地域には若い人たちが遊べる、ちょっとした散策もできる、そういったところもつくられているんですね。



だから、やはりやろうと思えば、私は大多喜町でもそういう環境整備を整えることは可能ではないかなと。土地が特別高く、一般的なものでも高く売買されているとかそういうことであれば、これは大変な財源を拠出するわけですから、非常に難しい問題も生じてきますけれども、まだそこまではいっていないような気がするんですね。

そういう中で、やはり本当に大多喜町が若い人たちに来てもらおうというような考えを持つのであれば、もう少し真剣にそういったものに対する対応ですね、そういったものに取り組んでやってもらえることが、私は必要なのではないかなというふうに思います。

これからますます人口が減少してくる中で、私も8,000人台の人口にこんなに早く来るとはちょっと思っていなかったです。しかしながら、もう秒読み段階に入っちゃっているような気がするんですが、やはり何が何でもこういう環境整備、いろんなやり方はいろいろとあろうかと思います。遊歩道的なものをつくって、それを観光的な、そういう公園的なものに結びつけていくというような考えを持っていけば、何とかそういう環境もつくり上げることができるのではないかなというふうに思います。

これからも執行部の皆さんと意見交換をしながら、いい方法を見つけながら、やはりそういう環境づくりに全力で取り組んでいただけるように、ひとつお願いしたいと思います。

今、いろんなことを議員の皆さんの中からも、幼稚園の無償化等の言っている人もございますが、それはできることであれば、そういうことがなされれば、それはそれでまた悪いことではありませんので結構なことだと思いますが、財政の絡むことですから、財源に大きく影響することですから、私は非常に難しいんじゃないかなというふうに思いますが、それだけでは若い人たちを呼ぶということは、やはり無理があるんじゃないかなというふうに思います。

今の若い人たち、地元で生まれて都会に一旦出ちゃうと、都会志向の考えが非常に強くて、こちらに帰ってくるというようなことが不可能に近い、そういう状況が生まれております。そういうことも考えながら、人口減少に歯どめをかけるということで、若い人たちに来てもらって子供を授かって、そういったものを環境の中でのびのびと子供を育てられる環境ができていくというようなことであれば、私はまた考えも変わってくるのではないかなというふうに思いますので、その点についても、執行部の皆さんと意見を交換しながら努力していきたいというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

このことについては、町長とも私も意見交換させてもらった経緯もありますけれども、執行部の皆さん方も真剣にそういったものについて考えてみていただきたいというふうに願

い申し上げます。

2つ目といたしまして、議長。いいですか。

○議長（野村賢一君） 志関議員、町長のご意見を聞かないでよろしいですか。

○2番（志関武良夫君） じゃ、町長の意見をお願いします。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ただいま志関議員の、今お話をお聞きいたしまして、私も考えるところは同じところでございます。しかしながら、なかなか財政ということがありまして、なかなか厳しいわけでございます。

特に、若い皆さんの考えていることが、本当にいろいろアンケート等をとりますと、まず働く場所が欲しい、また住むところが欲しい、また交通施策が欲しいというこの3つがあるんですね。また、もう一方で、今、志関議員のおっしゃっているように、やっぱり町で買い物ができるようなところが欲しいんだというご意見もございます。それと同時に、また遊ぶ場所というのも、実はそのアンケートの中にあるわけです。

ですから、まさに今お話しされたようなところでございますが、我々も財源的には町の単独予算ではなかなか厳しいものでございますけれども、国・県、そういったところでどういう補助財源があるか、また支援事業があるかというものを探しながら、国・県の力をおかりしながら、今のお話にありましたように私どももそういったところを、積極的に財源を見つけて進めてまいりたいと思っております。

今後とも、また議会のほうにもご協力願えればと思います。

○2番（志関武良夫君） ありがとうございます。

○議長（野村賢一君） 2番志関武良夫君。

○2番（志関武良夫君） 2つ目といたしまして、大多喜町の未婚者に対しての一般質問といたしますけれども、いろんな難しい問題もありますが、しかしこの難しい問題を解決していかないと、前向きに考えていかないと、これはなかなか解決できない。

私も以前に、未婚者に対しての組織づくりというものを立ち上げてやったことがあるんですけども、私はあることでその会から脱退したら、分解しちゃったような感じになっちゃったんですが。

今、大多喜町には35歳から55歳ぐらいまでの間にどのくらいの人がいるのか、わかりましたら教えていただきたいなというふうに思いますけれども。

○議長（野村賢一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮原幸男君） ただいまの質問に、生涯学習課のほうからお答えをさせていただきます。

初めに、大多喜町におけます 35 歳から 55 歳までの独身者の人数でございますけれども、これは平成 27 年度に実施しました国勢調査の結果では、町内の 35 歳から 54 歳までの総人口が 2,007 名でございます。うち男性が 1,033 人、女性が 974 人で、うち未婚者が 574 人、およそ 27.3 パーセントとなっております。

未婚者のうち、男性は 359 人、女性が 188 人となっております。

○2 番（志関武良夫君） ありがとうございます。

○議長（野村賢一君） 2 番志関武良夫君。

○2 番（志関武良夫君） すみません。

この人たちに対して、町で支援対策を考えていく必要があるのではないかなというふうに思うんです。

その理由といたしましては、未婚者、この人たちが全体の 3 分の 1 でも結婚して、また子供を授かってもらったりなんかすれば、町にとっても大きなメリットがあるというような考えを持つわけですけれども、よそでも非常に山間地域においては、未婚の男性も町のほうに流れちゃって、その村が衰退する寸前までいったということで、非常に危機感を持った。そういう中で村を挙げて取り組んで、今は正常な状況になっているというようなことを伺っております。

私も、そういったところに以前直接行って、そこの村長と会っていろんな意見交換をさせていただきました。そういう中で、やはり危機感を持たないとなかなか動きが鈍いんですね。だから、やはりこういった人たちのためにも町を挙げて協力体制をとりながら進めていくというようなことをやっていかないと、成果は出てこない。

やはり町の人たちが、職員の方々が、我々が行くにしても町の方々が一緒に来て、そこに行って説明をして理解を得て進めていくということであると、向こうでも安心して状況判断ができる。また、いい結果も出てくるというようなことになると思うんですが、我々が直接個人で行っておたくのせがれさんのことでなんて言うと、親の人たちもたまげちゃうような感じになっちゃいますので、そういうことではなくて、役場の人も一緒に行って話を進めるといことになると、役場の人が言うと安心する、そういうような経緯の中でいい結果を見ることができるんじゃないかなというふうに思うんですが、その点について執行部のほうではどういうふうにお考えになりますでしょうかね。

○議長（野村賢一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮原幸男君） 町を挙げて協力体制をとるということでよろしいでしょうか。

町では、現在、婚活イベントのほかに青年サークル等の立ち上げ、また昨年からは民生委員の方々と共同に行って、縁結び in おおたきということで、25歳から60歳までの独身の方を対象としたお見合い形式の結婚支援を行っているところでございます。しかしながら、残念ながら、今のところ結婚に至ったカップルはないのが実情でございます。

今のとおり申し上げましたものは行政の取り組みでございますが、行政だけではやっぱり活動に限界がありますので、これからも関係者の皆さん、また関係団体の皆さんと情報交換や意見交換を重ねまして取り組みを強化してまいりたいというふうに考えております。

○2番（志関武良夫君） ありがとうございます。

○議長（野村賢一君） 2番志関武良夫君。

○2番（志関武良夫君） 前向きな意見をいただきましたけれども、よその県なんですけれども、こういうことを村を挙げてやったところもあって、大きな成果を得ているんですね。子供さんたちも大変多くいまして、村が活気づいたというようなところがあります。

そういうこともやはり参考にしながら、少しでも町がその人たちに、協力できるものは協力していくから、ひとつ考えてみてもらえないだろうか。町としてもこういったことに今、本当に神経をとがらせているんですよ。だから、何が何でもそういったことに皆さんのほうからも、できるだけことは応援しますから、ひとつ考えてみてくださいというようなことをお願いすれば、また親の人もやはり先祖の持っている、かかわった、そういったものを大切にする考えがありますので、じゃ、また考えてみましょうというような返事になってくると思うんですね。

そういうことが私は大切じゃないかなというふうに思うんですけれども、婚活の問題については、私もそこに行って参考にさせていただいたことも、知識をたくさん持っておりますので、また皆さんのほうからそのことについて聞かれば、私の知識の範囲でお答えできるかなというふうに思います。

それと、今、日本の女性、未婚者が970人もその辺も大多喜町にいるわけですから、その3分の1、4分の1でもいいからそういう方向に向いてくれれば非常にありがたいなというふうに思います。また、日本の女性の若い人の考えというのが、都会志向の考え方が非常に強いんですね。一旦都会に出ちゃうと、もう自分の生まれたふるさとも帰ってこないというような、そういうところが、考えが非常に強い考えを持っておると思うんですが、その

村では外国の人と結婚しているんですけれども、非常にこっちから向こうに行って見合いをさせたというようなことで、こっちに来ているんですが。

日本の女性とまた向こうのほうの人の女性の考え方というのは違うんですよね。また、生活の過程も違いますから、非常に日本に好感的なそういう考えを持っております。そういう中で日本語も勉強されておりますし、不自由はないかなというふうに思われます。

その点についても、ひとつ考えてみてもらえればいいかなというふうに思いますけれども。外国人との結婚については、どういうふうな考えをお持ちになっておりますでしょうかね。

○議長（野村賢一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮原幸男君） 志関議員のおっしゃられました国際結婚につきましても、一つの選択肢であると当然思っております。

今後、関係団体の皆さん、また志関議員を初め専門知識を有する方々、また町内には 22 名の外国人の女性が大多喜町に嫁がれているという状況でございます。そういうところから、国際的なノウハウのある方等の意見も聞きながら、今後成功例なども参考にしながら、効果的な方法を探ってまいりたいというふうに考えております。

○2番（志関武良夫君） 課長の前向きな答弁でありがたく思いますけれども、本当にそういった未婚者についても、自分でなかなか探すということは難しいような気がしますので、町のほうで少しでも手を差し伸べて、一人でも多くの人に結婚してもらえるような、そういう方向で進めていただければありがたいかなというふうに思いますけれども、今後ともひとつよろしくどうぞお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

以上で一般質問を終わります。

---

#### ◎報告第10号の上程、説明

○議長（野村賢一君） 日程第2、報告第10号 専決処分の報告についてを議題とします。

本件について、報告を願います。

企画課長。

○企画課長（米本和弘君） それでは、報告第10号 専決処分の報告について説明をさせていただきます。

議案つづり1ページをお開きください。

この専決処分の報告は、平成 30 年 4 月 22 日に発生いたしました車両事故の損害賠償の額を定める専決処分となります。

3 ページをお開きください。

損害賠償の額を定めることにつきましては、本年 4 月 19 日から 24 日までの 6 日間、東京都台東区の主催によりますふるさと交流ショップ台東におきまして、移住定住の促進に向けた大多喜町の PR を兼ねて、町の特産品や加工品の販売を行うイベントに参加をしております。

このイベント開催中でありました 4 月 22 日のイベント終了後に役場へ帰庁する途中、午後 7 時 55 分ごろ、東京都中央区浜離宮庭園周辺の首都高速都心環状線下り車線を走行しておりましたが、当時の首都高速は工事による渋滞が発生し、停車と走行を繰り返す状況でした。

前の車両が走行し始めたため走行したところ、再び前の車両が停車し、この停車に気づくのが遅くなり衝突したことにより、相手方の車両を含む前方 2 台の車両に損害を与えたものです。

本専決の損害賠償は、そのうちの 2 台目の相手方との示談交渉が成立したことによる、車両の修理費等に要する費用 25 万 3,767 円を損害賠償額とするための専決処分の内容を報告するものです。

専決処分内容ですが、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり公用車事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分をする。

1、相手方、東京都世田谷区経堂五の 28 の 21、株式会社総合舞台、代表取締役社長、西尾榮男。

2、事故の概要、平成 30 年 4 月 22 日午後 7 時 55 分ごろ、首都高速都心環状線下り車線を走行中、前の車両の停車に気づくのがおくれ、衝突し、相手方の車両を含む前方の 2 台の車両に損害を与えたものです。損害賠償額は 25 万 3,767 円。

以上で、損害賠償の額を定めることについての専決処分の説明を終わります。

○議長（野村賢一君） これで、報告第 10 号 専決処分の報告についてを終わります。

---

#### ◎諮問第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第 3、諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題と

します。

本件について提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（飯島勝美君） それでは、議案書の5ページをお願いしたいと思います。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

住所につきましては、大多喜町船子131番地の1。お名前は金澤恵美子氏。そして、生年月日は昭和26年6月2日生まれ。現在67歳でございます。

提案理由でございますが、現在、大多喜地区の人権擁護委員として小高康伸委員をお願いをしております。小高委員におかれましては、平成31年3月31日をもって任期満了を迎えることから、新たに後任者の推薦をお願いするものであります。

候補者の金澤恵美子氏につきましては、約15年間、役場の臨時職員として勤務され、平成27年3月に退職されました。現在は、大多喜町社会教育委員、大多喜町公民館運営審議会委員、大多喜町民生（児童）委員をされております。人格、識見も高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解と熱意のある方でありますので、ぜひ議員の皆様のご承認を賜りたいと存じますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから諮問第2号を採決します。

お諮りします。

本件は被推薦人を適任者と認めることに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、諮問第2号は被推薦人を適任者と認めることに決定しました。

---

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第4、議案第50号 大多喜町地域包括支援センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） それでは、議案つづり7ページをお開きください。

議案第50号 大多喜町地域包括支援センター設置条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本文に入る前に、提案理由の説明を申し上げます。

介護保険法施行規則の一部が改正され、地域包括支援センター等に置かれる主任介護支援専門員の資格定義に、5年を超えない期間ごとに更新研修を修了した者という有効期間を定める条件が追加されることとなりました。包括的支援事業を実施するために必要な基準は、市町村の条例で定めることとされているため、現行の条例の一部を改正するものでございます。本条例の改正により、主任介護支援専門員は5年ごとに都道府県が実施する研修の受講が必要となります。

それでは、本文に入らせていただきます。

議案第50号 大多喜町地域包括支援センター設置条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号を次のように改める。

第3号、主任介護支援専門員、介護支援専門員であって、介護保険法施行規則第140条の68、第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者。当該主任介護支援専門員研修を修了した日から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限るをいう。その他、これに準ずる者、1人。

附則。この条例は平成31年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。



○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第 50 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第 50 号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第 51 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第 5、議案第 51 号 夷隅環境衛生組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長。

○環境水道課長（山岸 勝君） それでは、議案第 51 号 夷隅環境衛生組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案つづり 9 ページをお開き願いたいと思います。

本文に入る前に、提案理由の説明をさせていただきます。

この夷隅環境衛生組合規約の一部改正は、組合の共同で処理する事務の浄化槽の清掃及び点検に関する事業のうち、浄化槽の点検業務につきまして、今後職員の減少が見込まれる中、民間の活力を最大限利用し業務の効率化を図るため、本事業を廃止しようとするものであります。

そのためには、組合規約の一部を改正する必要があることから、地方自治法第 290 条の規

定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

夷隅環境衛生組合格約の一部を改正する規約。

夷隅環境衛生組合格約（昭和 39 年組合格約第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「及び点検」を削る。

第 10 条第 1 項中「、浄化槽点検管理手数料」を削る。

附則。

施行期日。1、この規約は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

経過措置。2、この規約の施行日以前において生じている浄化槽点検管理手数料に係る事項は、なお従前の例による。

以上で、夷隅環境衛生組合格約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、提案説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 浄化槽の点検手数料は、業者さんによって幅があると思うのですが、今、一律の組合でやってもらっている人たちが、それぞれの業者さんなりに振り分けられたとき、点検料のばらつきというのはどうなるんですか。

○議長（野村賢一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（山岸 勝君） 確かに点検手数料につきましては、業者間で多少の違いはございます。

なお、環境衛生組合では現在、年 3 回実施していきまして、1 回当たりの手数料が 3,180 円となっております。ただし、これは点検のみで薬品等は含まれていません。

ですから、今後業者間との取り合いとなるんですけれども、業者間においては大体、年間の手数料、薬品込みで 1 万 2,000 円前後かと思っておりますので、さほど影響はないものかと思っております。

○議長（野村賢一君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第 51 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第 51 号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第 5 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第 6、議案第 52 号 平成 30 年度大多喜町一般会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 議案第 52 号 平成 30 年度大多喜町一般会計補正予算（第 4 号）の説明をさせていただきます。

議案の 11 ページをお開きください。

平成 30 年度大多喜町一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 4,200 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 52 億 6,571 万 9,000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

継続費の補正。

第 2 条、継続費の追加は「第 2 表 継続費補正」による。

繰越明許費。

第3条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

地方債の補正。

第4条、地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

それでは、第2表、継続費から順次ご説明させていただきますので、15 ページをお開きください。

第2表、継続費補正。追加。

款3 民生費、項2 児童福祉費、事業名、子ども・子育て支援事業。総額445万1,000円。年度及び年割額は、平成30年度159万9,000円、平成31年度285万2,000円で、平成32年度から平成36年度の5年を計画期間とする第2期子ども・子育て支援事業計画の策定を平成30年度、平成31年度の2カ年で実施するため、継続費を設定するものでございます。

第3表、繰越明許費。

繰越明許費の設定で、表内の事業を翌年度に繰り越して実施しようとするものです。

款9 教育費、項2 小学校費、小学校施設管理事業6,707万円。項3 中学校費、中学校施設管理事業4,209万9,000円。合計1億916万9,000円は、町内小学校2校と中学校1校の空調設備設置工事で、近年の非常に厳しい夏の暑さ対策のため、国の補正予算による新たな補助制度を活用し、中学校に加え、次年度予定していた小学校の空調の設置を前倒して実施するもので、年度内の完了が困難なことから翌年度に繰り越すものでございます。

第4表、地方債補正。変更。

起債の目的。

道路整備事業債、限度額7,870万円から9,000万円へ、1,130万円の増額。これは、9月の補正予算で減額した社会資本整備総合交付金にかわる財源として、過疎対策事業債を増額するものでございます。

義務教育施設整備事業債、限度額3,800万円から8,800万円へ、5,000万円の増額。これは、小学校の空調設備設置工事に係る過疎対策事業債の増額で、起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様でございます。

それでは次に、事項別明細書の2歳入及び3歳出により、補正予算の説明をさせていただきます。

18 ページ、19 ページをお開きください。

2、歳入。

款 10 地方交付税、項 1 地方交付税、目 1 地方交付税 3,479 万 5,000 円の増額補正は、普通交付税 3,254 万 5,000 円は、今回の補正の財源として充てたもので、特別交付税の 225 万円は、歳出で説明いたしますが、特別養護老人ホームの外国人技能実習生受け入れ経費繰出金に対する特別交付税でございます。

款 14 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 5 民生費国庫負担金 1,205 万 2,000 円の増額補正は、障害者福祉事業の増額に伴う国庫負担金の増額と、平成 29 年度実績による児童手当交付金の追加交付でございます。

項 2 国庫補助金、目 5 教育費国庫補助金 1,194 万 7,000 円の増額補正は、当初予定していた中学校の空調設備の学校施設環境改善交付金の減額と、国の補正予算で新設されたブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金の増額で、中学校と小学校の空調設備整備工事に対する補助でございます。

項 3 国庫委託金、目 2 民生費委託金 5 万 2,000 円の増額補正は、国民年金事務に係る事務費の増と制度改正に伴うシステム改修費に対する交付金でございます。

款 15 県支出金、項 1 県負担金、目 2 民生費県負担金 599 万 6,000 円の増額補正は、障害者福祉事業の増額に伴う県負担金の増額でございます。

項 2 県補助金、目 4 農林水産業費県補助金 162 万 2,000 円の増額補正は、有害鳥獣駆除対策の実績見込みの増に対する補助金の増額でございます。

目 7 消防費県補助金 25 万 1,000 円の増額補正は、新規自主防災組織の申請見込みにより、新たに 2 団体分の防災用備品購入に対する補助金でございます。

款 18 繰入金、項 1 基金繰入金、目 2 ふるさと基金繰入金 657 万 7,000 円の増額補正は、公共交通政策事業の高速バス駐車場整備、面白峡遊歩道設計業務、小中学校空調設備設置工事へ充当するものでございます。

目 5 高速バス運行基金繰入金 576 万円の増額補正は、高速バス運行補助金を充当するものでございます。

目 11 定住化基金繰入金 144 万 8,000 円の増額補正は、横山地先の住宅建築事業に伴う舗装、フェンスなどの外構工事へ充当するものでございます。

次のページをお開きください。

款 20 諸収入、項 5 雑入、目 2 雑入 20 万円の増額補正は、千代田健康開発事業団の地域保健推進賞の受賞による助成金でございます。

款 21 町債、項 1 町債、目 3 土木債 1,130 万円の増額補正と、目 5 教育債の 5,000 万円の

増額補正は、「第4表 地方債補正」の説明と重複いたしますので、説明のほうは割愛させていただきます。

次に、歳出予算を説明させていただきますので、22、23 ページをお開きください。

### 3、歳出。

款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費 13 万 4,000 円の増額補正。内容は一般事務費（総務管理費）の備品購入費は、公用車のドライブレコーダー購入。行政連絡員研修費補助金は、事業の実績による減でございます。

一般事務費（管財管理費）は、コピー用紙や印刷機のインク代など、及び公用車のドライブレコーダーと役場庁舎の事務用の机、椅子の購入費でございます。

目6 企画費 699 万 3,000 円の増額補正は、企画事務費は公用車のドライブレコーダーの購入。地域情報通信基盤維持管理事業は、光ファイバーケーブル設備の補修及び張りかえなどの委託料の増額。公共交通政策事業は、高速バス利用者駐車場整備のための原材料費及び高速バス運行補助金の増額などでございます。

目8 諸費 774 万 9,000 円の増額補正は、交通安全対策事務費では、公用車のドライブレコーダーの購入。福祉事業還付費は、平成 28、29 年度の臨時福祉給付金の実績による国庫補助金等の返還でございます。介護保険事業還付費は、平成 28 年度の低所得者保険料軽減負担金の実績による国・県の返還金でございます。防犯対策事業は、全国的に被害が増加しており、町内でも発生している特殊詐欺、電話で詐欺の被害防止のための電話機購入に対する補助の新設と、補助制度の広報用チラシなどの印刷費用でございます。外国人技能実習生受入事業は、特別養護老人ホームで受け入れる外国人技能実習生に対する繰出金で、今年度 3 名について、4 カ月の受け入れ期間を予定していますので、特別交付税の算定基準により特別養護老人ホーム事業会計へ繰り出すもので、繰り出し額の 2 分の 1 の 225 万円が特別交付税措置されるものがございます。

項2 徴税费、目1 税務総務費 2 万 4,000 円の増額補正は、公用車のドライブレコーダー購入でございます。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費 2,409 万 9,000 円の増額補正は、社会福祉事務費は公用車の修繕及びドライブレコーダーの購入でございます。障害者福祉事業は、実績及び利用者の増による医師意見書作成手数料と、障害児通所給付費及び介護給付費の増でございます。

次のページをお開きください。

目2 国民年金費 6万3,000円の増額補正は、郵便料の不足分の増額と、制度改革に伴う国民年金システムの修正委託料でございます。

目5 介護保険事業費 5万円の増額補正は、法規集追録代及び公用車のドライブレコーダー購入に係る事務費繰出金でございます。

項3 児童福祉費、目1 児童福祉総務費 164万3,000円の増額補正は、「第2表 継続費」でも説明させていただいた子ども・子育て支援事業計画策定に係る、今年度を実施するニーズ調査などの経費でございます。

目2 児童手当費 6万円の増額補正は、平成29年度実績による児童手当交付金国庫支出金の返還でございます。

目4 児童福祉施設費 207万3,000円の増額補正は、使用実績と見込みによる電気料と、つぐみの森保育園軒下の照明器具の修繕、及び保育園給食配送車の更新による増額でございます。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目2 予防費 4万7,000円の増額補正は、公用車のドライブレコーダー購入でございます。

目3 環境衛生費 4万6,000円の増額補正は、公用車の修繕及びドライブレコーダーの購入でございます。

目4 母子保健事業費 30万8,000円の増額補正は、乳幼児健診などで使用する器具の滅菌のための高圧蒸気滅菌器の購入でございます。

目5 火葬場費 2万7,000円の増額補正は、会葬許可申請書の印刷経費でございます。

目6 地域し尿処理施設管理費 9万円の増額補正は、コミュニティプラントに係る電気料でございます。

次のページをお開きください。

項2 清掃費、目2 塵芥処理費 136万5,000円の増額補正は、廃棄された蛍光灯や電池の処分に係る消耗品と委託料、及び施設内の街灯の修繕工事、及び公用車のドライブレコーダー購入等でございます。

款5 農林水産業費、項1 農業費、目2 農業総務費 2万4,000円の増額補正は、公用車のドライブレコーダー購入でございます。

目3 農業振興費 50万8,000円の増額補正は、職員の産休による新規臨時職員の社会保険料、賃金でございます。

目5 農地費 149万円の増額補正は、大田代地先農道の安全対策工事と横山地先の農道補修

の材料、及び土地改良組合への補助金でございます。

目6 農業施設費 87万2,000円の増額補正は、味の研修館の臨時職員の社会保険料等の増額と空調設備の更新工事でございます。

項2 林業費、目1 林業総務費 242万9,000円の増額補正は、公用車のドライブレコーダー購入と、有害獣の捕獲頭数の増加見込みによる報奨金補助金等の増額でございます。

款6 商工費、項1 商工費、目1 商工総務費 32万4,000円の増額補正は、職員の時間外勤務手当の増額でございます。

目3 観光費 655万3,000円の増額補正は、観光施設の電気料の増額と、次のページをお開きください。面白峡遊歩道の設計業務委託と、中瀬遊歩道の飛び石の補修工事、観光振興事業の旅費は、NHK大河ドラマ誘致活動としての県外への出張旅費、及び公用車の修繕とドライブレコーダーの購入でございます。

款7 土木費、項1 土木管理費、目1 土木総務費 11万4,000円の増額補正は、町道の街灯などの電気料、郵便料、及び公用車のドライブレコーダー購入でございます。

目2 登記費 2万4,000円の増額補正は、公用車のドライブレコーダー購入でございます。

目3 国土調査費 17万1,000円の減額補正は、地籍調査のデータ使用料の減額と公用車のドライブレコーダー購入でございます。

項2 道路橋梁費、目1 道路維持費 436万9,000円の増額補正は、建設課の2tダンプの更新とチェーンソー2台、及びダンプ3台分のドライブレコーダー購入でございます。

目2 道路新設改良費 299万3,000円の増額補正は、町道湯倉小苗線の排水整備工事と町道大中西線の道路改良に伴う電柱の移転補償でございます。

項4 住宅費、目1 住宅管理費 105万2,000円の増額補正は、町営住宅の退去などに伴う施設修繕でございます。目4 住宅建設費 144万8,000円の増額補正は、横山宮原住宅の建設に伴う外構附帯工事の増額でございます。

款8 消防費、項1 消防費、目3 消防施設費 108万9,000円の増額補正は、次のページをお願いします。小沢又堀之内地先の消火栓ホース格納箱の改修工事、第5分団第4部のホース管制塔の修繕、町道大中西線道路改良工事にあわせて実施する消火栓工事負担金、及び公用車のドライブレコーダー購入でございます。

目4 災害対策費 50万1,000円の増額補正は、自主防災組織へ支給する防災用備品購入費で、今年度設立予定が4団体となったことにより、不足する2団体分の増額でございます。

款9 教育費、項1 教育総務費、目2 事務局費 7万3,000円の増額補正は、公用車の燃料代



及びドライブレコーダー購入でございます。

項2 小学校費、目1 学校管理費 6,788万2,000円の増額補正は、大多喜小学校のトイレ及び照明の修繕などと、「第3表 繰越明許費」で説明させていただいた2つの小学校の空調設備設置工事でございます。

目2 教育振興費 10万8,000円の増額補正は、校外学習や各種スポーツ大会参加時の移動用車両借り上げ料の不足分でございます。

項3 中学校費、目1 学校管理費 201万7,000円の増額補正は、冬休み及び春休み時の増加分の送迎タクシーの委託料と電気料の不足見込み分、柔道場の畳表がえ費用などがございます。

目2 教育振興費 66万8,000円の増額補正は、各種大会参加時の交通費補助及び対象者増などによる扶助費の増額でございます。

次のページをお開きください。

項4 社会教育費、目2 公民館費 107万3,000円の増額補正は、中央公民館周囲の柵の塗装、敷地斜面の雑木の伐採撤去委託料、折り畳み長机の購入でございます。

目4 文化財保護費 153万6,000円の増額補正は、旧田代分校保管の古い農具などの移設や保管用の柵の設置、及び保管に必要なすのこなどの購入でございます。

項5 保健体育費、目2 体育施設費 2万4,000円の増額補正は、公用車のドライブレコーダー購入でございます。

目3 学校給食費 83万円の増額補正は、電気料の増額と調理設備及び換気扇の修繕、事務室のエアコンの更新及び公用車のドライブレコーダー購入などがございます。

款11 公債費、項1 公債費、目1 元金 59万円の増額補正は、平成19年度借り入れの臨時財政対策債の利率見直しによるもので、返済方法は元利均等償還で、利率が1.3パーセントから0.01パーセントに変更となったことによるものがございます。

目2 利子 119万1,000円の減額補正は、元金と同じく利率の見直しによる減額と、平成29年度分の借り入れ額の確定による増額でございます。

以上で、平成30年度大多喜町一般会計補正予算（第4号）の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

ここでしばらく休憩します。この間、昼食をお願いしたい。

午後は1時から会議を再開します。

(午後 零時 04分)

---

○議長（野村賢一君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時 00分)

---

○議長（野村賢一君） 午前中に日程第6、議案第52号平成30年度大多喜町一般会計補正予算（第4号）を議題としまして、本案についても提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑をする場合にページ数をお示しいただければ幸いです。

質疑ありませんか。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） ページ、23ページの公共交通政策事業の原材料費、整備補修用材料11万7,000円。これ説明ですと、駐車場、今使われていない町有地で使われていない部分、ちょっと水が溜まったりなんかして駐車場として使えないんで、そここのところの整備で砂利を敷くということでした。あそこ見てみると、けっこう上から水が来ていて、ただ単に砂利を敷いただけでは駐車場として使えないんじゃないかと思っています。水の処理をやらないで砂利を敷いても何の意味もないんじゃないかならうかと。また、再度やり直すようなことになるんじゃないかならうかということで危惧しています。あその水の処理もあわせて、今回整備してきれいにしたらどうでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） それでは企画課のほうからお答えさせていただきたいと思います。今、根本議員からおっしゃられたとおり、今ある駐車場にスペースを広げるということですので。それで、今ご指摘をいただきました、山側からの水の部分ですけれども、当然、これ今現在のままですと、かなり水もありますので一応、今回、碎石につきましては30センチの厚さで入れ直しをしてやる予定をしております。それで、当然その際の山側からくる水の処理もこちらの駐車場のほうにこないような処理はあわせてやる予定をしておりますので、今回も作業につきましてはちょっと建設課の協力をいただいてやる予定をしておりますので、その前に水の処理はしていければというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） この範囲で、水の処理というとちょっと私は普通に考えてなかなか難

しいかなと思っています。今回はこれでやるにしても、今後はやっぱり水の処理というのは非常に大切だと思っていますので、水の処理もあわせて検討してやっていく方向にしてもらえたらと思いますがいかがでしょうか。根本的に解決してやってください。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） そうですね、今回建設課のほうにやっていただいた中で、どうしても根本的に本当に直さなきゃいけないような状況であれば、またそれは今後ちょっと検討はしたいというふうに考えております。今回は、当面、今できる範囲の中であの中に排水溝も埋まっておりますので、それらの排水がうまく水が乗るような形で作業ができればというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 23 ページの公共交通政策です。

高速バス運行補助金 576 万円が計上されています。今期の増額理由を全体的に説明してください。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 今回の補正に挙げさせていただきました、この高速バス補助金でございますけれども、これは前年度の後期分、平成 29 年の 10 月から平成 30 年の 3 月分及び本年度の前期分 4 月から 9 月分までの運行収支の実績に対する差額分を補助するものでございます。当初予算では運行計画及びこれまでの実績を見込みまして乗車人員を 2 万 3,266 人見込んでおりまして、運行経費については 8,211 万 5,000 円。運行収入を 3,676 万円、この経費と収入の差額として補助金を 4,535 万 4,000 円と見込んでおりました。

この予算に対します実績といたしまして、乗車人員で 2 万 27 人の、この 2 万 27 人につきましては前年実績に比べて 3,272 人、19.5 パーセントの増というふうになっております。運行経費では、8,411 万 7,000 円、運行収入で 3,300 万 1,000 円の実績となりまして、運行収支の差額が 5,111 万 5,000 円となりまして、当初予算に対しまして不足する額 576 万円を補正するものでございます。

○議長（野村賢一君） ほかにありませんか。

5 番吉野僖一君。

○5 番（吉野僖一君） 31 ページ。消防費、4 の災害対策費の 50 万 1,000 円とあります。これちょっと内訳を教えてください。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） この際につきましては自主防災組織について備品購入ということで助成しているものでございます。当初予算では2団体を見込んでおりましたが、現在の段階で3団体が設立され、今後もう1団体設立される予定でありますので、その分の2団体分が当初予算に不足しておりますので、その分補正させていただいたものでございます。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） ありがとうございます。

それでは、私もちょっと質問のしかた、ちょっといろいろ脱線しちゃったりしてすみませんでしたが、ちょっと私も勉強しまして、何かあった場合の災害復旧費用の概要というのを取ってありますので、これまた何かあったときには。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 23ページなんですけど、特殊詐欺対応電話補助金ですが、どんなふう  
に補助していったりするのかわかりませんが、事業の展開について説明してください。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） この補助金につきましては、65歳以上の方のいる世帯で振り込め詐欺を未然に防止する機能を有する電話機、例えば通話を録音する警告メッセージが流れ、受話器を取ると、自動的に通話を録音する機能がついた電話機などを町内の販売業者から購入した場合に、購入額の2分の1、上限額を5,000円として補助しようとするものでございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 周知はどういう形になってますか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） 周知につきましては、その上に印刷製本費というのを予算に計上させていただきました。これにつきましては、広報1月号、12月発行の配付に合わせてチラシを各世帯に送付する予定であります。

○議長（野村賢一君） よろしいですか。

6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） すいません、ページ数で23ページです。

外国人技能実習生受け入れ事業の問題。これ、ちょっと詳しく説明させていただきたい。  
それから、これが担当者から。

そして、町長から、おそらく国が今回のいろいろな問題に関して移民政策に舵を切ったと見込んで間違いないと思うんですけれども、町長のその面における見解。

以上2点、お願いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 繰出金のことについて財政課のほうから説明させていただきます。

補正予算で上げさせていただきました繰出金450万円、こちらは外国人技能実習生を受け入れた場合に、一人当たり特別交付税の基準としまして1年間で最大500万円、6カ月未満の場合に一人当たり150万円という特別交付税措置の基準がありますので、今回3名の方が6カ月未満の研修期間で今年度受け入れるということから、3人の150万円で450万円を計上したものでございます。対象となる経費なんですけれども、対象となる経費は日本への渡航費用及び実習する中での滞在費、賃金も含めまして、あと送り出し期間とのとか、技能実習生の管理費など組合にかかるような費用も全て対象の経費となるものでございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 麻生くん、大変恐縮です。

町長の見解なんですけれども、まだ国会終わっていないでとおっていない中で、町長もお答えできないと思いますのでご理解していただければと思います。

ほかにございませんか。

1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 25ページの子ども・子育て支援ですが、これは先ほどの来年度の継続を合わせると445万に上る大金であります。委託先と委託内容を教えてください。いろいろな事業計画というのは丸投げかどうかわかりませんが、できるだけ担当が現状把握、地域の把握至らなかったところ、達成できたことなど担当がやって、これから次の課題はこうだねというような見通しを持って取り組んでいくべきだと思う。この総額を見るとビックリしているんですけれども、その辺も説明をお願いします。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） これは、今言われたとおり、平成32年度計画します第2期子ども・子育て支援事業計画の策定にかかわるもので、平成30年度におきましては子ども・子育て支援事業に対する希望、ニーズ調査を実施いたします。その内容については、今年度は

アンケート調査をやる予定でございます。委託先はまだ決まっておりませんが、委託する内容でございますが、アンケートの内容、説明の設計を含む調査費用の作成、また印刷、あと回収データの集計、分析、またそれに対する統計データの作成業務のニーズ調査全般の業務委託をするものでございます。

よろしいでしょうか。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） すいません、29ページの上からのほうだと委託料、設計業務委託料、これご説明の中で面白遊歩道の設計と飛び石の修繕というご説明がございました。上の委託料は設計だけか。それで、これがどこの場所の、具体的におそらく全線だととも250万円だと足りないと思います。250万、おそらく部分的じゃなかろうかと思いますが、どこの部分の設計料なのか。それと、これ全体計画がどの程度までできあがっているのか。全体計画で、遊歩道だけではなくて、ここに休憩所をつくりますよ、ここにトイレをつくりますよ、駐車場をこうしますよというような全体計画ができていながら今回、この部分的にこの250万の費用を出して設計を、再度実施設計というんですかね、するのか。やはり全体の計画が整っていないと、部分的にその都度やっても、ちょっといかなものかと思っています。ですから、全体計画なんだから全体計画を示していただいて、それで、今回はこの部分の設計を改めてやるんだというようなご説明を願いたいと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） ただいまのご質問については産業振興課よりお答えいたします。まず、今回設計の対象となるルートについてなんですけれども、現在ある栗又の滝から小沢又までの遊歩道がございます。小沢又から下がまだ作られていない状態で、そこから岩井原の部落の下まできて、そこから今度は岩井原の部落に上がる古い道がありまして、その上まで上がるところまでを今回設計を委託する予定であります。全体計画ということでありましたけれども、全体計画としましては、今議員さんがおっしゃったようなトイレとか駐車場とかという全体計画というのはございませんで、現在あるのは面白狭の遊歩道の全体計画として小沢又から下流に向かってもちの木までの部分までの基本的な計画はございますが、先ほど言われたような議員さんが言われたようなトイレとか駐車場とか含めた部分の計画というのはございません。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 議会の中でも再三、養老溪谷人がいっぱいおかげさんでいい場所に来るんだけど、トイレがないとか、いろいろな休憩所がないとかというご質問は受けているところだと思います。ですからこの際、遊歩道ができるのであれば、そういった設備もあわせて計画の中に入れていくべきだと思います。遊歩道の全体の養老計画の全体の計画をこうするんだという中の一部分の位置づけだと思っているんです。ですから、そういった面も含めて養老溪谷全体の計画をつくった中で遊歩道もつくと。そうすることによって観光客も喜ぶでしょうし、多くの方が訪れるようになると、リピーターもふえると、地元の方もいろいろな面で潤う面も出てくるんじゃないかなと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 要望事項だよな。

産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） 先ほどお答えしましたように、現在のところちょっとそういう計画がございませんので、今後そういう機会がありましたら検討していければと思います。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 31ページの小学校施設管理工事請負で、空調設備6,700万。今年度中に事業が、中学校も含めて終わらないので、来年度への明許繰越になりました。いつまでに工事完了なのか、予定として伺いたいと思います。1点目。

2点目は、体育館の空調設備計画はあるのかどうか、もう一度確認したいと思います。9月議会で聞いたような気はするんですけども。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） こちらにつきましては繰り越しということで6月までには小・中両方の工事を完了させる予定でございます。この中には体育館の空調の設備は入ってございません。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 入っていないのはわかるんですけども、体育館の空調の計画はお持ちですか。いろいろ起債でやっているんですけども、文部省関係の起債じゃなくて、総務省関係の起債にも体育館はできるということですが、ご存じでしょうか。

○議長（野村賢一君） 質問の内容が、今、局長のほうからだったんですけども。

○1番（野中眞弓君） 空調ということで。

○議長（野村賢一君） 先ほど教育課長のほうから体育館のほうは考えていないと答弁したと思います。それで、今の件に関しては本予算の議題にはないということですのでよろしく願います。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 文部省は教室の望ましい温度を 30 度から 28 度へ引き下げて、これから先、来年度ももう皆さん感じてらっしゃると思いますが、ますます暑くなるだろうと。外で活動できなくなるんじゃないか、小・中学生。子供のことでですから、運動量は確保させてあげたい。だから体育館の利用というのは今よりもっと頻繁になると思いますけれども、体育館というのは暑いときにはより暑く、外が寒いときにはより寒さを感じるのが体育館だと思うんです。子供たちが、熱中症なんかにかからなく活動できる体育館にするには空調をぜひとも、必要だと思うんです。その際、総務省の防災関係で緊急防災減災事業債 100 パーセント起債がきくという。後年の償還、交付税から面倒みるのが 70 パーセントだと。ただ、これが去年、2017 年から始まって、2020 年までの緊急制度だっていうんですね。子供たちに長い期間外に出て暑い盛り外へ出ちゃいけないよ、体育が外でできないよなんていうのは本当にかわいそうだと思うんで、体育館のエアコンも緊急なことだと思います。それで、あの手この手で早期に設置していただきたいと思って、いつごろ町としては小・中学校の体育館のエアコン設置の計画はあるのかって聞いたんです。答えていただきたいと思います。

○議長（野村賢一君） あの、まあ真剣になって考えてやってくださいよ。

教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 体育館については体育館の授業とか部活動を行う場所ということもありますので、今のところ空調の設置の計画はございません。換気等を十分に行って、児童・生徒には無理のない授業を行うように学校に指導してまいりたいと思います。現在、体育館での授業等を実施するときには館内に設置してあります熱中症予防対策温湿度計の指針状況に応じた対策をとっております。また、指導者には、小まめな休息と水分補給を取るよう指導するとともに、製氷機を設置するなどの熱中症の予防の対策も行っておりますので、どうかご理解いただきたいと思います。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

5 番吉野僖一君。

○5 番（吉野僖一君） 先ほど根本さんが 29 ページ質問、面白遊歩道の件です。一番上のほうですね。



私も、ふだん足が悪くてあまり歩かれないので、副町長さんと産業課長さんと係長かな、この3人が歩いてくれて、たまたまフェイスブック出ていまして、町民から聞いてその延長のあれがあるんだけど、どうなんですかと、結構ふちがあるし、小さな滝があるみたいで、その辺の安全対策ということではちょっと確認。

それと、岩井原の区民の中で、全員が賛成ならいいんだけど、なんか反対している人もいて、それを聞いたんですけど、その辺はどうなっているかちょっとお伺いします。

○議長（野村賢一君） これ、一般の補正予算には関係ないんじゃないんですかね。

ほかにございませんか。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 33ページの公民館管理運営事業の委託料、立木伐採撤去委託料。これ、斜面に生えている木の伐採をすると説明がありました。これ、具体的にどこの場所なのかということと、過去にこういった伐採をやった経緯があるのか。結構中央公民館周辺で斜面が多いと思うんですね。そうすると、やっぱりこれはある程度計画を立てて、もし以前過去にやった例があるかないかわかりませんが、もしわからないとしたら、過去何年にこれやったよとあって、資料的なものはもっとある程度計画的に早めに伐採とおせばそれだけ経費も少なくなるでしょうから、そういった、中央公民館の前の環境整備事業の一環としてやるのではなかろうかという認識でいます。その辺はまず過去にやった例があるのか。それで、今回これからどこの場所なのか、それでやっぱり環境整備ということになるとある程度計画すると定期的にというんですかね、やるようなことも考えておかないといけないんじゃないかと思えますけれどもいかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮原幸男君） ただいまのご質問でございますが、過去にやったかということでございますが、造成して以降やった形跡がございませんので、ないというふうに考えております。

それからどこかということなんですけれども、町道の後ろに向かっていく道路と公民館に上がっていく三差路がございますよね。物産センターのところですか。その公民館側の斜面でございます。昨年、一部崩落がありまして、その続いた部分になります。それから計画的にどうかということなんです、ご存じのようにテニスコートの付近から周囲、大きな木が当然いっぱい生えておりますので、今後計画的に対処してもらいたいというふうに考えてお

ります。

○議長（野村賢一君） 吉野僖一君に申し上げます。

先ほどの質問ですけれども、賛成者がいるとか反対者がいるとかその件に関してはあとから担当課のほうから吉野君のほうに話をさせますのでご理解してください。今補正予算やっておりますのでそれに集中していただければありがたいと思います。

ほかにございませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 31 ページの中学校教育振興ですが、要保護・準要保護の生徒が増えたという説明でしたが、どのくらいふえているのか教えていただきたい。今募集がどのような地域にどういう形で行われているのか。周知活動を行っているのか教えていただきたい。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） こちらの補正につきましては、先ほど財政課長説明したとおり、中学生の準要保護ですね 29 年度末に 1 名申請して認定されたということでございます。内容につきましては、そのほかに通学費、給食費、修学旅行費、郊外活動費で実績に応じて不足分を補正したものでございます。周知につきましては、就学前の子供たちについては就学前に説明会等にお知らせをし、在学学生につきましては年度当初お知らせするような形で周知を図っております。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 年 1 回の周知活動だということですが、これを学期の初め、年 3 回にふやすという考えはありませんか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） そのように検討してまいりたいと思います。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略しこれから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（野村賢一君） 討論省略に異議ありますので、これから討論を行います。

初めに本案に反対者の発言を許します。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 私は、平成 30 年度大多喜町一般会計補正予算（第 4 号）に反対の立場から討論したいと思います。

この補正予算、おおかた悪くない補正だと思っていますが、私はただ 1 点、高速バス運行補助金について反対です。当初予算と今回の補正予算を含めると、この事業を進めるに当たって、5,739 万のお金が出ることになります。これは、私たち小さな自治体にとっては大変な出費で、3 年連続で 5,000 万を超えた赤字補填、1 億 5,000 万、ゆうに超えたわけです。きのうの一般質問でも、ささやかな住民サービス事業は自己責任だと言って削られました。地方自治体は住民福祉の増進がその本旨です。もちろん利便性を図ることも悪いことではありません。私は、もちろんこの高速バス利用しなければ税金からの赤字補填がふえると思って、なるべく使うようにしている人の一人だと思いますが、東京行きのバスがなければ住民の交通、足の便も図るという点で考慮すべきところはあると思いますが、やはり路線バスがあって、地元の会社がそれを運営している。その路線バスについては町は 1 円の補助もしなくても私たちは利用できるわけです。そこをてこ入れして羽田にも入ってもらえるようにして住民の利便性を図るといのが行政の努力、力ではないかと私は思います。初め、青天井になるのではないかと心配しましたが、青天井にはしませんと町長が答弁なさいましたけれども、私にとってはこうやって不足分を次々補正予算でも増額していく、赤字額が減るわけではないというこの事業については、本当に見直しというか、5 年後の事業収支を腹をくくって取り組んでいただきたいと思います。

それ以外については、遂行していただきたいという思いを込めて、反対討論といたします。

○議長（野村賢一君） 次に、賛成者の発言を許します。

7 番渡邊泰宣君。

○7 番（渡邊泰宣君） 私は、議案第 52 号の賛成の立場から意見を述べさせていただきたいと思います。

本補正予算は、各事務事業の中で必要な費用について計上されているものと判断いたします。このうち、高速バス運行補助金についてですが、前年同期と比較すると、着実に増加しています。この高速バス運行補助金は平成 29 年度後期、平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 3 月末まで及び平成 30 年前期、平成 30 年 4 月 1 日から平成 30 年 9 月末の既に運行した実

績に応じて補助するものであります。これは執行部の説明のとおりでございます。また、この経費について支出しないと、契約相手の事業者に多大な損失を与えるばかりでなく、町としての信用にもかかわるものと思います。この実績についてですが、事前に配付されてあります高速バス利用状況を見ても明らかに増加していることが目に見えてわかると思います。この高速バス運行については着実に乗車人員は伸びていることと、また、大多喜町の活性化につながっているものと思います。

きのうの一般質問の中でも、説明がありました、特に学生の利用状況について登録者が30名でしたか。それと、利用者が10名ほどいるというような話がありました。その影では、やはり人口流出とかそういうものについても相当に貢献が期待できるものと思います。これは大多喜町の活性化につながるものというふうに思っております。

よって、このようなことを勘案し、本一般会計補正予算については賛成するものであります。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 議案52号、平成30年度大多喜町一般会計補正予算（第4号）、私、反対の立場より討論させていただきます。

それは1つに、私はこの奇をてらって言うわけではありませんけれども、補正というのは必要なものであります。本来ならばサインを示さなければなりません。これ、おっしゃっており。ただ、町長、そして執行部の諸君、一旦間違いがわかったらそこで一旦立ちどまって考えなくてはいけない。今回の、先ほど来出ている高速バスの問題どうでしょうか。どんどん右肩上がりになってしまう。かつて私は我が国のバブル期において証券会社が元本保証し損失保証をしてバブル期突っ込んでいった、とめどもなくこの暗黒の30年。ようやく明るい兆しが見えるまで、それだけかかりました。30年という月日が消えていったんです。それと同じように我が町もこの問題、ちょっと趣旨が大きく違ってきた。よく飯島町長が民間企業は民間の活力、利益を上げられないものには手を出さない。利潤を追求することが企業の使命であるとたびたびおっしゃっております。これ逆じゃないですか、ここの会社に対して。どうして民間の活力をこの人たちがやらずして私どもの我が町が町民の血税をとめどもなく突っ込み、そして足が抜けられないようになるまで進んでいくんでしょうか。目覚めていただきたい。過ちは誰でもあります。それが小さいうちに、あるいは早ければ早いほどい

いんです。私はこれをやめろと言っているわけじゃないんです。修正をしろと言っている。その上で、例えば駐車場をふやすなり、あるいは若干の環境整備をするなりして、これをより生かせるような、生きる財産にするのであればいいです。しかし今回のようにただやみくもに損失補償する、企業の利潤追求に手を貸す、そういうことは地方公共団体はあってはならない。その立場より私は今回の補正予算は泣く泣く反対という立場を取らせていただきました。しかし、それ以外はよくやっていることは高く評価いたします。過ちは直しましょう。そうすれば一緒に手を取って、この町政運営を、議会も協力できると思います。6番麻生剛の反対討論とさせていただきます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 私は、今回の補正予算、賛成の立場から発言させていただきます。多くは、やはり高速バスの件だと思います。私、前回の一般質問で、再三高速バスの利用客をふやすためにこういった事業をやってくださいと、駐車場の整備拡幅工事、周辺の住宅整備。正直言って多くの方が不安に思っていること、これは確かですし、私の耳にも多く入ってきます。ですから、それはなぜなるかと言いますと、しっかりとした計画がないからだと思っています。しかし前回の一般質問の中で、そういったことを着実にやってくれと、しっかりした計画をつくるよというような前向きな答弁があったものと個人的には理解しております。ですから、これを、今計画がはっきり言ってないような状況でございますので、前回でプラスワンの答弁のようにしっかりした計画をつくって、それで高速バスが走らせることによって大多喜町のためになるんだよということを、ぜひつくっていただくことを条件に、私は今回、この補正予算について賛成したいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（野村賢一君） 挙手多数です。

したがって、議案第 52 号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 53 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第 7、議案第 53 号 平成 30 年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（和泉陽一君） それでは、議案第 53 号のご説明をさせていただきます。

45 ページをお開きください。

平成 30 年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,500 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13 億 730 万円とする。

第 2 項歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後予算の歳入歳出予算の額は第 1 表歳入歳出予算補正による。なお、詳細につきましては事項別明細書によりご説明を申し上げますので、50 ページ、51 ページをお開きいただきたいと存じます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

款 4 県支出金、項 1 県補助金、目 1 保険給付費交付金、補正額 2,500 万円の増額補正は歳出で計上いたします保険給付費の高額療養費の補正財源として県からの交付金を充てるものでございます。

引き続き歳出でございますが、次のページ 52、53 ページをお願いいたします。

款 2 保険給付費、項 2 高額療養費、目 1 一般被保険者高額療養費、補正額 2,500 万円の増額補正でございますが、一般被保険者の高額療養費実績増加により予算不足が見込まれることによるものでございます。

以上で国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終了させていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

1 番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 47 ページの歳出ですが、高額療養費が 2,500 万計上されています。  
内容について説明してください。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（和泉陽一君） 2,500 万円の補正の内容についてご説明申し上げます。

今年度 10 月分までの支払いで、現在 7,966 万 1,000 円を支出してございます。前年度同期では 7,101 万 9,000 円となりまして、前年度と同期と比較しますと約 12 パーセントの増となっております。このままでいきますと、平成 30 年度の高額療養費の支出見込みが 1 億 3,469 万 9,000 円になる見込みで、予算に不足が見込まれることから、今回補正させていただくものでございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 高額療養費の支払われるケースってどういうのがふえているんですか。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（和泉陽一君） 高額療養費につきましては、医療費が高額にならない、自己負担が高額にならないために各所得に応じまして一部負担金につきまして限度額が定められております。それで、その限度額を超えたものにつきましては、一般の療養給付費と高額療養費で負担するという形になっておりますので、そういった形でありますので、医療費が高額な医療にかかる方がふえてきますと、当然高額療養費もふえてくるような形になっております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） どういう疾病がふえて療養費が高くなっているかはわからないんですか。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（和泉陽一君） 内容につきましては、平成 30 年の 3 月の診療分から 9 月の診療分までで、個人負担を含めた医療費の総額で 100 万円以上かかっている患者さんというのが延べ人数で 81 人となっております。前年度と比較しますと、前年度は 76 件となりまして、5 件ほどふえているという形になります。内容についてはさまざまなんですけれども脳血管疾患、あとは悪性腫瘍、白血病など、そういったものが主なものになっています。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第 53 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定する方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第 53 号は原案のとおりに可決されました。

---

#### ◎議案第 54 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第 8、議案第 54 号 平成 30 年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（和泉陽一君） それでは、議案第 54 号の説明をさせていただきます。

55 ページをお開きください。

平成 30 年度大多喜町後期高齢者特別会計補正予算（第 1 号）は次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 28 万 3,000 円追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 3,499 万 5,000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

なお、詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので 60 ページ、61 ページをお開きいただきたいと思います。

それでは歳入からご説明いたします。



款5 諸収入、項1 償還金及び還付加算金、目1 保険料還付金、補正額 28 万 3,000 円が歳出で計上いたします還付金の補正財源として千葉県後期高齢者医療広域連合からの諸収入を充てるものでございます。

続きまして歳出についてご説明いたします。

次のページ 62、63 ページをお願いいたします。

款3 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目1 保険料還付金 28 万 3,000 円の増額補正が保険料の変更等に伴う保険料還付金の予算不足が見込まれることによるものでございます。

以上で平成 30 年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第 54 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第 54 号は原案のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩します。

なお、2 時 5 分から会議を再開したいと思います。

（午後 1 時 5 4 分）

---

○議長（野村賢一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第9、議案第55号 平成30年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 議案第55号 平成30年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

議案つづり65ページをお開きください。

平成30年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億4,473万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書によりご説明いたしますので、70ページ、71ページをお開きください。

まず、歳入からご説明いたします。

款4国庫支出金、項2国庫補助金、目3地域支援事業交付金介護予防日常生活支援総合事業2万1,000円の増額補正は、歳出で計上します総合事業審査支払手数料及び高額介護予防サービス費の増額による国の法定負担分の増額でございます。

款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目2地域支援事業支援交付金2万8,000円の増額補正は、総合事業審査支払手数料及び高額介護予防サービス費の増額による社会保険診療報酬支払基金の法定負担分の増額でございます。

款6県支出金、項2県補助金、目2地域支援事業交付金介護予防日常生活支援総合事業1万3,000円の増額補正は、総合事業審査支払手数料及び高額介護予防サービス費の増額による県の法定負担分の増額でございます。

款7繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節4事務費繰入金5万円の増額補正は、事務費増額に伴うものでございます。

節 6 地域支援事業繰入金介護予防日常生活支援総合事業 1 万 3,000 円の増額補正は、総合事業審査支払手数料及び高額介護予防サービス費の増額による町の法定負担分の増額でございます。

款 8 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金 3 万 1,000 円の増額補正は、総合事業審査支払手数料及び高額介護予防サービス費の増額による事業費不足に伴う繰越金の増額でございます。

歳入は以上でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

72 ページをお開きください。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費 5 万円の増額補正は、法規集追録代不足分及び公用車のドライブレコーダー購入に伴う増額でございます。

款 3 地域支援事業費、項 3 介護予防日常生活支援サービス事業費、目 1 介護予防日常生活支援サービス事業費 10 万円の増額補正は、総合事業高額介護予防サービス費の該当者が見込まれることに伴う増額でございます。

款 3 地域支援事業費、項 4 その他諸費、目 1 審査支払手数料 6,000 円の増額補正は、対象者増に伴う審査支払手数料の増額であります。

以上で平成 30 年度 大多喜町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第 55 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第 55 号は原案のとおり可決をされました。

---

◎議案第 56 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第 10、議案第 56 号 平成 30 年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（秋山賢次君） それでは、議案第 56 号 平成 30 年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第 2 号）について説明をさせていただきます。

75 ページをお開きください。

それでは、本文に入らせていただきます。

総則。第 1 条、平成 30 年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第 2 条、予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入。科目、第 1 款特別養護老人ホーム事業収益、既決予定額 2 億 1,280 万 9,000 円、補正予定額 300 万円の増、計 2 億 1,580 万 9,000 円、科目、第 2 項営業外収益、既決予定額 1,252 万 7,000 円、補正予定額 300 万円の増、計 1,552 万 7,000 円。

支出。科目、第 1 款特別養護老人ホーム事業費用、既決予定額 2 億 7,513 万 7,000 円、補正予定額 40 万円の増、計 2 億 7,553 万 7,000 円。科目、第 1 項営業費用、既決予定額 2 億 7,463 万 6,000 円、補正予定額 40 万円の増、計 2 億 7,503 万 6,000 円。

資本的収入及び支出。第 3 条、予算第 4 条本文括弧中「1,000 万円」を「1,273 万 4,000 円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。科目、第 1 款資本的収入、既決予定額 0 円、補正予定額 150 万円の増、計 150 万円。科目、第 3 項繰入金、既決予定額 0 円、補正予定額 150 万円の増、計 150 万円。

支出。科目、第 1 款資本的支出、既決予定額 1,000 万円、補正予定額 423 万 4,000 円の増、計 1,423 万 4,000 円。科目、第 1 項建設改良費、既決予定額 1,000 万円、補正予定額 423 万 4,000 円の増、計 1,423 万 4,000 円。

続きまして、詳細につきましては積算資料によりご説明をさせていただきますので、78 ページ、79 ページをお開きいただきたいと思います。

最初に、収益的収入及び支出の収入ですが、第 1 款第 2 項第 5 目他会計繰入金、既決予定額 0 円、補正予定額 300 万円の増で計 300 万円となります。

これは、外国人技能実習生の受け入れに関し、国からの特別交付税の交付対象となったことから、町一般会計からの繰入金を得られることとなったための繰入金です。対象は、当初予算で計上済みの技能実習生来日に係る渡航経費、研修費、賃金等となります。

次に、支出ですが、第 1 款第 1 項第 1 目施設管理費、既決予定額 2,333 万円、補正予定額 40 万円の増額で、計 2,373 万円となります。

これは、施設の修繕に伴う修繕費の不足による増額でございます。

続きまして、次ページ、80 ページ、81 ページをお開きください。

資本的収入及び支出になります。

最初に、収入でございますが、第 1 款第 3 項第 5 目他会計繰入金、既決予定額 0 円、補正予定額 150 万円の増で計 150 万円となります。

これは、外国人技能実習生の受け入れに関し、国からの特別交付税の交付対象となったことから、町一般会計からの繰入金を得られることとなったための繰入金です。対象としましては、当初予算計上済みの技能実習生来日に係る施設の改修や生活に必要な物品の整備等に係る経費となります。

次に、支出ですが、第 1 款第 1 項第 1 目施設整備費、既決予定額 919 万円、補正予定額 423 万 4,000 円の増額で計 1,342 万 4,000 円となります。これは、公用車の 4 台分のドライブレコーダー取り付けに係る経費とナースコールの老朽化に伴う不具合が発生しているための改修を予定する経費となります。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5 番吉野僖一君。

○5 番（吉野僖一君） 81 ページ、備品購入の中で公用車 4 台分のドライブレコーダー、ほかのやつ見ると 1 台 24 万になっているんだけど、この辺はどういう違いが……。

○議長（野村賢一君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（秋山賢次君） こちらに記載してありますとおり、公用車4台分のドライブレコーダーとなりますが、特別養護老人ホームの公用車につきましては、大型車が結構多いことと、それから入所者を同乗させておりますことから車内も一緒に写せるタイプを考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） すみません、78ページの他会計からの繰入金両方ありますですかね、80ページの。これは、先ほど補正予算の中で450万、国が225万で間違いで225万という説明がありました。この450万の費用というのはこの外国人が来るに当たっての全ての費用、今、施設の改修事業とか全ていろいろなことをやっていると思いますけれども、それに企てる費用であって、そのほかの一般的な、何ていうんですかね、それとは関係ない費用には使えないということよろしいのかということと、これことし来るんですか、来年もまた来るんでしょうか。

それと、外国人っていつから来ますか。

○議長（野村賢一君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（秋山賢次君） まず最初に、外国人がいつから来るかということでご質問があったと思います。

こちらにつきましては、今国のほうに申請を上げてありまして、予定ですと1月に来日がほぼ、1月になるのではないかと思います。

○議長（野村賢一君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 一般会計からの繰出金のことについて、財政課のほうからお答えさせていただきます。

一般会計からの繰出金につきましては、これはあくまで外国人技能実習生の受け入れに関する費用です。予算上では繰出金450万円予算計上してありますが、特別養護老人ホームのほうでの外国人技能実習生に関する歳出予算では500万を超えるような予算があります。

こちらについては、実績として支出した金額にあわせて450万円の範囲以内で一般会計のほうから繰り出すようになります。

それと、次年度以降についてなんですけれども、次年度以降も特別交付税の交付対象とな

ります。

今年度につきましては、先ほども説明させていただきましたが、6カ月未満の実習生ということで1人当たり150万、それが6カ月以上となった場合には1人当たり500万円が特別交付税の繰り出し基準となりますので、500万以内で実際にかかった費用に対して繰出しのほうを予算のほうに計上する予定でいます。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

○4番（根本年生君） すみません、今の関連で。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） いろいろな環境面の整備がいろいろ大変だと思うんですけども、それはもう十分この繰入金等で対応できるという、繰入金プラスアルファ一般財源もあるのかわからないけれども、環境整備はこれで十分予算的には対応ができると考えているのかということと、あとこれ補正予算をやることって繰入金があることによって今年度の赤字額の予想、それはどのくらいを予想しているのか教えてください。

（「赤字をまだ……。」の声あり）

○4番（根本年生君） ここに書いてあるのでこれでいいのか、これに支出の合計を書いてある……

○議長（野村賢一君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 環境整備に十分使えるかという質問につきましては、あくまでもこれは外国人の実習生受け入れに対してかかった費用に対して1人当たり150万円が今回の繰出金ですと上限となってその範囲内であれば、それは対象となります。それを超えた部分につきましては一般会計のほうでも繰り出しの予算は組んでおりませんので、あくまで基準額以内での繰り出しということで計上しています。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「何番だい。初めてだから……」の声あり）

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

（「ここに収入と支出書いてある、ここに。その差額で……」の声あり）

○議長（野村賢一君） 今、事務局のほうから1問について質問の内容が多すぎるということで。

じゃあ山田さんよろしいですか。

○11番（山田久子君） はい。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） ここの最初、収入と支出書いてありますよね。この中が赤字になるという予想であるということでもいいのかという確認をしたいということでございます。

○議長（野村賢一君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（秋山賢次君） この差額が赤字になるのかということのご質問でございますが、これはあくまでも予定額でございますので、実際にこのままということではないかとは思いますが、現在のところその辺の内容につきましては、まだはっきりしていない状況でございます。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） すみません。確認で1点お伺いしたいと思います。

79ページ、81ページになるかと思うんですが、外国人技能実習生の受け入れ費で特別交付税ということで来年度以降もいただける可能性があるということでお話しいただいたんですが、その場合の振り分けなんですが、収益的収入支出ということで今回も振り分けて使っていると思うんですけれども、その振り分けというのは町で独自で判断をして使うことができるということなんでしょうか。

先ほどですと、来年度は1人当たり500万円の上限が見込まれるということであったわけですが、その振り分けというのは町独自で判断して使うことができるのかどうかということをお伺いできればと思います。

○議長（野村賢一君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（秋山賢次君） ただいまのご質問ですが、そちらに関しましては特別養護老人ホームのほうの予算に関連をしまして、その内容はある程度特別養護老人ホームのほうで判断できるのではないかと考えています。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 今の関連で。

その外国人が来まして、その宿泊は住み込みみたいな感じになるんですか、宿泊施設というか対応は。

○議長（野村賢一君） 特別養護老人ホーム所長。



○特別養護老人ホーム所長（秋山賢次君） 今回の来日をされる研修生の3名の方に関しましては、特別養護老人ホームの居室の一部を改修をいたしましてそちらのほうに居住していただく予定であります。

○議長（野村賢一君） よろしいですか。  
（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。  
本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。  
ご異議ございませんか。  
（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。  
これから議案第56号を採決します。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。  
したがって、議案第56号は原案のとおり可決をされました。

---

#### ◎休会について

○議長（野村賢一君） 以上で本日の日程は全て終了しました。  
お諮りします。  
本定例会は、議事の都合により、あす6日から会期末の平成31年1月28日まで休会としたいと思います。  
これにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。  
よって、あした6日から会期末の平成31年1月28日まで休会とすることに決定しました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（野村賢一君） 本日はこれをもって散会とします。  
お疲れさまでした。

(午後 2時27分)

---

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 野 村 賢 一

署 名 議 員 渡 邊 泰 宣

署 名 議 員 麻 生 勇